



# 三重県公報

令和6年2月16日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>監査委員公表</b>			
1	監査結果の公表	(監査委員)	1

### 監査委員公表

#### 監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月16日

三重県監査委員	伊藤	隆
三重県監査委員	中瀬古	初美
三重県監査委員	野村	保夫
三重県監査委員	伊賀	恵

包括外部監査の結果に関する報告

令和6年2月1日

三重県監査委員 様

包括外部監査人 神谷 研

令和5年4月1日に締結しました包括外部監査契約に従い、地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づき包括外部監査を実施しましたので、同法第252条の37第5項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出いたします。

# 令和5年度 包括外部監査報告書

水道用水供給事業・工業用水道事業に関する  
事務の執行について

令和6年2月

三重県包括外部監査人  
税理士 神 谷 研

目 次

第1 外部監査の概要 . . . . . 1

1 外部監査の種類 . . . . . 1

2 選定した特定の事件（テーマ） . . . . . 1

3 事件を選定した理由 . . . . . 1

4 外部監査の対象部局 . . . . . 2

5 外部監査の対象期間 . . . . . 2

6 外部監査の実施期間 . . . . . 2

7 外部監査の方法 . . . . . 2

8 外部監査の手続 . . . . . 4

9 外部監査の意見表明の方針 . . . . . 5

10 外部監査の補助者 . . . . . 5

第2 水道用水供給事業・工業用水道事業と企業庁の概要 . . . . . 6

1 企業庁の事業概要と組織図 . . . . . 6

2 各水道事務所の事業内容 . . . . . 10

3 水道用水供給事業・工業用水道事業の詳細 . . . . . 23

4 地方公営企業の会計制度 . . . . . 32

5 損益計算書及び貸借対照表の推移 . . . . . 36

6 財務諸表分析 . . . . . 40

7 三重県企業庁経営計画 . . . . . 42

第3 外部監査の結果 . . . . . 47

1 水道・工業用水道の料金について . . . . . 47

（1）県の水道・工業用水道料金の設定 . . . . . 47

（2）監査手続 . . . . . 50

（3）意見表明 . . . . . 50

2 修繕引当金 . . . . . 52

（1）概要 . . . . . 52

（2）監査手続 . . . . . 52

（3）意見表明 . . . . . 52

3 退職給付引当金 . . . . . 55

（1）概要 . . . . . 55

（2）監査手続 . . . . . 56

(3) 意見表明	56
4 賞与引当金	58
(1) 概要	58
(2) 監査手続	58
(3) 意見表明	58
5 減損会計の適用	60
(1) 概要	60
(2) 監査手続	60
(3) 意見表明	60
6 内部統制	64
(1) 概要	64
(2) 監査手続	82
(3) 意見表明	82
7 契約事務	86
(1) 概要	86
(2) 監査手続	86
(3) 工事契約（抽出案件）	88
No. 1 大里浄水場場内流量計ほか取替工事	88
No. 2 南勢水道事務所管内流量計取替工事	89
No. 3 内径 600 耗減圧弁取替工事（茂福）	89
No. 4 多気浄水場機械設備点検整備工事（攪拌その他機械設備）	90
No. 5 水沢浄水場ほか機械設備点検工事	91
No. 6 多気浄水場機械設備点検整備工事（薬品注入設備）	91
No. 7 高野浄水場機械設備点検整備工事	92
No. 8 山村浄水場受変電設備取替工事	93
No. 9 内径 900 耗配水管布設工事（四期・霞第 2 工区）	93
No. 10 大口配水池直流電源装置ほか取替工事	94
No. 11 相川水管橋仮配管工事	95
No. 12 管路電気防食設備取替工事（四期）	95
No. 13 新屋敷取水所 1 号、2 号加圧ポンプ分解点検工事	96
No. 14 霞ヶ浦水管橋塗装工事（三期）	97
No. 15 内径 350 耗送水管撤去工事（神坂～長谷）	98
(4) 委託契約（抽出案件）	99
No. 1 配水管路測量設計業務委託（四期・塩浜町その 1）	99
No. 2 導水ポンプ所詳細設計業務委託	99
No. 3 北勢水道事務所管内監視カメラ設備調査設計業務委託	100

No. 4	北勢水道管内維持管理情報システム情報整備業務委託	・ ・ 1 0 1
No. 5	北勢水道事務所管内施設警備業務委託	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 2
No. 6	大里浄水場ほか電気設備改良設計業務委託	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 2
No. 7	高野沈砂池耐震診断業務委託	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 3
No. 8	配水管布設測量設計業務委託（松阪市古井町）	・ ・ ・ ・ 1 0 4
No. 9	分水施設計装設備等点検業務委託	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 5
No. 10	多気浄水場ほか電気設備点検整備業務	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 6
No. 11	多気浄水場ほか環境保全業務委託	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 7
(5)	意見表明	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 8
8	入札手続	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 8
(1)	手続確認の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 8
(2)	監査手続	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 9
(3)	企業庁発注案件における入札状況	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 9
ア	工事契約	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 9
イ	委託契約	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 2
ウ	現状の問題点	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 3
(4)	くじ引きによる落札防止	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 4
ア	状況改善策の検討	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 4
イ	意見表明	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 6
(5)	予定価格の事後公表	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 6
ア	事前公表の意義と問題点等	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 6
イ	意見表明	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 7
(6)	1者入札の防止	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 7
ア	1者入札への対応	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 7
イ	意見表明	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 9
9	資産（固定資産・貯蔵品）の管理等	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 0
(1)	固定資産管理	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 0
(2)	貯蔵品管理	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 0
(3)	監査手続	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 1
(4)	意見表明	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 1
10	長良川河口堰事業	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 7
(1)	長良川河口堰の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 7
(2)	長良川河口堰建設の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 1 3 2
(3)	長良川河口堰に係る三重県の負担	・ ・ ・ ・ ・ 1 3 3
(4)	長良川河口堰の運用と企業庁の利水の時系列	・ ・ ・ ・ ・ 1 3 9
(5)	独立行政法人水資源機構への負担金の支出と	

県庁内資金移動の考え方	141
(6) 監査手続	142
(7) 意見表明	142
第4 監査対象事業に関する補足等	147
1 三重県行政と企業庁の関係	147
2 長良川河口堰関連工業用水道事業の 計画給水量 515,000 m <sup>3</sup> /日の活用	148
3 消費税等に係る事項	149
4 P F A S の検査対応と結果について	150
第5 利害関係	151
参考資料	152
1 地方自治法施行令第百六十七条第三号 (抜粋)	152
2 地方公営企業法 (抜粋)	152
3 地方公営企業法施行令第二十一条の十四 (抜粋)	155
4 水道用水施設と用語説明	157
5 工業用水道施設の紹介と機能の説明	159
6 工事及び委託に係る入札結果の一覧	165
(1) 三重県企業庁工事契約一覧表 (令和4年度)	165
一 契約金額 1,000 万円以上の工事契約一	166
(2) 三重県企業庁委託契約一覧表 (令和4年度)	171
一 契約金額 1,000 万円以上の委託契約一	172

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について

### 3 事件を選定した理由

三重県（以下「県」という。）が実施している水供給事業は、水道用水供給事業と工業用水道事業がある。

水道用水供給事業は、生活に欠かせない安全で安心な水を安定して市町へ供給する事業である。三重県企業庁（以下「企業庁」という。）は、昭和43年に志摩地方で給水をスタートして以来、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業5浄水場でトータルの給水能力429,366 m<sup>3</sup>/日により、県下29市町のうち18市町へ水道用水を供給している。

工業用水道事業は、昭和31年に四日市工業用水道（現在の北伊勢工業用水道）の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道事業、中伊勢工業用水道事業及び松阪工業用水道事業の3事業でトータルの給水能力911,500 m<sup>3</sup>/日により、県下91社104工場（令和5年4月1日現在）に工業用水を供給している。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生している。こうした災害の頻発による水道・工業用水道の被災は、県民及びユーザーの日常生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、災害に強い強靱な水道・工業用水道の構築を着実に進めるため、平成29年3月に策定した三重県企業庁経営計画に基づき、施設の改良や更新、修繕工事や耐震化工事を計画的・重点的に実施している。

水道用水供給事業と工業用水道事業は、県民の生命と生活にとって必須の最重要施策の一つであり、一定のウエイトを占めていることを鑑みると、監査する意義は大きいと考える。

このような理由により、特定の事件として選定するものである。

#### 4 外部監査の対象部局

企業庁

#### 5 外部監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度についても対象とする。)

#### 6 外部監査の実施期間

令和5年5月22日から令和6年2月1日まで

#### 7 外部監査の方法

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第2項によれば、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」とされている。

さらに、法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、法令が遵守されていることを当然の前提としている。また、同第16項には正確な処理が行われているという前提も含まれていると解する。

すなわち、監査を実施するに当たっては、合規性・正確性並びに有効性・効率性・経済性に対して常に意を用いて行った。

令和4年度当初予算（支出）における水道用水供給事業と工業用水道事業の事業規模は、水道用水供給事業（160億8,290万3千円）、工業用水道事業（124億1,703万5千円）である。

### (1) 水道用水供給事業

強靱な水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めている。

また、拡張事業（未整備分）である北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）の取水・導水施設の整備を、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、令和7年度の供用開始に向け計画的かつ効率的な事業執行に努めている。

### (2) 工業用水道事業

強靱な工業用水道の構築のため、水道用水供給事業と同様に引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めている。

監査は、財務事務と経営事業の管理が適正に行われているかに加えて、水道法の趣旨を踏まえ、長期経営計画に基づく事業の継続可能性と資産の維持管理の状況、契約事務等の確認を行い、水道料金の設定について検討を加えた。また、平成26年度の会計制度の見直しにより、会計処理に与える影響が大きいと思われる各種引当金の計上、減損会計及び内部統制の適用についても検討した。さらに、永らく事業化できていない長良川河口堰に関する会計処理の適正性にも踏み込んだ。

監査に当たっては、人にとって命の水であり、企業にとっては経営の根幹である水という最重要な資源について、県の意向を受けて企業庁が手厚く実施した施策であることを理解した上で行った。

よって、監査は、

- ① 水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行の合規性・正確性
- ② 水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の有効性・効率性・経済性
- ③ その他監査が必要と判断した事項について、誠実に網羅的に確実にを行った。

## 8 外部監査の手続

以下の監査要点について、関連資料の閲覧及び担当部局へのヒアリング等を実施した。

### 【水道用水供給事業・工業用水道事業】

- (1) 料金単価の算定方法は適切か。

### 【会計制度】

- (1) 修繕引当金の取崩し方法及び金額は妥当か。
- (2) 退職給付引当金の計上金額は妥当か。
- (3) 賞与引当金の見積り方法及び計上金額は妥当か。
- (4) 固定資産の減損会計は適切に適用されているか。
- (5) 減損の兆候は適切に把握されているか。
- (6) 遊休資産は適切に把握されているか。

### 【固定資産・貯蔵品の管理】

- (1) 固定資産の取得及び除却処理は適切に実施されているか。
- (2) 固定資産は適切に管理され、固定資産台帳は正確に記載されているか。
- (3) 貯蔵品の受払管理、数量管理は適切に実施されているか。

### 【内部統制制度】

- (1) 「三重県内部統制マニュアル」に従って運用されているか。
- (2) 「三重県における内部統制の方針」に従って運用されているか。
- (3) 「内部統制リスクマネジメントシート」を活用し適切に運用されているか。

### 【工事契約】

- (1) 契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り）の選定が適法かつ妥当であるか。
- (2) 契約の方式決定及び相手先の選定について競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているか。
- (3) 契約の締結について、契約書が確実にかつ適時に作成されているか。
- (4) 契約変更があった場合、契約変更の内容・手続が妥当であるか。
- (5) 契約の履行について物品の納品・引渡し時期は妥当か、また、その他契約の履行期限が守られているか。
- (6) 物品等の購入は契約書や仕様書どおりに履行されているか。

- (7) 契約の履行について契約代金の支払は適切か。
- (8) 検収について、検収立会が的確になされているか。
- (9) 下請負は正当な手続が行われ、必要な理由に基づく下請負であったか。

#### 【委託契約】

- (1) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- (2) 委託理由に合理性があるか。
- (3) 委託料の算定方法は適正か。
- (4) 委託契約は適法であり、支払は正確か。
- (5) 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- (6) 委託事業では契約上限額の算定においてその積算単価は適正な水準か。
- (7) 多額な委託契約を締結する時に契約保証金の免除は適正か。

### 9 外部監査の意見表明の方針

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を用いて、評価することとする。

すなわち、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項並びに正確性、有効性、効率性及び経済性に著しく反している事項については、「指摘」として速やかに改善することを求める。

また、監査の結果、正確性、有効性、効率性及び経済性の観点から意見を述べた事項については、「意見」として改善を検討することを求める。

### 10 外部監査の補助者

内山 隆夫	(公認会計士・税理士)
小川 友香	(公認会計士・税理士)
山崎 智博	(公認会計士・税理士)
今西 孝彰	(税理士)
大谷 久美	(税理士・社会保険労務士)
滝澤多佳子	(税理士・行政書士・宅地建物取引士)
加藤 恭子	(税理士)
福田 寿里	(税理士)
川岸 弘樹	(弁護士・弁理士)

## 第2 水道用水供給事業・工業用水道事業と企業庁の概要

### 1 企業庁の事業概要と組織図

企業庁は、県が経営する企業（地方公営企業）（注）であり、令和5年4月現在、水道用水供給事業・工業用水道事業の2事業を行っている。地域住民の福祉の増進を目的とした仕事を行っている点では、一般の地方行政機関と同じであるが、大きく異なるのは、経費の負担の面である。地方公営企業の経費は、原則として料金など経営にともなう収入により充てることが法律で定められている（地方財政法）。経費が税金ではなく、受益者からの料金収入によって賄われている点に違いがある。

#### （1）水道用水供給事業

県の水道用水供給事業は、昭和40年代前半からの県内産業の発展、都市化の進行などにより水需要が増加する中で、個々の市町では水源開発が困難なことなどから、県で広域的に用水供給事業を実施するよう関係市町から要請を受け、事業を開始している。

現在、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業で営業を行い、給水能力は5浄水場で日量429,366 m<sup>3</sup>となっており、県内の18市町に水道用水を供給している。

また、施設の合理的・効率的運用を行うため、平成13年4月から大里浄水場の運転管理を中勢水道事務所から遠隔制御で行っている。さらに、平成16年4月から播磨浄水場及び水沢浄水場の運転管理を北勢水道事務所から遠隔制御で行っている。

水道水の水質に関する検査項目は、水道法に基づく「水質基準項目（51項目）」及び「水質管理目標設定項目（27項目）」がある。企業庁が供給している水道水は、水質基準を十分満足しており、良好な水質を保っている。

#### （2）工業用水道事業

県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきた。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61

年には多度工業用水道で給水を開始している。なお、多度工業用水道事業は平成28年4月1日に事業を廃止している。

現在、県域全体では最大給水能力911,500 m<sup>3</sup>/日を有し、県内の91社104工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与している。

また、将来の水需要に備えて三重用水、長良川河口堰に水源を確保している。

(注) 地方公営企業は、都道府県などの地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的として経営する企業のことをいい、経済性を発揮した公的サービス（水道事業、工業用水道事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業など）を行う役割を担っている。

1 三重県企業庁組織

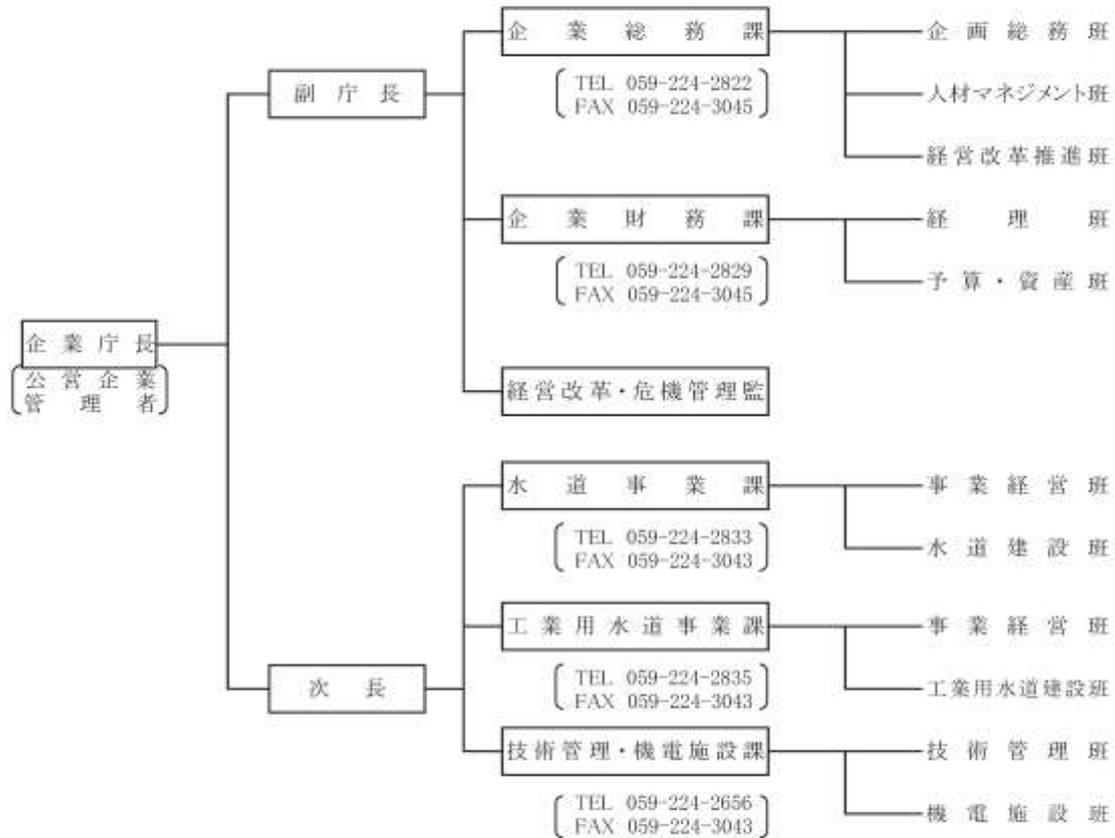
(1) 組織図

(令和5年4月1日現在)

① 本庁

〒514-8570

津市広明町13番地



(2) 職員配置表 (令和5年4月1日)

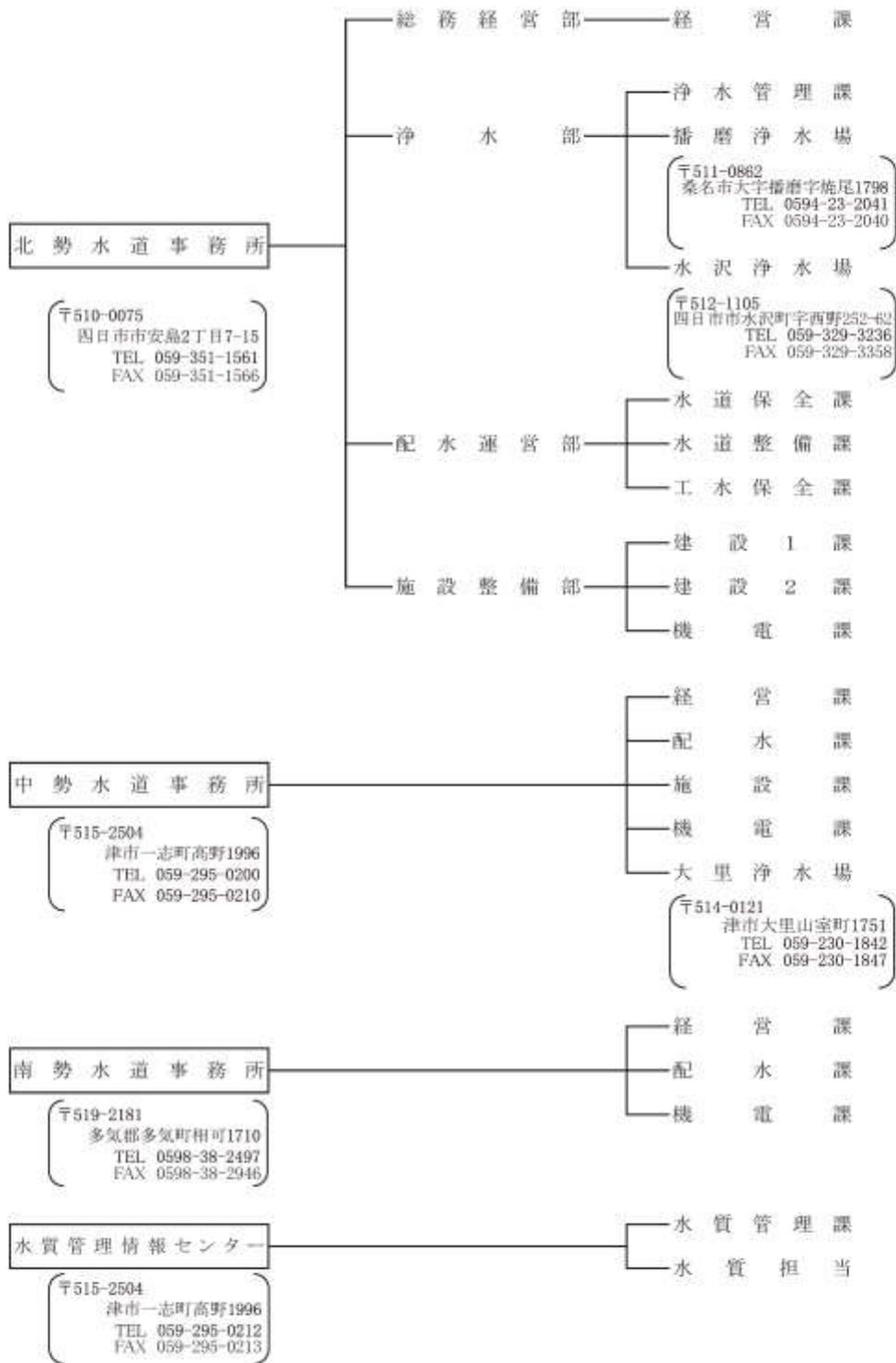
① 本庁

区 分	職員数
副庁長・次長・ 経営改革・危機管理監	3
企業総務課	13
企業財務課	11
水道事業課	10
工業用水道事業課	8
技術管理・機電施設課	8
小 計	53

② 事業所

区 分	職員数
北勢水道事務所	66
中勢水道事務所	27
南勢水道事務所	16
水質管理情報センター	11
小 計	120

区 分	職員数
合 計 (①+②)	173



(出典：令和5年度三重県企業庁事業概要 水の恵み)

## 2 各水道事務所の事業内容

### (1) 北勢水道事務所

北中勢水道用水供給事業(北勢系)、北伊勢工業用水道事業を実施しており、安全で安心できる水道水、良質な工業用水の供給に努める一方、平成16年4月より浄水場の運転監視業務を民間委託し、北勢水道事務所からの集中管理とするなど、効率的な施設運営にも努めている。

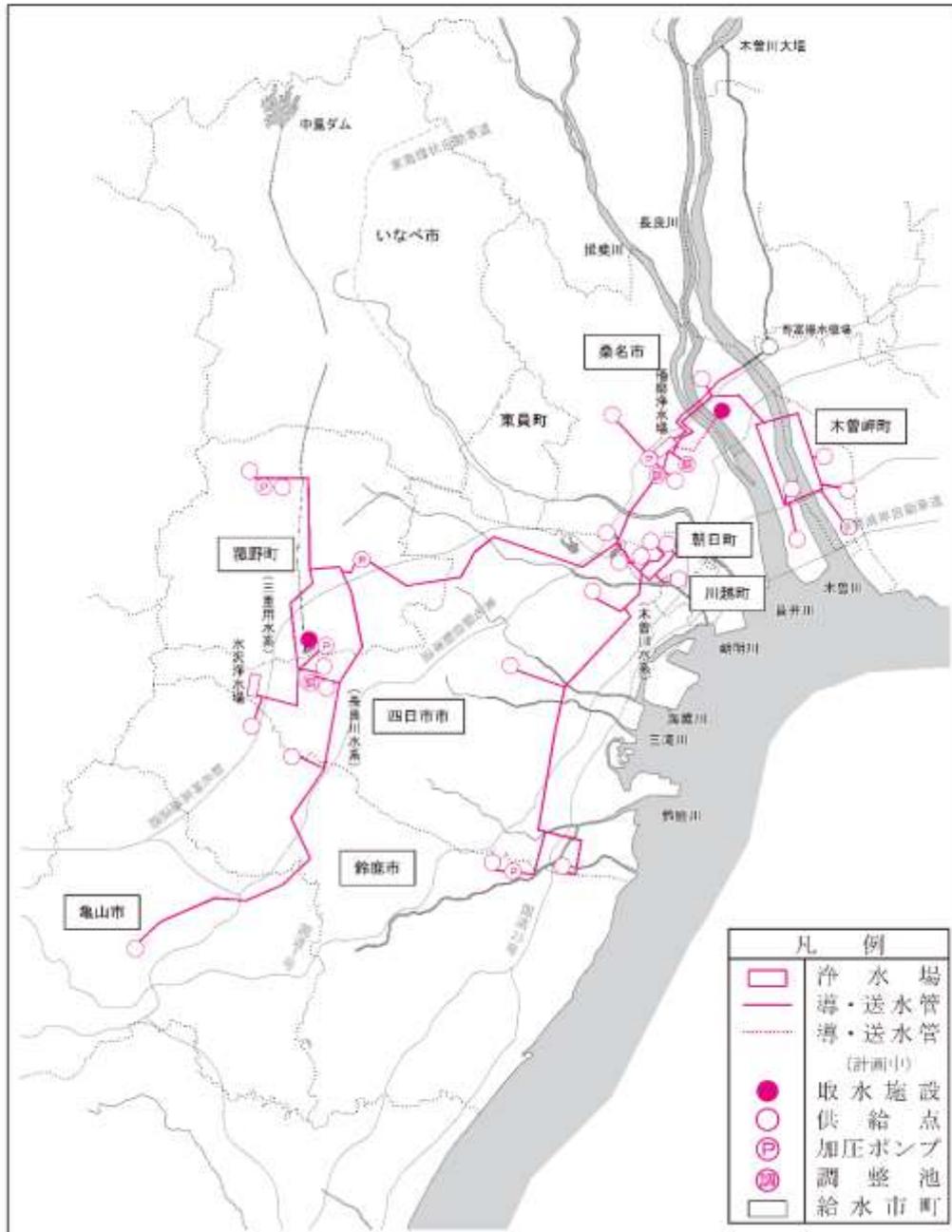
#### (北中勢水道用水供給事業)

北中勢水道用水供給事業は、県の北勢地域及び中勢地域の10市町へ水道用水を供給している。

平成10年度に北勢水道用水供給事業と中勢水道用水供給事業を統合し、北中勢水道用水供給事業として現在に至っている。

	北中勢水道用水供給事業	
	北勢系	中勢系
事業認可年月日	創設) 昭和46年 7月28日 (木曾川用水系)	創設) 昭和43年 3月30日 (雲出川水系)
	拡張) 昭和63年 3月31日 (三重用水系)	1 拡) 昭和50年 3月31日
		2 拡) 平成 5年 3月30日 (長良川水系)
	2 拡) 平成10年 7月30日 (北中勢水道用水供給事業に名称変更及び北勢系2 拡)	
計画目標年次	平成30年度	
計画給水人口	1,091,000 人	
	773,000 人	318,000 人
計画施設能力	289,516 m <sup>3</sup> /日	
	149,300 m <sup>3</sup> /日	140,216 m <sup>3</sup> /日
現在施設能力	289,516 m <sup>3</sup> /日	
	149,300 m <sup>3</sup> /日	140,216 m <sup>3</sup> /日
取水地点及び水源地	愛知県稲沢市祖父江町 木曾川水系木曾川 (木曾川総合用水) (岩屋ダム)	津市一志町高野 雲出川水系雲出川 (君ヶ野ダム)
	三重郡菟野町 木曾川水系牧田川 (三重用水)	桑名市長島町 木曾川水系長良川 (長良川河口堰)
	桑名市長島町 木曾川水系長良川 (長良川河口堰)	
給水対象市町数	8 (4市4町)	2 (2市)
給水対象市町	四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 木曾岬町 菟野町 朝日町 川越町	津市 松阪市
事業費	創設) 122億円	創設) 35億円
	1 拡) 116億円	1 拡) 32億円
	2 拡) 209億円	2 拡) 684億円

### 北中勢水道用水供給事業(北勢系)概要図



(北伊勢工業用水道事業)

四日市市を中心とする北勢地域の臨海部は、古くから紡績を主とする工場が立地し、昭和30年代頃からは石油化学コンビナートが形成され、全国でも有数の工業地域に発展してきた。

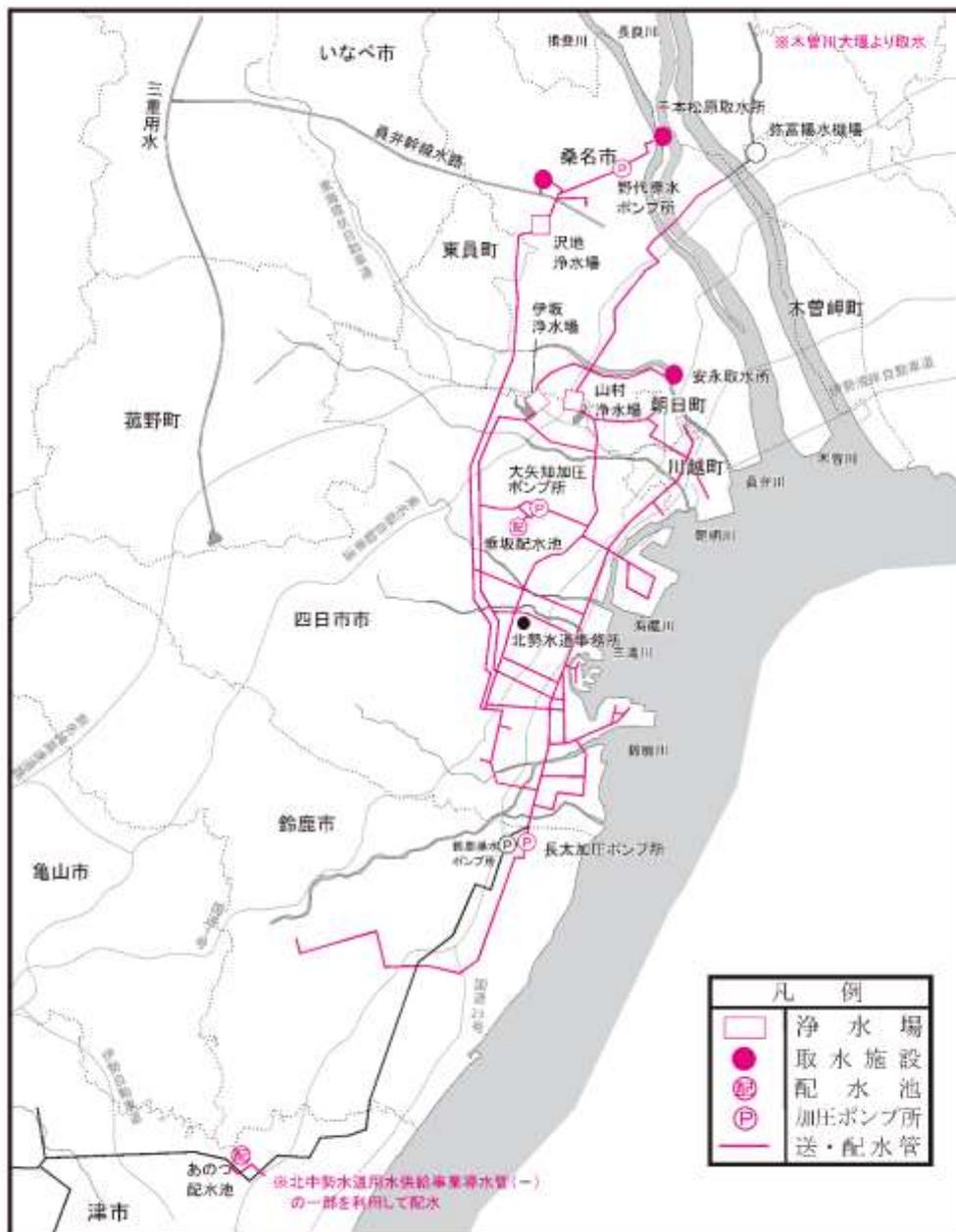
工業の発展に伴い、工業用水の需要は急増し、県では昭和28年に四日市工業用水道の建設に着手し、昭和31年4月から給水を開始している。

その後、北伊勢工業用水道第1期事業から第4期事業に至るまで増設を重ね、一日当たりの給水能力は840,000 m<sup>3</sup>となり、現在、69社80工場に給水している。

事業名	給水区域	水源	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢 工業用水道	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	長良川 三重用水 員弁川 木曾川総合用水 (岩屋ダム)	(1,000,000) 840,000	754,990	S31.4.1	S28~	(14,270,826) 63,147,035

- 給水能力、契約水量は令和5年4月1日現在の値です。
- 給水能力の( )内は全体計画量を、事業費の( )内は水源負担額(外数)を示しています。
- 給水区域は現在給水している区域を示しています。

### 北伊勢工業用水道事業概要図



(2) 中勢水道事務所

北中勢水道用水供給事業（中勢系）、中伊勢工業用水道事業及び松阪工業用水道事業を実施しており、水道用水供給事業は、一日最大 140,216 トンの給水能力で津市と松阪市に水道用水を供給し、工業用水道事業は計 22 社 24 工場に対して工業用水を供給している。安全で安心できる水道水の供給に努める一方、平成 13 年度から大里浄水場の運転監視業務を遠方監視化し高野浄水場から行うなど、効率的な施設運用にも努めている。

(北中勢水道用水供給事業 中勢系 雲出川水系)

北中勢水道用水供給事業（中勢系）の創設事業として、県のほぼ中央に位置し、経済・文化・行政の中心である津市と隣接する松阪市の 2 市を給水対象とし、君ヶ野ダムを水源として昭和 43 年度建設に着手し、昭和 46 年 6 月に一部給水を開始している。

その後、第 1 次拡張事業を経て、一日最大給水量 81,416 m<sup>3</sup>の給水能力により 2 市へ水道用水を供給している。

浄水場名	高野浄水場
所在地	三重県津市一志町高野 1996
水源	一級河川雲出川水系雲出川 (君ヶ野ダム)
現在給水能力	81,416 m <sup>3</sup> /日
給水対象	津市 松阪市 (2市)
給水開始年月	(一部) 昭和46年6月 (全部) 昭和56年4月
建設期間	(創設) 昭和43 ～54年度 (1拡) 昭和50 ～55年度

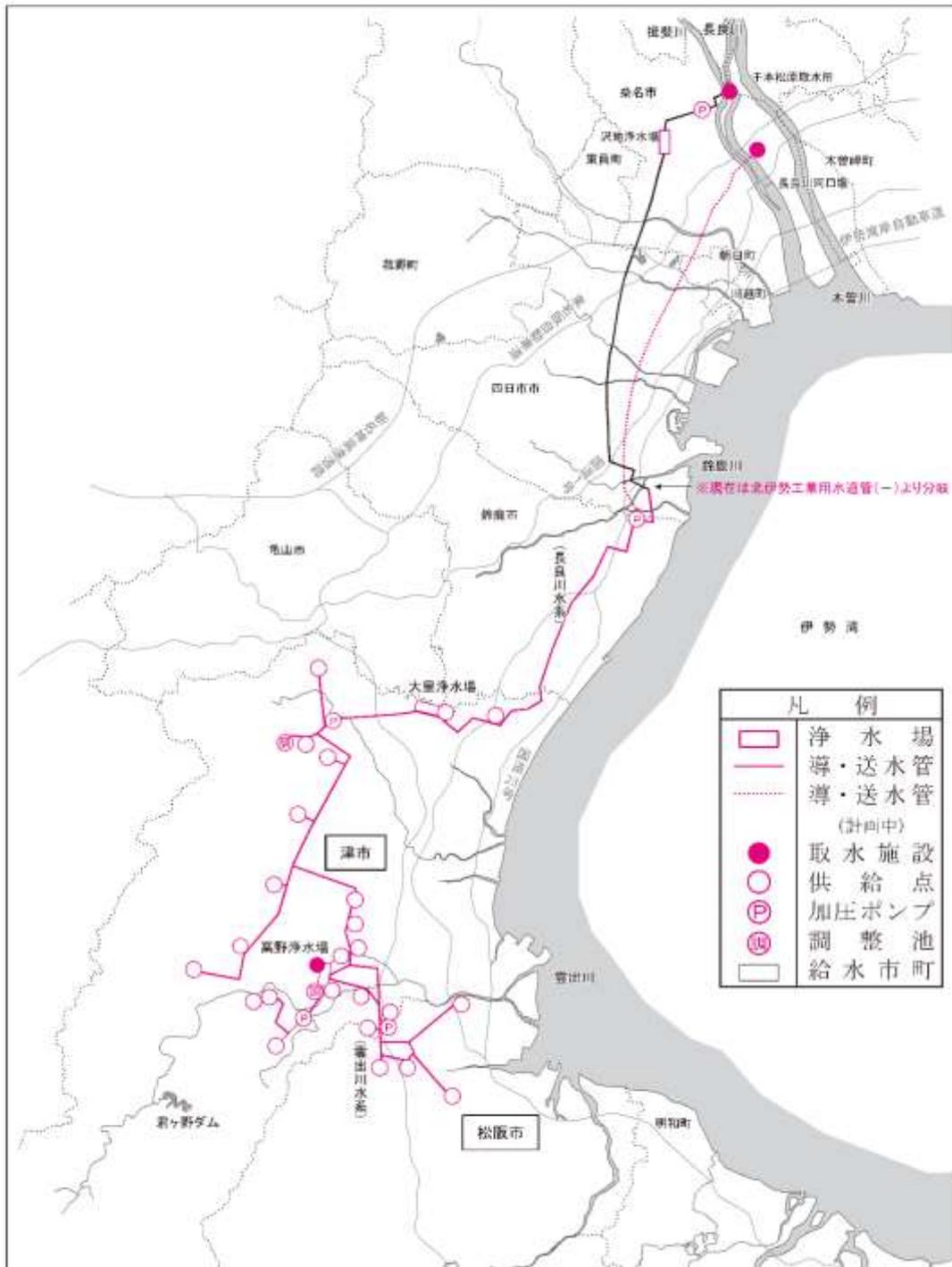
(北中勢水道用水供給事業 中勢系 長良川水系)

北中勢水道用水供給事業(中勢系 雲出川水系)の給水区域内の水需要が増加するとともに、近隣の地域においても水需要が増加してきたため、新たに水源を長良川河口堰に求め、平成5年度から計画一日最大給水量 83,584 m<sup>3</sup>の第2次拡張事業を実施し、平成10年4月から一日最大給水能力 58,800 m<sup>3</sup>で一部給水を開始している。

なお、社会経済状況の変化等により、平成17年から水需要の精査・確認を行い、関係者間で協議を重ねた結果、事業計画の見直しを行い、計画最大給水量を一部給水の 58,800 m<sup>3</sup>/日に縮小している。

浄水場名	大里浄水場
所在地	三重県津市大里山室町 1751
水源	一級河川木曾川水系長良川 (長良川河口堰)
現在給水能力	58,800 m <sup>3</sup> /日
給水対象	津市 松阪市 (2市)
給水開始年月	平成10年4月
建設期間	平成5～ 令和6年度

### 北中勢水道用水供給事業(中勢系)概要図



## (中伊勢工業用水道)

津市を中心とする中勢地域の臨海部は、戦前から繊維工業を中心に発展してきたが、戦後は南部の丘陵地帯にも工場が立地し、人口も年々増加してきた。従来から工業用水の水源として地下水や上水道を使用していたが、地下水については水質が悪化する傾向にあり、上水道についても人口の増加や生活様式の変化などにより水不足が生じていた。

そこで、昭和44年から雲出川上流の君ヶ野ダムを水源とする日量50,000 $\text{m}^3$ の工業用水道の建設に着手し、昭和46年5月から一部給水を開始している。現在では、15社17工場に給水している。

事業名	給水区域	水 源	給水能力 ( $\text{m}^3$ /日)	契約給水量 ( $\text{m}^3$ /日)	給水開始 年月日	工 期	事業費 (千円)
中伊勢工業用水道	津市	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	14,970	S46.5.1	S44~	(429,110) 5,200,000

- 給水能力、契約水量は令和5年4月1日現在の値です。
- 給水能力の( )内は全体計画量を、事業費の( )内は水源負担額を示す。
- 事業費の( )内は水源負担額(外数)を示す。

### 中伊勢工業用水道事業概要図



## (松阪工業用水道)

松阪市の臨海部は、国道などの陸上交通網や松阪港の整備が進められ、昭和30年代から活発に工場の立地が進み、工業用水の需要も増えてきた。

そこで、昭和36年から櫛田川を水源とする工業用水道の建設に着手し、昭和38年10月から日量14,000 m<sup>3</sup>の給水を開始した。

その後、新しい工場の進出や既存工場の増設により水需要が増加したため、3回の拡張工事を行い、現在では日量38,500 m<sup>3</sup>の給水能力を備え、7社7工場に給水している。

事業名	給水区域	水 源	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工 期	事業費 (千円)
松阪工業用水道	松阪市	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	S38.10.15	S36~62	908,208

- 給水能力、契約水量は令和5年4月1日現在の値です。
- 給水能力の（ ）内は全体計画量を示します。

### 松阪工業用水道事業概要図



## (3) 南勢水道事務所

南勢志摩水道用水供給事業を実施しており、一日最大給水量 139,850 m<sup>3</sup>の給水能力で9市町に水道用水を給水している。水道水の「安全・安心・安定」供給に努める一方、平成18年8月より浄水場の運転監視業務を民間委託するなど、効率的な施設運営にも努めている。

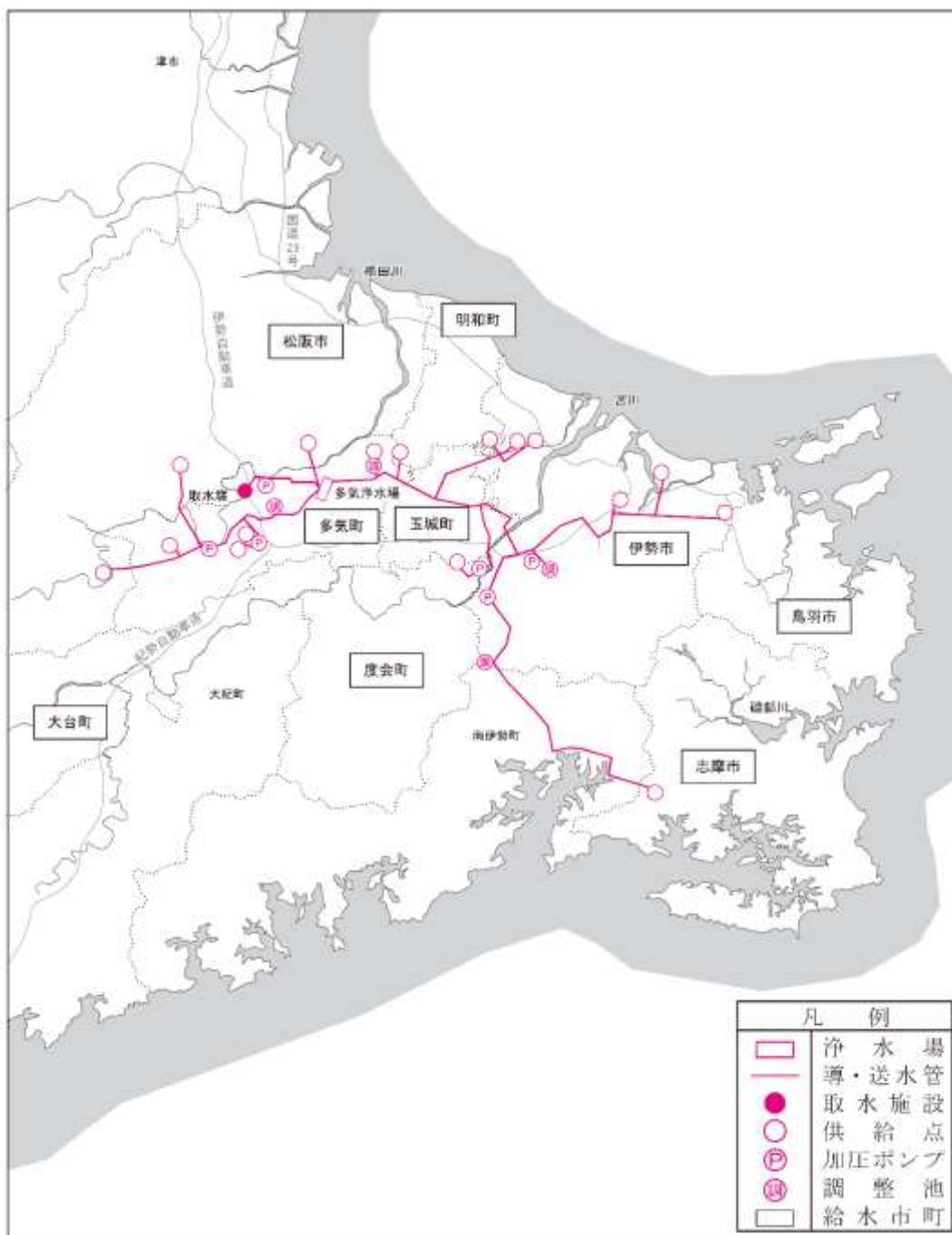
## (南勢志摩水道用水供給事業)

南勢地域の商工業の中核をなす松阪市、伊勢志摩国立公園の観光地として発展してきた伊勢市、鳥羽市を含む7市町を給水対象とし、蓮ダムを水源として、昭和62年5月から一部給水を開始した。

その後、増設を重ね、現在は志摩市、大台町を加えた9市町に対して一日最大給水量 139,850 m<sup>3</sup>の給水能力で水道用水を供給している。

浄水場名	多気浄水場
所在地	三重県多気郡多気町相可 1710
水源	一級河川櫛田川水系櫛田川 (蓮ダム)
現在給水能力	139,850 m <sup>3</sup> /日
給水対象	伊勢市 松阪市 鳥羽市 志摩市 多気町 明和町 大台町 玉城町 度会町 (4市5町)
給水開始年月	(一部) 昭和62年5月 (全部) 平成27年4月
建設期間	昭和50～ 平成26年度

### 南勢志摩水道用水供給事業概要図



(「第2-2 各水道事業事務所の事業内容」の図表の出典：  
令和5年度三重県企業庁事業概要 水の恵み)

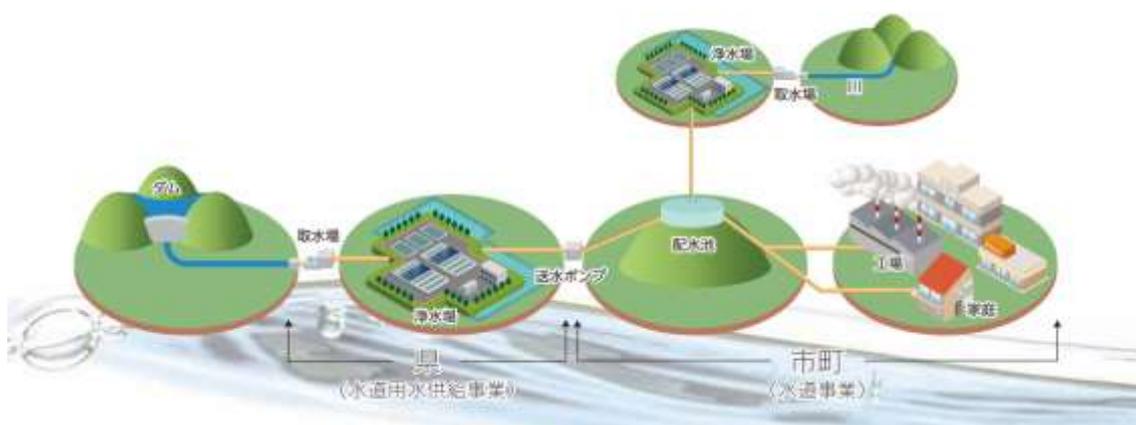
### 3 水道用水供給事業・工業用水道事業の詳細

#### (1) 水道用水供給事業

##### ① 企業庁が行う水道用水供給事業

企業庁が行う水道用水供給事業は、独自に確保している水源だけでは不足する市町に対して水道水の卸売りをを行い、各家庭への水道水の供給は市町から行われている。

水源から各家庭へ水道水を供給するに至るまでの、企業庁と市町との役割を図で表すと以下のとおりとなる。



##### i 北中勢水道用水供給事業

木曽川、三重用水、長良川、雲出川の4つの水源から取水した水を播磨浄水場、水沢浄水場、大里浄水場、高野浄水場の4つの浄水場で処理して、一日最大 289,516 m<sup>3</sup>の水道用水を、6市（四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市）・4町（木曽岬町、菰野町、朝日町、川越町）に供給している。

北勢水道事務所、中勢水道事務所にて管理されている。

##### ii 南勢志摩水道用水供給事業

櫛田川から取水した水を多気浄水場で処理して、一日最大 139,850 m<sup>3</sup>の水道用水を、4市（松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市）・5町（多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町）に供給している。

南勢水道事務所にて管理されている。

② 水道用水供給事業の給水能力

各事業の水系別の給水対象市町及び給水能力等の内訳は以下のとおりである。

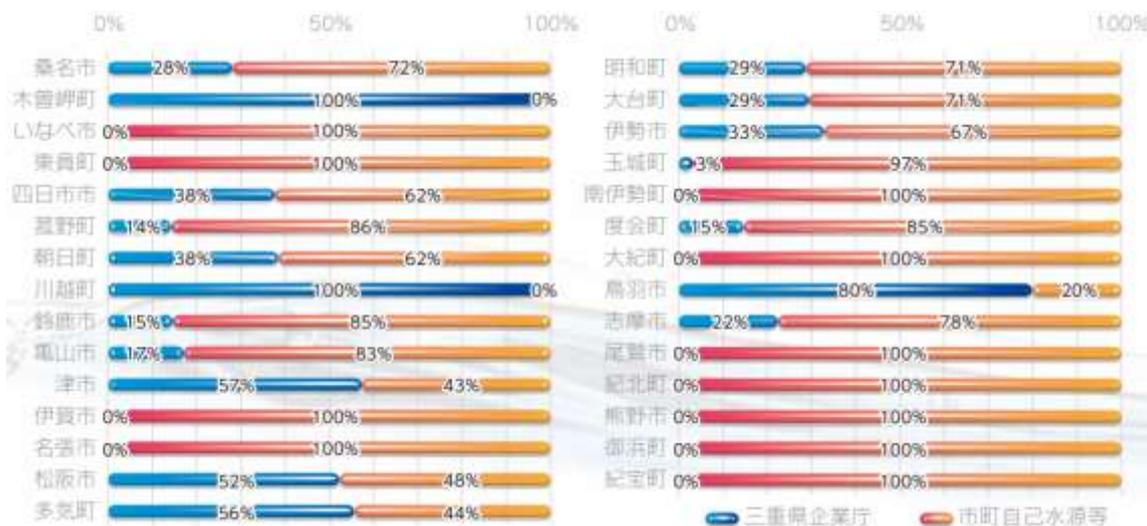
事業名	水源 <浄水場>	計画 目標年度	給水対象市町及び基本水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)	
北勢 水系	木曾川 総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	昭和60年度	四日市市 36,200 桑名市 24,300 鈴鹿市 10,000 木曾町 2,800 計 80,300	朝日町 1,200 川越町 5,800 計 80,300	80,300	(一部給水: 昭和52.3.29) 全部給水: 昭和54.4.1	昭和46 ~53年度	12,214,986
	三重 用水系	平成12年度	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菟野町 2,600 計 51,000		51,000	(一部給水: 平成2.4.1) 全部給水: 平成9.4.1	昭和63 ~平成7年度	11,555,000
	長良川 水系	令和7年度	四日市市 2,200 桑名市 1,100 鈴鹿市 2,200 亀山市 7,400 木曾町 2,000 計 18,000	菟野町 700 朝日町 1,000 川越町 1,400 計 18,000	18,000	(一部給水: 平成13.4.1) 平成21.7.1) 全部給水: 平成23.4.1	平成10 ~令和8年度	執行済事業費 16,929,456 〔全体計画〕 (20,894,995)
	雲出川 水系	昭和60年度	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416		81,416	創設: 昭和46.6.4 一次拡張: 昭和56.4.1	昭和43 ~55年度	6,657,215
中勢 水系	長良川 水系	令和7年度	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800		58,800	全部給水: 平成10.4.1	平成5 ~令和8年度	執行済事業費 40,950,708 (全体計画) (68,442,605)
	南勢古瀬水道 用水供給事業	令和2年度	伊勢市 37,300 松阪市 61,000 鳥羽市 20,000 志摩市 10,000 多気町 6,050 計 139,850	明和町 2,800 大台町 1,700 玉城町 500 度会町 500 計 139,850	139,850	(一部給水: 昭和52.5.1) 全部給水: 平成27.4.1	昭和50 ~平成7年度 (拡張) 平成23 ~26年度	72,884,098
合計			18市町		429,366			

※計画目標年度は、事業認可計画時において給水能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度をいう。

なお、長良川河口堰については、長良川河口堰に取水施設は設置されておらず、長良川上流に設置されている工業用水道事業の千本松原取水所を用いている。

③ 企業庁の水が占める割合

県内の水道水の約 30%（令和 3 年度実績）を占めており、県内各市町における企業庁からの水と自己水源からの水の割合は以下のとおりである。



上記にみられるとおり、各市町により企業庁の水が占める割合は大きく異なっており、5市（いなべ市・伊賀市・名張市・尾鷲市・熊野市）・6町（東員町・南伊勢町・大紀町・紀北町・御浜町・紀宝町）については、企業庁の水を利用しておらず自己水源が 100%を占めている。

④ 営業実績などの概況

i 使用水量などの推移

事業名		区 分	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北中勢水道用水供給事業	木曾川用水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	14,201,282	15,100,173	13,949,480	13,671,265	13,948,065
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	14,201,282	15,100,173	13,949,480	13,671,265	13,948,065
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	80,300	80,300	80,300	80,300	80,300
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	49,369	51,335	49,645	45,866	65,698
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	38,908	40,922	38,323	37,456	38,424
		料金収入	千円/年	1,228,370	1,266,612	1,221,127	1,209,890	1,218,495
	三重用水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	12,164,334	12,436,033	12,221,114	12,336,718	12,292,045
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	12,157,492	12,436,033	12,221,114	12,336,718	12,292,045
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	36,133	36,732	37,484	38,651	42,306
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	33,327	33,702	33,574	33,799	33,862
		料金収入	千円/年	1,520,929	1,531,525	1,523,143	1,572,652	1,525,910
	長良川水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	3,340,854	3,433,017	3,369,915	3,371,821	3,307,057
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	3,082,543	2,979,626	2,875,503	2,849,743	2,777,155
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	10,033	10,077	10,103	9,563	11,490
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	9,153	9,304	9,258	9,238	9,110
		料金収入	千円/年	643,965	650,214	633,395	632,767	628,415
雲出川水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	11,895,782	12,949,610	14,313,998	13,236,161	12,380,376	
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	11,895,782	12,949,610	14,313,998	13,236,161	12,380,376	
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	81,416	81,416	81,416	81,416	81,416	
	最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	47,184	50,125	54,149	47,708	46,058	
	平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	32,591	35,094	39,324	36,263	34,106	
	料金収入	千円/年	1,421,388	1,462,487	1,496,682	1,454,123	1,420,747	
長良川水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	10,731,000	10,848,600	10,701,600	11,786,455	12,584,082	
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	10,731,000	10,848,600	10,701,600	11,786,455	12,584,082	
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	58,800	58,800	58,800	58,800	58,800	
	最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	34,556	34,851	34,444	37,726	39,496	
	平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	29,400	29,400	29,400	32,292	34,667	
	料金収入	千円/年	1,109,997	1,114,583	1,095,116	1,137,048	1,168,155	
南勢志摩水道用水供給事業	使用水量	m <sup>3</sup> /年	21,380,059	21,780,580	21,332,362	21,394,553	21,217,932	
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	21,310,694	21,685,326	20,857,503	20,900,213	20,844,651	
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	139,850	139,850	139,850	139,850	139,850	
	最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	71,089	71,698	68,786	64,690	66,589	
	平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	58,576	59,026	58,605	58,615	58,452	
	料金収入	千円/年	2,142,818	2,158,519	2,140,958	2,143,384	2,136,495	
合 計	使用水量	m <sup>3</sup> /年	73,713,311	76,548,013	75,888,469	75,796,973	75,729,557	
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	73,378,793	75,999,368	74,919,198	74,780,555	74,826,374	
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	429,366	429,366	429,366	429,366	429,366	
	最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	-	-	-	-	-	
	平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	201,954	207,448	208,485	207,663	208,621	
	料金収入	千円/年	8,067,467	8,183,940	8,110,422	8,104,863	8,098,217	

※1 料金収入は消費税および地方消費税抜き、使用水量は料金収入（使用料金）の算定水量。（有収水量）

※2 数値は四捨五入のため合計が合わない場合があります。

令和元年以降、使用水量は、76,000 千m<sup>3</sup>/年前後で推移している。一日当たりで換算すると約 210 千m<sup>3</sup>となり、これは、約 70 万人分の水量に相当する。(厚生労働省の令和2年度水道統計では、家庭内外での一人当たり一日の水道水使用量は約 300ℓとされている。)

ii 水道料金の推移

(単位:円)

事業別		昭和51～52年度	昭和53～54年度	昭和55～59年度	昭和60～平成元年度	平成2年度	平成3～6年度	平成7～9年度	平成9年度	平成10～11年度	平成12年度	平成13～14年度	平成15～16年度	平成17～20年度	平成21年度	平成22年度	平成23～26年度	平成27～令和元年度	令和2～6年度		
北勢水道	北勢系	本管川用水系	基本料金	800	890	990	1,070	1,030	1,030	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	680	680	670	670	700	700	
		使用料金	40	40	42	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	190	190	190	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
	中勢系	三管用水系	基本料金	-	-	-	-	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	2,930	2,930	1,710	1,710	
		使用料金	-	-	-	-	75	75	75	75	75	75	75	75	65	65	39	39	39	39	
		超過料金	-	-	-	-	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
	長良川水系	基本料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,400	1,400	1,400	(3,130)	(3,130)	(2,750)	(2,490)	(2,430)	
		使用料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	39	39	39	39	2,560	2,300	2,230	
		超過料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180	180	180	180	180	180	180	180	
	中勢系	雲出川水系	基本料金	390	390	390	410	400	400	(800)	(800)	380	380	380	380	470	470	1,000	1,000	980	960
			使用料金	30	30	33	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
			超過料金	138	138	138	138	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
長良川水系		基本料金	-	-	-	-	-	-	-	-	2,060	2,060	2,060	2,060	2,030	2,030	1,000	1,000	980	960	
		使用料金	-	-	-	-	-	-	-	-	60	60	60	60	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	-	-	-	-	-	-	-	-	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
南勢志摩水道	南勢系	基本料金	-	-	-	1,800	1,770	1,770	1,460	1,460	1,460	1,320	1,320	1,320	1,290	1,290	1,070	1,070	780	780	
		使用料金	-	-	-	60	60	60	60	60	60	60	60	60	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	-	-	-	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
	志摩系	基本料金	780	780	780	1,040	1,270	1,270	1,520	1,850	1,850	1,740	1,740	1,320	1,290	1,290	1,070	-	-	-	
		使用料金	40	40	44	36	36	36	39	39	39	39	39	60	39	39	39	-	-	-	
		超過料金	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	-	-	-	
伊賀水道	基本料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,600	-	-	-	-		
	使用料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	-	-	-	-		
	超過料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180	-	-	-	-		

基本料金:基本水量1㎡あたり月額。 使用料金:使用水量1㎡あたり。 超過料金:超過水量1㎡あたり。

※1 北勢系長良川水系の( )内は亀山市の区域に係る水道料金。

※2 中勢系雲出川水系の( )内は拡張(暫定)分に係る水道料金。

※3 南勢志摩水道(志摩系)については、平成23年4月に志摩市へ譲渡。

※4 伊賀水道については、平成22年4月に伊賀市へ譲渡。

水道用水供給事業の料金体系は、基本料金及び使用料金の二部料金制が採られている。

なお、使用料金（超過料金含む）は各水系で一定であるものの、水系別に総括原価方式により算定されており、水系別に建設時期・規模が異なることから、基本料金は、北勢系木曾川用水系 700 円/m<sup>3</sup>・月と、亀山市の北勢系長良川水系 2,430 円/m<sup>3</sup>・月とで3倍超の開きがある。

## （2）工業用水道事業

### ① 企業庁が行う工業用水道事業

企業庁は、県内の 91 社 104 工場（令和 5 年 4 月 1 日現在）に工業用水を供給し、県全体の需要量の約 46%を担っている。

工業用水は産業の血液とも呼ばれ、冷却・温調用水、製品処理・洗浄用水、ボイラー用水、原料用水などとして利用されており、地域経済にとって欠くことのできないものとなっている。また、地下水汲み上げによる地盤沈下を防止する役割も担っており、環境の保全に寄与している。

また、将来の水需要に備えて三重用水、長良川河口堰に水源を確保している。

北伊勢工業用水道事業、中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業の 3 つの事業に分けられており、北伊勢工業用水道事業は北勢水道事務所、中伊勢工業用水道事業と松阪工業用水道事業は中勢水道事務所にて管理されている。

② 工業用水道事業の給水能力

各事業の水系別の給水区域及び給水能力等の内訳は以下のとおりである。

(営業関係) (令和5年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	69社80工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	754,990	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	15社17工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	14,970	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	柳田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		91社104工場		(1,088,500) 911,500	808,460			(14,699,936) 69,255,243

- (注1) 給水能力の( )内は全体計画量を、事業費の( )内は水源負担額(外数)を示す。
- (注2) 給水区域は現在給水している区域を示す。
- (注3) 中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。
- (注4) 給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたもの。

また、現在は利用していないものの、将来の水需要に備えて三重用水・長良川河口堰に水源を確保している。

(確保水源) (令和5年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	事業費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
計	—	—	519,800	—	—	—

③ 営業実績などの概況

i 給水実績などの推移

事業名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北伊勢 工業用水事業	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	270,406,700	275,316,520	275,553,050	275,571,350	275,565,350
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	193,558,361	197,662,900	196,068,402	195,760,798	195,277,315
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	151,510,266	148,481,916	143,355,283	146,425,818	144,840,164
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	485,295	466,411	453,626	464,185	480,639
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	415,097	405,688	392,754	401,167	396,822
	料金収入	千円/年	4,720,901	4,796,951	4,792,567	4,801,988	4,808,802
中伊勢 工業用水事業	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	5,153,550	5,259,420	5,245,050	5,409,450	5,464,050
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	4,919,201	4,983,330	4,955,271	5,095,590	5,176,521
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	3,776,074	3,769,329	3,560,661	3,738,212	3,990,237
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	12,262	12,692	11,844	11,908	12,878
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	10,345	10,299	9,755	10,242	10,932
	料金収入	千円/年	158,458	159,176	158,318	162,343	164,545
松阪 工業用水事業	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	14,052,500	14,091,000	14,052,500	14,052,500	14,052,500
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	14,157,551	14,219,312	14,181,915	14,162,962	12,542,069
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	11,219,795	10,855,969	9,530,471	8,908,105	8,077,713
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	36,196	37,230	33,330	30,991	28,668
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	30,739	29,661	26,111	24,406	22,131
	料金収入	千円/年	228,202	229,562	228,981	228,375	226,193
合 計	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	289,612,750	294,666,940	294,850,600	295,033,300	295,081,900
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	212,635,113	216,865,542	215,205,588	215,019,350	212,995,905
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	166,506,135	163,107,214	156,446,415	159,072,135	156,908,114
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	911,500	911,500	911,500	911,500	911,500
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	533,753	516,333	498,800	507,084	522,185
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	456,181	445,648	428,620	435,815	429,885
	料金収入	千円/年	5,107,561	5,185,689	5,179,866	5,192,706	5,199,540

※ 料金収入は消費税および地方消費税抜き。

給水実績は、工場の新設や増設に伴う水需要の伸びがある一方で、工場撤退に伴う工業用水の使用廃止に伴い、160,000 千m<sup>3</sup>/年前後で推移している。

ii 工業用水道料金の推移

(円/㎡)

事業別		年度	昭和 53～ 55 年度	昭和 56～ 58 年度	昭和 59～ 61 年度	昭和 62 年度～ 平成元年度
北伊勢 工業用水道	基本 料金	四・1～3 期	10.5	14.1	17.0	17.6
		3 期代替	9.5	13.1	16.0	16.6
		4 期	16.0	19.8	22.0	20.6
	超過 料金	四・1～3 期	21.0	28.2	34.0	35.2
		4 期	32.0	39.6	44.0	41.2
工業用 中伊勢 水道	基本料金		13.5	17.7	21.2	22.3
	超過料金		27.0	35.4	42.4	44.6
工業用 松阪 水道	基本料金		9.0	11.3	12.5	13.3
	超過料金		18.0	22.6	25.0	26.6

(円/㎡)

事業別		年度	平成 2～ 4 年度	平成 5～ 11 年度	平成 12～ 17 年度	平成 18 年度～ 平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月 ～平成 24 年度	平成 25 年～ 29 年度	平成 30 年度～
工業用 北伊勢 水道	基本料金		16.5	17.0	17.0	17.0	15.5	14.5	14.5
	使用料金		3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0	4.0
	超過料金		39.8	41.0	41.0	40.0	38.0	37.0	37.0
工業用 中伊勢 水道	基本料金		20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	27.4
	使用料金		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0
	超過料金		45.0	46.4	46.4	46.4	46.4	46.4	58.8
工業用 松阪 水道	基本料金		12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金		1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	超過料金		28.0	29.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0

(注)平成 2 年度から料金体系の変更を実施。

工業用水道事業の料金体系は、基本料金及び使用料金の二部料金制が採られている。事業別に総括原価方式により算定されており、利用する企業数・工場数の違いから、基本料金・使用料金（超過料金含む）は、各事業により異なっている。

（「第 2 3 水道用水供給事業・工業用水道事業の詳細」の図表の出典：  
令和 5 年度三重県企業庁事業概要 水の恵み）

#### 4 地方公営企業の会計制度

地方公営企業会計制度については平成 26 年度から見直しが実施されている。見直しの背景としては、企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和 41 年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じていた。

また、地方独立行政法人化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じていた。地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

以上の事をふまえ、平成 26 年度の予算及び決算から地方公営企業会計制度の見直しが実施され、新会計基準が適用されることになったが、地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとされた。

また、地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行うこととされた。

地方公営企業においては、管理者は、決算について作成すべき書類として当該年度の予算区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書（欠損金計算書）、剰余金処分計算書（欠損金処理計算書）、貸借対照表及び事業報告書を作成して地方公共団体の長に提出し、地方公共団体の長は当該書類を監査委員の審査に付した上で、議会の認定に付さなければならない（地方公営企業法第 30 条）。

地方公営企業の事業は、一部の経費を除き、その経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないという適切な経費負担原則の下での独立採算制が敷かれている（地方公営企業法第 17 条の 2）。

地方公営企業の財政状態及び経営成績は財務諸表によって表され、経営に関する下表に掲げた意思決定等に影響を与える。地方公営企業が独立採算制の下で持続可能な経営が求められている点に加え、水道事業及び工業用水道事業では、経営の結果は料金水準に反映される点で住民の生活に直接的かつ重要な影響を与えるため、財務諸表は地方公営企業の財政状態及び経営成績を適切に表示したものであることが必要である。

①適切な料金設定	水道事業及び工業用水道事業の料金の設定に当たっては、必要な経費を賄う水準での料金となっていなければならない。経費の範囲や事業の収益性の材料を提供する財務諸表は適正なものでなければならない。料金水準を他団体と比較する上でも、すべての団体が適正な財務諸表を作成していることが必要である。
②老朽化対策・新規設備の更新	地方公営企業の事業を持続可能なものにするためには適切な設備の更新が必要となる。水道事業及び工業用水道事業においては、近年、水道管の破裂や水管橋の崩落等が起きていることから、人口減少社会における適切な施設規模へのダウンサイジング等が検討されており、その検討の判断材料の一つとなる財務諸表は適切であることが前提とされる。資産の状態や費用の発生状況を適切に把握するためにも、資本的支出（資産）と収益的支出（費用）の区分や減価償却・固定資産除却等の処理は適切に行われていなければならない。
③起債の同意	地方債の発行に当たっては、繰越欠損金の有無によって同意が必要であるか、許可が必要であるかの取扱いが異なる（地方財政法第5条の4第3項）ため、適正な財務諸表が作成される必要がある。

#### 地方公営企業の財務諸表に適用される財務報告の枠組み

地方公営企業は、地方公営企業法第30条第1項及び第9項により、財務諸表を作成することとされており、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則及び総務省告示「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に定められた会計処理や表示の方法を採用することが要求されている。

したがって、地方公営企業の財務諸表に適用される財務報告の枠組みは、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則及び総務省告示「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」と考えられる。

#### 地方公営企業の管理者が地方公共団体の長に提出する決算報告書等

（地方公営企業法第30条第1項及び第9項の規定により提出する書類）

- 一 決算報告書
- 二 損益計算書

- 三 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 四 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 五 貸借対照表
- 六 事業報告書

(地方公営企業法施行令第23条により決算に併せて提出すべき書類)

- 一 キャッシュ・フロー計算書
- 二 収益費用明細書
- 三 固定資産明細書
- 四 企業債明細書

#### 決算報告書等の提出期限

管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。(地方公営企業法第30条第1項)

#### 公営企業会計の決算情報の特徴

##### ① 総括原価方式

地方公営企業は営利企業ではないものの、継続的に事業を行う事業体として、料金設定に当たって総括原価の適切な把握が必要とされる。

総括原価方式とは、水道の供給原価に基づいて料金を決める方式をいい、総括原価とは、損益計算書の営業費用のほか、支払利息、資本費を加味したものであり、事業報酬を含めたものである。

また、将来の料金改定のために、総括原価が適切に把握できる体制になっているかという視点に限らず、現状の料金設定が総括原価を補償する水準に設定されているかという視点も重要である。

##### ② 設備にかかる補助金の会計処理

公営企業会計では、補助金等により取得した資産の減価償却費の見合いとして収益化される「長期前受金戻入」は営業外収益として表示される(地方公営企業法施行規則第21条第2項)

総括原価の計算において、総括原価から長期前受金戻入相当分を控除して使用料を決定している場合、減価償却費は営業費用として表示される一方で、対応する長期前受金戻入は営業外収益として表示されるので、営業損益は赤

字で、経常損益は黒字（又は赤字幅の縮小）となる傾向がある。

また、不採算の地方公営企業では、「経費の負担の原則」（法第17条の2）に基づく一般会計からの繰入金に加え、実質的な性格としては赤字補てんと言える繰入金を、一般会計から営業外収益として繰入していることもある。

地方公営企業の採算性は、長期前受金戻入反映後の経常損益で判断することが適切と考えられるものの、不採算事業では、実質的に赤字補てんと言えらるような一般会計繰入金が営業外収益として計上されている場合もあることから、企業の経営の実態や採算性の判断に当たっては、単に営業損益・経常損益が赤字か黒字かという表面的な把握にとどまらず、営業損益・経常損益の内容を知ることが必要となる。

なお、令和4年度の県の水道事業及び工業用水道事業においてはいずれも営業損益は赤字であるが、長期前受金戻入金額が大きいため経常損益は黒字になっている。

## 5 損益計算書及び貸借対照表の推移

水道事業及び工業用水道事業の損益計算書及び貸借対照表の平成30年度から令和4年度までの推移は(1)～(4)のとおりである。増減金額が大きい科目や特筆すべき科目については各表の下に内容を記載している。

### (1) 水道事業・損益計算書の推移について

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>営業収益</b>	8,083,524	8,197,883	8,130,917	8,110,819	8,103,086
給水収益	8,067,467	8,183,941	8,110,422	8,104,863	8,098,217
その他営業収益	16,057	13,942	20,495	5,955	4,869
<b>営業費用</b>	8,121,031	8,454,623	8,249,908	8,272,352	8,661,514
原水及び浄水費	2,288,671	2,361,170	2,401,876	2,281,032	2,443,462
配水費	592,654	647,821	599,527	654,655	677,944
業務費	426,344	471,152	465,511	451,517	382,977
総係費	342,802	359,432	338,039	369,063	357,801
減価償却費	4,108,836	4,236,488	4,255,476	4,249,225	4,478,062
資産減耗費	361,722	378,556	189,476	266,859	321,265
<b>営業利益</b>	△ 37,506	△ 256,739	△ 118,990	△ 161,533	△ 558,427
<b>営業外収益</b>	864,299	862,041	1,003,316	1,315,955	896,249
受取利息	2,476	1,991	1,077	536	378
他会計補助金	49,152	48,697	44,915	43,304	41,021
受託工事収益	14,360	20,620	156,288	462,368	12,012
長期前受金戻入	796,580	789,014	800,007	807,934	840,781
雑収益	1,729	1,717	1,027	1,811	2,056
<b>営業外費用</b>	486,881	433,677	512,742	759,505	266,711
支払利息及び企業債取扱諸費	472,299	409,074	351,129	296,861	244,053
受託工事費	14,360	20,620	156,288	462,368	12,012
雑支出	221	3,982	5,325	274	10,645
<b>経常利益</b>	339,911	171,624	371,583	394,917	71,110
<b>特別利益</b>	—	—	—	—	—
過年度損益修正益	—	—	—	—	—
<b>特別損失</b>	—	—	—	—	—
過年度損益修正損	—	—	—	—	—
<b>当年度純利益</b>	339,911	171,624	371,583	394,917	71,110
<b>前年度繰越利益剰余金</b>	—	—	—	—	—
<b>その他未処分利益剰余金変動額</b>	400,303	339,911	171,624	371,583	394,917
<b>当年度未処分利益剰余金</b>	740,214	511,536	543,207	766,500	466,027

(注1) 営業収益のうち給水収益について、令和元年度から令和3年度にかけての減少は、市の自己水源確保のための更新工事が終了したことに伴う県水利用使用水量の減少によるものであり、令和3年度から令和4年度にかけての減少は、給水日数の減少(令和3年度:365日、令和4年度:363日)によるものである。

(注2) 営業損失(マイナスの営業利益)が令和4年度に増加しているのは、電気料金の高騰に伴う動力費(損益計算書上の科目は「原水及び浄水費」と「配水費」)の増加が大きく影響している。

(注3) 営業外収益・営業外費用のうち、受託工事収益及び受託工事費が令和3年度に多額かつ同額で計上されているのは、木曾岬町からの大規模な受託工事の発生に伴うものである。

## (2) 水道事業・貸借対照表の推移について

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(単位：千円)					
<b>(資産の部)</b>					
<b>固定資産</b>	124,054,671	121,550,573	120,550,889	118,236,656	116,856,643
有形固定資産	78,646,392	78,655,900	80,172,305	80,357,985	80,471,742
土地	3,628,689	3,628,689	3,628,160	3,829,179	3,628,160
建物	3,307,874	3,150,920	2,978,751	3,204,455	3,069,590
構築物	46,808,462	45,477,040	45,174,058	46,246,666	46,348,641
機械及び装置	9,413,907	9,528,164	8,970,011	10,761,145	10,319,991
車両運搬具	9,656	7,671	9,016	9,512	7,688
工具器具及び備品	155,058	151,608	127,397	139,308	150,340
建設仮勘定	15,322,742	16,711,805	19,284,909	16,167,717	16,947,329
無形固定資産	41,508,278	40,144,673	38,778,583	37,428,670	36,084,901
施設利用権	45,175	41,453	37,732	35,448	33,182
電話加入権	2,527	2,527	2,527	2,527	2,527
ダム使用権	41,460,575	40,100,691	38,738,323	37,390,694	36,049,190
投資その他の資産	3,900,000	2,750,000	1,600,000	450,000	300,000
長期貸付金	3,900,000	2,750,000	1,600,000	450,000	300,000
<b>流動資産</b>	11,731,090	11,990,874	11,812,237	12,865,497	12,201,316
現金預金	10,734,401	10,516,004	9,215,983	10,524,581	10,927,680
未収金	831,141	1,313,977	2,433,062	2,176,666	1,104,863
貸倒引当金	—	—	—	—	—
貯蔵品	150,152	145,474	147,772	148,825	153,594
前払金	395	417	418	423	178
その他流動資産	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
<b>資産合計</b>	135,785,761	133,541,447	132,363,126	131,102,154	129,057,960
<b>(負債の部)</b>					
<b>固定負債</b>	20,047,869	17,905,607	16,031,238	14,100,600	12,224,789
企業債	14,690,514	12,788,053	10,952,280	9,138,921	7,475,441
引当金	5,357,355	5,117,553	5,078,958	4,961,678	4,749,347
退職給付引当金	848,991	863,265	883,048	891,896	1,043,925
修繕引当金	4,508,363	4,254,288	4,195,909	4,069,781	3,705,422
<b>流動負債</b>	3,097,016	2,731,672	2,375,389	2,531,137	2,828,539
企業債	2,222,436	1,902,460	1,835,772	1,813,358	1,663,480
未払金	761,889	714,173	400,838	593,750	1,050,759
引当金	69,999	69,780	72,583	72,205	62,898
賞与引当金	69,999	69,780	72,583	72,205	62,898
その他流動負債	42,692	45,258	66,195	51,824	51,402
<b>繰延収益</b>	22,328,528	22,038,976	22,179,366	22,020,754	21,397,266
長期前受金	38,992,310	39,418,532	40,227,255	40,406,474	40,481,922
収益化累計額	△ 16,663,781	△ 17,379,556	△ 18,047,889	△ 18,385,719	△ 19,084,656
<b>負債合計</b>	45,473,414	42,676,255	40,585,994	38,652,493	36,450,595
<b>(資本の部)</b>					
<b>資本金</b>	88,702,978	89,484,502	90,364,771	90,814,007	91,272,184
<b>剰余金</b>	1,609,367	1,380,689	1,412,360	1,635,653	1,335,180
資本剰余金	869,153	869,153	869,153	869,153	869,153
受贈財産評価額	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037
工事負担金	57,614	57,614	57,614	57,614	57,614
国庫補助金	810,246	810,246	810,246	810,246	810,246
その他資本剰余金	255	255	255	255	255
利益剰余金	740,214	511,536	543,207	766,500	466,027
当年度未処分利益剰余金	740,214	511,536	543,207	766,500	466,027
<b>資本合計</b>	90,312,346	90,865,192	91,777,132	92,449,661	92,607,365
<b>負債資本合計</b>	135,785,761	133,541,447	132,363,126	131,102,154	129,057,960

(注4) 有形固定資産の建設仮勘定について、16,947,329千円のうち、14,918,326千円が長良川河口堰水源に関するものである。

(注5) 投資その他の資産のうち平成30年度の長期貸付金の内容は、県(一般会計)への長期貸付金の残高(貸付元金は4,000,000千円)であり、返済に伴い徐々に減少している。

(注6) 固定負債のうち退職給付引当金が令和4年度に増加しているのは、

電気事業が令和4年度末で廃止になったことに伴い、161,716千円を引き継いだことが主な要因である。

### (3) 工業用水道事業・損益計算書の推移について

科目	(単位：千円)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>営業収益</b>	5,287,438	5,393,384	5,401,360	5,417,442	5,431,073
給水収益	5,107,560	5,185,689	5,179,866	5,192,706	5,199,540
その他営業収益	179,877	207,695	221,494	224,735	231,532
<b>営業費用</b>	4,942,487	5,202,360	5,229,112	5,208,194	5,528,652
原水及び浄水費	1,513,513	1,788,054	1,811,146	1,534,329	1,740,139
配水費	341,932	364,685	210,798	188,786	262,291
業務費	349,346	346,158	340,344	342,839	353,612
総係費	271,282	288,860	294,566	323,970	322,547
減価償却費	2,305,707	2,314,838	2,467,044	2,653,959	2,703,488
資産減耗費	160,705	99,761	105,212	164,308	146,573
<b>営業利益</b>	344,950	191,024	172,248	209,247	△ 97,578
<b>営業外収益</b>	395,126	378,774	366,129	362,160	369,579
受取利息	1,254	740	430	204	201
他会計補助金	2,740	2,780	3,490	2,905	2,894
受託工事収益	13,271	1,099	4,233	1,747	13,592
長期前受金戻入	372,863	363,101	353,585	353,893	348,591
雑収益	4,997	11,053	4,389	3,410	4,300
<b>営業外費用</b>	245,622	218,264	197,389	182,067	181,597
支払利息及び企業債取扱諸費	231,389	215,417	192,522	179,847	167,422
受託工事費	13,271	1,099	4,233	1,747	13,592
雑支出	961	1,748	632	473	581
<b>経常利益</b>	494,455	351,533	340,988	389,340	90,402
<b>特別利益</b>	84,722	—	—	—	—
過年度損益修正益	84,722	—	—	—	—
<b>特別損失</b>	147,249	—	—	—	—
過年度損益修正損	147,249	—	—	—	—
<b>当年度純利益</b>	431,927	351,533	340,988	389,340	90,402
<b>前年度繰越利益剰余金</b>	—	—	—	—	—
<b>その他未処分利益剰余金変動額</b>	411,438	431,927	351,533	340,988	389,340
<b>当年度未処分利益剰余金</b>	843,366	783,461	692,522	730,328	479,743

(注1) 営業収益のうち給水収益について、令和2年度に比べ令和3年度及び令和4年度が増加しているのは、新規ユーザーへの給水開始及び超過水量の増加によるものである。

(注2) 営業費用のうち令和2年度の原水及び浄水費が多額である要因は、独立行政法人水資源機構に対するダム等管理費負担金の増加によるものである。

(注3) 令和4年度が営業利益から営業損失（マイナスの営業利益）になったのは、電気料金の高騰に伴う動力費（損益計算書上の科目は「原水及び浄水費」と「配水費」）の増加が大きく影響している。

(注4) 特別損失のうち、平成30年度に発生している過年度損益修正損の内容は、平成29年度の予算及び決算に計上して除却すべきだった埋設管防護撤去工事に係る固定資産の除却費（約86,079千円）の計上漏れを計上したこと、及び多度工業用水道事業の廃止に伴うユーザー負担金（施設撤去工事費）の精算に伴う返還金（約61,170千円）で

ある。特別利益のうち、平成30年度に発生している過年度損益修正益の内容は、前述の除却費の計上に伴い、当該除却対象資産の取得財源に「工事負担金」を受け入れていたことから、当該除却費に対する工事負担金割合相当分である「長期前受金戻入」等(84,722千円)を過年度損益修正益として修正を行ったものである。

#### (4) 工業用水道事業・貸借対照表の推移について

(単位：千円)					
科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>(資産の部)</b>					
<b>固定資産</b>	105,290,852	109,581,058	111,290,562	112,168,435	113,662,868
有形固定資産	100,398,552	105,092,604	107,225,407	108,359,329	110,053,533
土地	3,739,584	3,741,815	3,904,624	3,906,478	3,906,615
建物	2,497,433	2,871,374	2,756,447	2,698,256	2,605,915
構築物	31,715,852	32,932,335	38,100,954	39,225,542	39,431,144
機械及び装置	2,714,310	3,703,540	4,310,557	4,152,000	4,351,500
車両運搬具	1,926	3,254	5,279	5,700	6,147
工具器具及び備品	15,609	12,780	14,629	24,611	19,535
建設仮勘定	59,713,834	61,827,503	58,132,913	58,346,740	59,732,675
無形固定資産	4,892,299	4,488,454	4,065,154	3,809,106	3,609,334
施設利用権	56,523	51,274	46,052	40,885	35,718
電話加入権	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573
ダム使用权	4,833,202	4,434,606	4,016,528	3,765,647	3,571,043
投資その他の資産	—	—	—	—	—
長期貸付金	—	—	—	—	—
<b>流動資産</b>	8,389,733	8,024,247	8,491,562	8,670,761	7,773,534
現金預金	7,257,798	6,897,308	7,685,468	8,035,347	6,727,742
未収金	1,003,026	996,437	677,306	508,382	915,859
貸倒引当金	△ 1,523	△ 636	△ 6,136	△ 5,502	△ 5,756
貯蔵品	115,100	115,807	119,591	117,194	120,609
前払金	330	330	332	340	79
その他流動資産	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
<b>資産合計</b>	<b>113,680,585</b>	<b>117,605,306</b>	<b>119,782,125</b>	<b>120,839,196</b>	<b>121,436,402</b>
<b>(負債の部)</b>					
<b>固定負債</b>	18,696,870	22,241,334	24,124,117	24,552,448	24,879,578
企業債	12,753,296	16,273,057	18,186,397	18,758,203	19,093,479
引当金	5,943,574	5,968,276	5,937,720	5,794,244	5,786,098
退職給付引当金	573,133	597,834	625,732	628,637	765,020
修繕引当金	5,370,441	5,370,441	5,311,988	5,165,607	5,021,078
<b>流動負債</b>	1,589,654	1,502,568	1,390,285	1,643,042	1,602,623
企業債	1,246,439	1,100,238	1,023,060	1,027,893	1,147,224
未払金	264,492	323,212	288,760	541,754	378,368
引当金	41,732	42,162	43,068	43,756	45,723
賞与引当金	41,732	42,162	43,068	43,756	45,723
その他流動負債	36,991	36,955	35,396	29,638	31,306
<b>繰延収益</b>	17,340,897	17,184,598	16,930,623	16,613,184	16,547,902
長期前受金	34,468,826	34,630,597	34,662,331	34,632,395	34,795,523
収益化累計額	△ 17,127,928	△ 17,445,998	△ 17,731,708	△ 18,019,210	△ 18,247,621
<b>負債合計</b>	<b>37,627,423</b>	<b>40,928,500</b>	<b>42,445,026</b>	<b>42,808,675</b>	<b>43,030,103</b>
<b>(資本の部)</b>					
<b>資本金</b>	73,981,085	74,664,633	75,415,846	76,071,460	76,697,824
<b>剰余金</b>	2,072,076	2,012,171	1,921,252	1,959,060	1,708,474
資本剰余金	1,228,710	1,228,710	1,228,730	1,228,731	1,228,731
受贈財産評価額	22,132	22,132	22,151	22,153	22,153
工事負担金	32,041	32,041	32,041	32,041	32,041
国庫補助金	887,432	887,432	887,432	887,432	887,432
その他資本剰余金	287,105	287,105	287,105	287,105	287,105
利益剰余金	843,366	783,461	692,522	730,328	479,743
当年度未処分利益剰余金	843,366	783,461	692,522	730,328	479,743
<b>資本合計</b>	<b>76,053,162</b>	<b>76,676,805</b>	<b>77,337,098</b>	<b>78,030,520</b>	<b>78,406,299</b>
<b>負債資本合計</b>	<b>113,680,585</b>	<b>117,605,306</b>	<b>119,782,125</b>	<b>120,839,196</b>	<b>121,436,402</b>

(注5) 有形固定資産の建設仮勘定について、59,732,675千円のうち、53,541,172千円が長良川河口堰水源に関するものである。

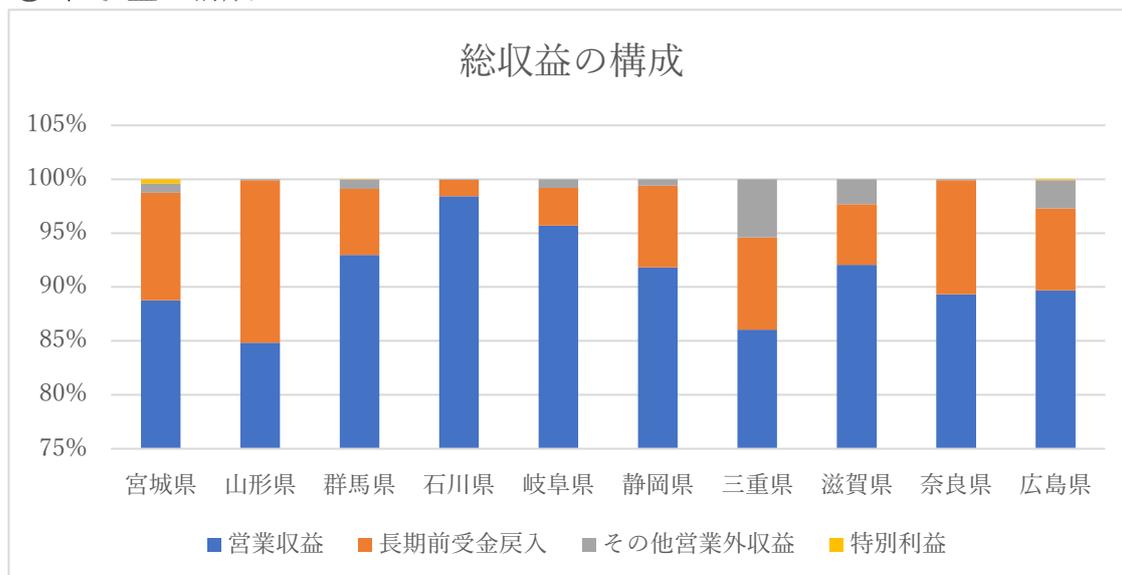
(注6) 固定負債のうち退職給付引当金が令和4年度に増加しているのは、電気事業が令和4年度末で廃止になったことに伴い、117,105千円を引き継いだことが主な要因である。

## 6 財務諸表分析

### (1) 他団体との比較分析

企業庁の水道用水供給事業と年間総有収水量が同規模の団体と財務諸表を比較すると以下のとおりである。(令和3年度総務省地方公営企業年鑑より)

#### ① 総収益の構成

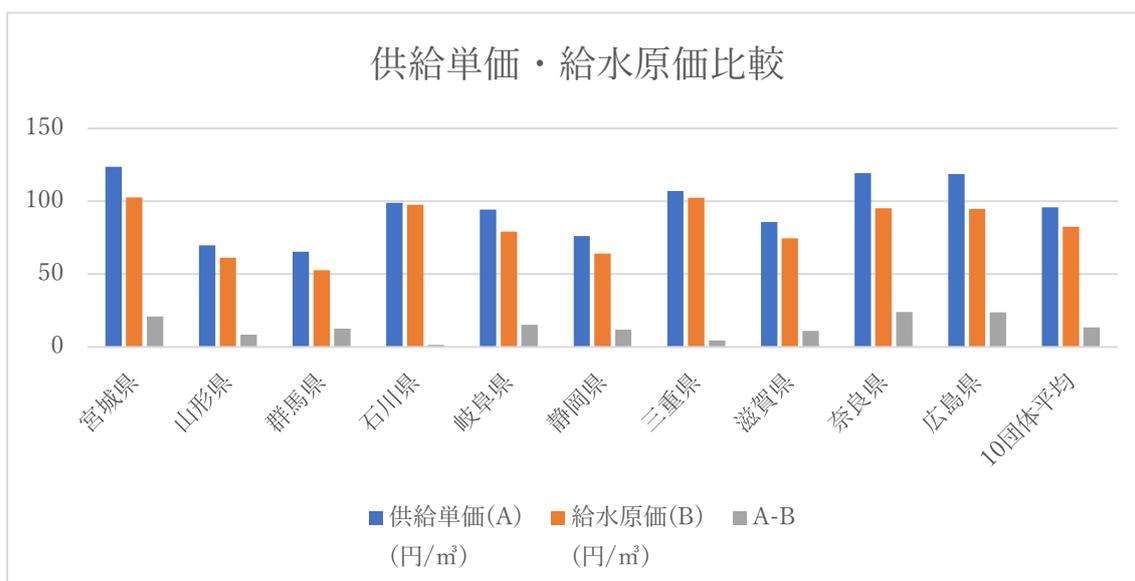


県を含む10団体と比較し、相対的に総収益に占めるその他営業外収益の割合が高くなっている。これは、第2-5(1)に記載のとおり、令和3年度は、木曾岬町からの大規模な受託工事の発生があったことに伴うものである。

なお、各自治体ともに長期前受金戻入が計上されているが、これは国等から收受した固定資産取得の補助金を、その耐用年数にわたって取り崩しているためである。

② 供給単価と給水原価

団体名	年間総有収水量(千 $m^3$ )	給水人口(人)	供給単価(A)( $円/m^3$ )	順位	給水原価(B)( $円/m^3$ )	順位	A-B	順位
宮城県	89,161	1,893,898	123.59	1位	102.69	1位	20.90	3位
山形県	73,109	939,737	69.77	9位	61.29	9位	8.48	8位
群馬県	65,536	1,170,090	65.34	10位	52.74	10位	12.60	5位
石川県	53,481	1,031,135	99.00	5位	97.57	3位	1.43	10位
岐阜県	55,359	455,379	94.42	6位	79.18	6位	15.24	4位
静岡県	77,176	1,319,728	76.16	8位	64.14	8位	12.02	6位
三重県	75,797	1,462,981	106.93	4位	102.40	2位	4.53	9位
滋賀県	48,376	698,354	85.68	7位	74.54	7位	11.14	7位
奈良県	83,388	1,245,746	119.26	1位	95.20	4位	24.06	1位
広島県	80,359	2,665,195	118.69	3位	94.84	5位	23.85	2位
10団体平均	70,174	1,288,224	95.88		82.46		13.43	



各給水対象の自治体に請求する1 $m^3$ 当たりの供給単価(水道料金単価)は、おかれた環境や条件により左右される。

県を含む10団体の中では、県の供給単価は106.93 $円/m^3$ と高い方から4番目であるが、給水原価は、102.40 $円/m^3$ と2番目に高い水準である。このため、供給単価は高いが給水原価も高いことから、供給単価から給水原価を控除した差額は4.53 $円/m^3$ と石川県に次いで2番目に少なくなっている。

これは、供給単価は、10団体の平均を11.05 $円/m^3$ 上回るものの、給水原価は10団体平均を19.94 $円/m^3$ 上回っているためである。

## 7 三重県企業庁経営計画

### (1) 三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）の策定と改定

#### ア 三重県企業庁経営計画の策定

企業庁では、時代の様々な変化に的確に対応した経営の方向性を示す「経営計画」を策定し事業を運営している。

平成19年度からは10年間の経営の道筋を示す「三重県企業庁長期経営ビジョン」（平成19年11月策定）及びその実行計画となる「中期経営計画」に基づき、市町村合併により一市供給地域となった水道用水供給事業の市水道事業への一元化や水力発電事業の民間譲渡などの経営改善に取り組みながら事業を推進してきた。

一方で、平成27年10月に策定された「三重県人口ビジョン」においては、今後、人口が大きく減少していくとされ、それにあわせて給水人口や給水量も減少し続けることが見込まれるとともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要がますます増大する中で、東日本大震災の経験から更なる震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化が生じた。

こうした状況にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示す10年間の計画として平成29（2017）年3月に「三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）」を策定した。

※三重県企業庁経営計画（平成29年度～平成38年度）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000738450.pdf>

#### イ 経営計画の改定

しかし、計画策定後の5年間には大規模自然災害が全国各地で発生し、水道・工業用水道では、浄水場等の停電や配水管等の破損など甚大な被害を受け、復旧までの期間の事業運営に大きな影響が及ぶといった状況が多数発生することとなった。国においても、防災・減災、国土強靱化のための対策が閣議決定され、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策が集中的に実施されるに至っている。

企業庁においても、こうした災害の頻発による水道・工業用水道の被災は、県民及びユーザーの日常生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、災害に強い強靱な水道・工業用水道の構築を着実に進める必要

があるとの考えの下、計画策定後の企業庁を取り巻く状況の変化をふまえ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの今後5年間の計画内容を改定した。

※三重県企業庁経営計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001054886.pdf>

#### ウ 経営計画に関する個別計画

経営計画における経営目標を実現するための個別計画として、安全でおいしい水の供給及び強靱な水道の構築をはかるための具体的な取組を示すものとして「三重県企業庁水道施設改良計画（平成29年度～令和8年度）」（以下「水道施設改良計画」という。）、強靱な工業用水道の構築をはかるための具体的な取組を示すものとして「三重県企業庁工業用水道施設改良計画（以下、「工業用水道施設改良計画」という。）」等を策定している。

※三重県企業庁水道施設改良計画（改訂版）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001015035.pdf>

※三重県企業庁工業用水道施設改良計画（改訂版）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001013382.pdf>

## （2）経営の基本

経営計画に示された地方公営企業である企業庁としての経営の基本とする考え方、方向性は以下のとおりである。

### ① 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献

### ② ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

### ③ ミッション（使命・担うべき役割）

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- ・「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

### ④ 経営にあたっての行動基軸

- ・安全・安心
- ・信頼とパートナーシップの構築
- ・コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

### (3) 今後の主な取組

以下では、令和4年の経営計画の改定版及びこれを踏まえた水道施設改良計画及び工業用水道施設改良計画の改訂版に示された主な取組を紹介する。

#### ア 水道用水供給事業

##### (ア) 安全でおいしい水の供給～浄水処理施設の機能強化

水源水質の異臭味発生等を防止するための取組として、令和3年度までに全5浄水場すべてに活性炭処理設備の整備を完了した。引き続き、薬品注入設備等の改良に取り組んでいくとのことである。

##### (イ) 強靱な水道の構築

強靱な水道の構築のため、以下のとおり、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めることとされている。

##### a 耐震化

- ・浄水場の浄水処理施設については、高野浄水場の6施設の耐震補強工事を計画的に実施する。
- ・また、浄水処理工程に必要な排水処理施設、災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池などの主要施設についても、耐震化を計画的に推進する。
- ・管路については、全延長約430kmの内、耐震適合性のない管路約160kmにつき、被害率の高い管路などを優先して、耐震管への布設替えを進める。これに加え、布設後40年を経過した耐震適合性のない管路については、補助金等を活用し、老朽化に伴う更新に合わせて耐震管への布設替えを進める。なお、その他の耐震適合性のない管路については、当面は応急復旧を念頭に復旧用資材（管、継手材等）を備蓄することで対応する。

- ・経営目標達成に向けた取組の成果目標として、新たに「調整池の耐震化率」を設定した。

b 老朽化対策

- ・電気・機械設備については、経営計画期間内に更新予定の157設備のうち、今後5年間で76設備の更新を行い、老朽化対策を進める。

c 風水害対策

- ・浸水対策及び土砂災害対策については、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有しながら、計画的に対策を実施するとともに、対策完了前に被災した場合における末端の受水者におけるリスク低減を目的としたソフト対策について、受水市町との協議を進める。

- ・長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応する。

d 拡張事業（未整備分）

- ・北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）の取水・導水施設の整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、令和7（2025）年度の供用開始に向け計画的かつ効率的な事業執行に努める。

イ 工業用水道事業

（ア）強靱な工業用水道の構築

強靱な工業用水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めることとされている。

a 耐震化

- ・浄水場の浄水処理施設の耐震工事が完了し、引き続き、浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化を進める。

- ・重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新に合わせて管路の耐震化を進める。

- ・経営目標達成に向けた取組の成果指標として、排水処理施設や配水池等について「主要施設の耐震化率」として整理し、新たに設定した。

## b 老朽化対策

- ・営業開始から60年以上が経過し、更新時期を迎えた管路への対策が急務となっている。配水運用において必要な制水弁の設置や重要な箇所にある制水弁の取替を優先して実施するとともに、老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを優先して更新することで老朽化対策を進める。
- ・電気・機械設備については、経営計画期間内に更新予定の129設備のうち、今後5年間で73設備の更新を行い、老朽化対策を進める。

## c 風水害対策

- ・浸水対策及び土砂災害対策について、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施する。
- ・長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応する。

## ウ 各事業の展開を支える取組

業務の効率化や経営の品質向上のため、以下のような取組を進めるとのことである。

- ・I C タグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入など、デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討を進める。
- ・A I による薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たなI C Tの技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討する。

### 第3 外部監査の結果

#### 1 水道・工業用水道の料金について

##### (1) 県の水道・工業用水道料金の設定

企業庁が行う水道・工業用水道事業の料金は、その健全な運営を確保する必要があるため、能率的な経営の下、適正な原価に基づいて設定される。

また、料金には地方公営企業が継続してサービスを提供していくために必要な建設改良費などの資本費も原価として含まれており、こうした仕組みは総括原価方式と呼ばれている。

総括原価方式による料金単価設定の考え方は以下のとおりである。

$$\text{料金単価} = \text{原価（営業費用＋資本費）} \div \text{供給量}$$

#### 水道用水供給事業

企業庁の水道用水供給事業の料金体系は、基本料金及び使用料金による二部料金制を採用しており、基本料金は水道用水供給事業の施設整備のために発行した企業債の支払利息や減価償却費等施設整備に要した資本費に相当する部分を負担するためのものであり、使用料金は、人件費、動力費、薬品費等の営業費用に相当する部分を負担するものになっている。

$$\text{基本料金} \cdots \text{基本水量（一日最大給水量）} \times \text{基本料金の料率（円/} \text{m}^3 \cdot \text{月）}$$

$$\text{使用料金} \cdots \text{使用水量} \times \text{使用料金の料率（円/} \text{m}^3 \text{）}$$

$$\begin{aligned} \text{基本料金の料率} = & (\text{水道料金改定時から将来5年間の支払利息} + \text{減価償却} \\ & \text{費等資本費} - \text{長期前受金戻入(注)等の見積金額の合計}) \\ & \div \text{将来5年間の基本水量見込} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{使用料金の料率} = & (\text{水道料金改定時から将来5年間の人件費} + \text{動力費} + \text{薬} \\ & \text{品費} + \text{修繕費} + \text{委託料等の将来5年間の見積金額の合} \\ & \text{計}) \div \text{将来5年間の使用水量見込} \end{aligned}$$

なお、上記の料金については、企業庁から水道用水を受水する市町が負担する

金額であり、家庭で直接負担する水道料金とは異なるものである。

(注) 公営企業会計では、補助金等により取得した資産の減価償却費の見合いとして収益化される「長期前受金戻入」は営業外収益として表示される。(施行規則第 21 条第 2 項)

### 工業用水道事業

企業庁の工業用水道事業の料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用している。基本料金は、基本使用水量（契約水量）にその月の日数を乗じて得た水量に対し、基本料金単価を乗じて得た額であり、使用料金は使用水量（基本使用水量から休止水量を減じて得た水量）にその月の日数を乗じて得た水量に対し、使用料金単価を乗じて得た額である。

季節的に使用水量が少ない時期は、給水を受ける各工場は、休止水量を申し込むことにより使用料金を抑えることができる。1年を5月～10月と11月～翌年4月の2期間に分け、それぞれの期間について休止水量を申し込むことが可能となっている。

なお、使用水量を超えて受水された場合には、超過した水量に対して給水を受ける各工場から別途超過料金を徴収している。

### 料金設定における原価計算

県の水道・工業用水道料金は、水を供給するために要した費用を適切に集計した原価計算に基づいて設定されている。水道用水供給事業については木曽川水系、三重用水系、長良川水系、中勢系、南勢志摩水道の水系ごとの原価計算により、工業用水道事業については北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道及び松阪工業用水道ごとの原価計算により上記の1 m<sup>3</sup>当たりの料率が算定され、その金額を基に水道用水供給事業については各市町と、工業用水道事業については工業用水道の供給先の企業との間で決定される。

なお、給水原価とは、有収水量（受水市町、工場等で使用された水の量）1 m<sup>3</sup>当たりにかかった費用であり、供給単価は有収水量1 m<sup>3</sup>当たりの給水収益（水道料金）である。

## 水道用水供給事業 給水原価と供給単価の実績

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	目標	112.3	112.7	112.5	110.9	110.5	111.6
	実績	104.3	105.8	105.5	102.9	102.4	106.6

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	108.7	109.4	106.9	106.9	106.9	106.9

※ 給水原価 = {経常費用 - (受託工事費 + 材料および不用品売却原価 + 長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

※ 供給単価 = 給水収益 ÷ 有収水量

## 工業用水道事業 給水原価と供給単価の実績

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	目標	33.1	33.3	33.3	33.2	35.2	35.2
	実績	29.7	29.7	31.0	32.4	31.6	34.1

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	31.0	30.7	31.8	33.1	32.6	33.1

※ 給水原価 = {経常費用 - (受託工事費 + 材料および不用品売却原価 + 長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

※ 供給単価 = 給水収益 ÷ 有収水量

## (2) 監査手続

- ① 料金の決定方法について担当者へのヒアリングを実施した。
- ② 水道用水供給事業及び工業用水道事業の給水原価計算による単価と実際の料金単価の比較を実施した。
- ③ 原価計算上の給水原価の計算方法を検証した。
- ④ 決算書類に記載のセグメント情報の営業損益から、水道用水供給事業及び工業用水道事業の実際給水原価を検証した。

## (3) 意見表明

### i 料金単価について【意見】

令和4年度における実際の料金単価と将来5年間の給水原価の見積りに基づく原価計算単価は以下のとおりである。

<水道用水供給事業>

(単位：円/m<sup>3</sup>)

	実際の料金単価		原価計算単価	
	基本料金	使用料金	基本料金	使用料金
木曾川水系	700	39	532.8	50.9
三重水系	1,710	39	1,502.4	49.9
長良川水系	2,230	39	1,873.5	62.7
中勢系	960	39	632.5	61.8
南勢志摩水道	780	39	581.6	55.2

(注) 供給単価の各水系の使用料金が同額になっているのは、市町からの要望により、使用料金を39円で固定し、差額は基本料金で調整しているためである。

＜工業用水道事業＞

(単位：円/m<sup>3</sup>)

	実際の料金単価		原価計算単価	
	基本料金	使用料金	基本料金	使用料金
北伊勢工業用水道	14.5	4.0	14.3	4.4
中伊勢工業用水道	27.4	2.0	28.4	2.4
松阪工業用水道	14.9	1.1	13.7	1.6

令和4年度の決算書に記載されているセグメント情報において、水道用水供給事業は南勢志摩水道以外のセグメントは営業損益が黒字もしくは赤字でも長期前受金戻入を調整すればいずれも黒字になっているのに対し、南勢志摩水道の営業損益は△551,050,275円の大きな赤字になっており、長期前受金戻入を調整しても△157,220,124円の赤字になっていた。

このため南勢志摩水道の令和4年度以前過去5年間の長期前受金調整後のセグメント損益を算出してもらったところ以下のとおりであった。

南勢志摩水道の長期前受金調整後の営業損益

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
営業損益	△ 374,264	△ 424,621	△ 482,488	△ 432,445	△ 551,050
長期前受金戻入	399,849	391,981	395,068	404,994	393,830
調整後損益	25,584	△ 32,640	△ 87,419	△ 27,451	△ 157,220

赤字になった理由は、将来5年間の給水原価の見積り時には見込まれなかった原価が多額に発生したことによるものと推定されるが、赤字になった要因を調査し、今後はそれらを考慮して給水原価の見積りを実施するとともに、総括原価方式の観点からは、南勢志摩水道の料金単価を引き上げることが望まれる。

なお、昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰を受け、他の水系、事業においても、今後ますます厳しい経営状況が予想されることから、次期料金においては、状況の変化に対応できるよう適切な給水原価の見積りを実施し、必要に応じて引き上げも含めて対応することが望まれる。

## 2 修繕引当金

### (1) 概要

修繕引当金とは、企業が所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。

#### (修繕引当金に関する経過措置)

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられた修繕引当金については、引き続き従前の例により取崩すこととしている。

### (2) 監査手続

- ① 修繕引当金の会計処理について、企業財務課担当者へのヒアリングを実施した。
- ② 修繕引当金の取崩しについて、根拠規定を閲覧した。
- ③ 修繕引当金の取崩額について、根拠資料を確認した。

### (3) 意見表明

#### i 修繕引当金の取崩しについて【指摘】

地方公営企業の修繕引当金の会計処理について、平成 26 年の新会計基準移行前は毎年の修繕費の予算と実績を比較し、予算が余った金額を修繕引当金として計上していた。しかし、会計上の引当金の計上要件は次のようになっている。

- ①将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であること。
- ②その発生が当該事業年度以前の事象に起因していること。
- ③発生の可能性が高いこと。
- ④その金額を合理的に見積もることができるものと認められるもの。

従来の計上方法は、会計上の引当金の計上要件（地方公営企業法施行規則第22条参照）を満たしていないが、「毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。」という総務省依命通知に基づいて計上されていた。

総務省令附則第4条では、平成26年の新会計基準適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている引当金について、地方公営企業法施行規則第22条の規定（引当金の計上要件）にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる旨規定されているが、企業庁では、令和2年度末（令和3年3月31日末修繕引当金の残高（水道事業4,195,909,615円、工業用水道事業5,311,988,128円）を令和3年度から20年間で取り崩すことにしている（三重県企業庁財務運営方針4. 引当金（4）新会計基準移行前に引当てられた修繕費の取崩し）。

なお、引当金取崩し期間20年間の根拠は、令和2年度末における企業庁の水道施設の残存耐用年数が概ね20年だったことによるとの説明を受けている。

#### （現状の会計処理の問題点）

企業庁財務運営方針の規定4-（4）で新会計基準移行前に引当てられた修繕引当金の取崩しは20年間（2021～40年度）を目途に全額取り崩すことと定められているものの、現状の規定では年度毎の具体的な取崩方法は規定されていない。

一般に取崩し期間を20年とした場合、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らすと、それは残高を20年間で均等に取崩すことになるが、企業庁の現状の処理（令和3年度及び4年度）は水道事業、工業用水道事業とも20年間の均等額での取崩しではなく、それぞれの年度の修繕費の発生額を勘案して決定されている。現状は厳密な取崩しルールがなく、恣意的な金額での取り崩しが可能な状態となっている。

本来の処理として、取崩しは恣意性を排除した20年均等額で取り崩す旨を明文化し、各年度の修繕費発生額と相殺していくべきである。

なお、20年均等で取崩し（以下「均等取崩し」という。）をした場合と、現在の処理とを比較した修繕費計上額の差額は下表のとおりである。

水道事業では、令和3年度の現状の修繕費545,080千円は、均等取崩しの修繕費461,413千円に比べ83,667千円過大、令和4年度の現状の修繕費332,081千円は、均等取崩しの修繕費486,645千円に比べ154,564千円過小となっている。

また、工業用水道事業では、令和3年度の現状の修繕費46,549千円は、均等取崩しの修繕費△72,669千円に比べ119,218千円、令和4年度の現状の修繕費135,299千円は、均等取崩しに比べ121,070千円それぞれ過大となっている。

令和4年度の水道事業以外の修繕費計上額は均等取崩しに比べ過大となっており、今後均等取崩しの処理に変更した場合、水道料金算定の基礎となっている将来5年間の修繕費見積りにおいて修繕費の減少が予想される。

均等取崩しの処理により、表面上水道水の供給原価が下がる可能性があるため、修繕費の発生額をキャッシュフローベースで算定した供給原価も考慮する必要がある。

#### 修繕引当金の現状の取崩しによる修繕費と20年均等取崩しによる修繕費の比較

##### 現状の処理

##### <水道事業>

(単位：千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
修繕費発生額合計	671,208	696,440
修繕引当金取崩額	△126,128	△364,359
差引現状の修繕費計上額	545,080	332,081

##### <工業用水道事業>

(単位：千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
修繕費発生額合計	192,930	279,828
修繕引当金取崩額	△146,381	△144,529
差引現状の修繕費計上額	46,549	135,299

##### 20年均等取崩しによる処理

##### <水道事業>

(単位：千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
修繕費発生額合計	671,208	696,440
20年均等修繕引当金取崩額	△209,795	△209,795
差引修繕費計上額	461,413	486,645

## ＜工業用水道事業＞

(単位：千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
修繕費発生額合計	192,930	279,828
20年均等修繕引当金取崩額	△ 265,599	△ 265,599
差引修繕費計上額	△ 72,669	14,229

## 修繕費計上額の差

## ＜水道事業＞

(単位：千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
現状の修繕費	545,080	332,081
20年均等取崩しの修繕費	461,413	486,645
差額：修繕費計上過大	83,667	△ 154,564

(注) △：計上過小

## ＜工業用水道事業＞

(単位：千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
現状の修繕費	46,549	135,299
20年均等取崩しの修繕費	△ 72,669	14,229
差額：修繕費計上過大	119,218	121,070

## 3 退職給付引当金

## (1) 概要

退職給付引当金とは、退職金規程等に基づく退職金制度がある企業においては、職員の労働役務提供に応じて職員に対する将来の退職金の支払義務を負うため、職員の将来の退職金支給に備えて計上した引当金をいう。

(会計方針) (注)

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末企業庁在籍職員に係る退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(注) 決算書に注記の重要な会計方針 (以下「会計方針」という。)

## (2) 監査手続

- ① 退職給付引当金の会計処理について、企業財務課担当者へのヒアリングを実施した。
- ② 退職給付引当金の会計方針を確認した。
- ③ 退職給付引当金の計上について、根拠資料を確認した。

## (3) 意見表明

### i 退職給付引当金の計算について【指摘】

現状の退職手当の要支給額の計算は当年度末に算定した職員の退職手当の要支給額ではなく、当年度末より1年半前の当年度の予算策定時に算定した年度末要支給額の見積りに基づいて計算された退職給付費用予算の金額をそのまま決算で使用しており、会計方針の記載とは異なっている。

具体的には令和4年度末（令和5年3月31日）の要支給額の計算は令和3年10月1日の在籍人員をもとに同年度及び令和4年度の定年退職者の人員と令和4年度の昇給を考慮して令和4年度末（令和5年3月31日）における要支給額として退職給付引当金の計算をしている。したがって、要支給額の計算には令和3年10月1日より後の自己都合による退職者や令和4年度の新入職員は反映されていないことになる。

退職給付引当金の計算を適正にするためには、決算手続において当年度末（令和5年3月31日）の在籍者に対し、退職給付引当金の計算を実施し計上すべきである。

なお、退職給付引当金の計算において、退職給付費用予算をそのまま決算で使用している理由は、予算管理上年度末に退職給付引当金を再計算して退職給付費用が予算を超えた場合、予算超過分が計上できないことになるため、退職給付費用の予算金額をそのまま決算時にも使用しているとのことであった。

しかし、公営企業会計施行令第18条5項において、「管理者は支出の予算がなく、かつ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができない場合においては、支出することができないが、現金の支出を伴わない経費については、この限りでない。」と規定されている。したがって、引当金の繰入については予算超過が直ちに問題とはならないため、退職給付引当金の計

算は期末に実施すべきである。

## ii 退職手当の会計間の負担区分について【意見】

企業庁では、退職者の退職手当はその在籍期間の長短にかかわらず、退職時に在籍した部署が就職時から退職時までの全期間の退職手当を負担している。

県に就職し、県の知事部局等企業庁以外に在籍した職員が後年企業庁に出向した場合でも、退職手当は全勤続期間に対応する金額が企業庁から支払われている。したがって、年度末の退職手当要支給額は年度末の在籍者について、企業庁での就業期間にかかわらず、退職時までの全就業期間に対応する退職手当に基づき退職給付引当金が計上されている。

なお、企業庁に在籍していない期間の退職手当発生額について、在籍部署から企業庁への資金の移動はされていない。

このような処理は、総務省から出されている、「地方公営企業会計基準見直し Q&A 3-21」の、「公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である。」との記載に基づいたものと思われる。このような処理は他県でも行われており、企業庁固有の処理ではないが、現状の退職手当の負担方法は独立採算制を原則とし、適切な総括原価の把握という面からは合理的な処理とは思われない。総務省の回答でも上記のような処理を容認する一方、「原則としては、過去に所属した職員及び現在所属している職員の期末要支給額の期間按分にて行うものであり、システム対応等の準備が整わない期間の一時的な措置とすることが望ましい。」とされている。

職員の出向は企業庁から県への出向もあり同様の処理がなされるため、この処理によった場合の企業庁の負担が、本来の在籍年数に応じた処理に比べて多くなっているのか少なくなっているかは不明であるが、適切な総括原価の把握を前提に企業庁の将来の収支見込をもとに水道料金が決定されていることから、将来の水道料金算定に影響があると思われる。

退職者に対する退職手当の負担方法については、企業庁に在籍した期間に対応した額を負担する方法が原則であるが、費用対効果や現状の方法を容認する総務省の考え方も勘案し、退職手当の負担方法について再検討することが望まれる。

また、検討した結果の負担方法については明文化することが望まれる。

## 4 賞与引当金

### (1) 概要

賞与引当金とは、就業規則や給与規程等に基づき、職員に対して支給される賞与に対して計上される引当金をいう。

#### (会計方針)

職員の期末・勤勉手当及び同手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

### (2) 監査手続

- ① 賞与引当金の会計処理について、企業財務課担当者へのヒアリングを実施した。
- ② 賞与引当金の会計方針を確認した。
- ③ 賞与引当金の計上について、根拠資料を確認した。

### (3) 意見表明

#### i 賞与引当金の計算について【指摘】

企業庁の賞与の支給対象期間と支給月は以下のとおりとなっている。

12月～5月の支給対象期間にかかる賞与：6月支給

6月～11月の支給対象期間にかかる賞与：12月支給

したがって、会計方針の記載のとおりであれば、決算では翌年度の6月に支給される賞与手当及び同手当にかかる法定福利費の金額（以下「賞与手当等」という。）を見積り、12月～5月の支給対象期間の内当年度の負担に属する12月～3月までの4か月に対応する賞与手当等の見積り額を期末に賞与引当金として計上していることになる。しかし、現状の賞与引当金の計算においては退職給付引当金の計算と同様、年度末に賞与支給見込額を見積もっているのではなく、令和4年度の予算策定時に令和3年10月1日の在籍人員をもとに見積もった、令

和4年度の年間賞与手当等の予算の12分の4を賞与引当金として計上している。

したがって、賞与引当金の計上額は、令和3年度及び令和4年度の退職者や昇給は加味されておらず、「・・・当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。」という会計方針の記載と異なっている。

賞与引当金はあくまで賞与の支給見込額に基づいて計算されるものであるため、企業庁の計算による賞与引当金の計算方法でも、実際の賞与支給額の内、当年度負担に相当する額と賞与引当金の金額に大きな差異がなければ問題はないと考えられるが、賞与引当金とそれに対応する賞与支給額との間には以下の過不足が生じている。

#### 令和4年度と令和5年度の賞与引当金の過不足額

(令和4年度)

(単位：円)

	水道事業会計		工業用水道事業会計	
	令和4年6月 支給額	引当金 過不足率	令和4年6月 支給額	引当金 過不足率
賞 与 支 給 額	99,821,203		72,987,570	
賞与支給額×4／6	66,547,468		48,658,380	
令和4年3月賞与引当金	72,205,000		43,756,000	
賞与支給額との差額	5,657,532	8%	△ 4,902,380	△11%

(注) △は賞与引当金の不足額

(令和5年度)

(単位：円)

	水道事業会計		工業用水道事業会計	
	令和5年6月 支給額	引当金 過不足率	令和5年6月 支給額	引当金 過不足率
賞 与 支 給 額	104,821,462		81,021,838	
賞与支給額×4／6	69,880,974		54,014,558	
令和5年3月賞与引当金	62,898,231		45,723,846	
賞与支給額との差額	△ 6,982,743	△11%	△ 8,290,712	△18%

(注) △は賞与引当金の不足額

賞与引当金の見積りの妥当性を検証するためには、毎年度賞与引当金残高の正確性を事後的に検証（賞与の実際支給額の4／6と賞与引当金の残高の差を把握する。）することが望まれる。また、多額な差異があった場合には賞与引当金の見積り方法を見直すことが必要である。

現状の予算金額による賞与引当金の計算は会計方針の記載とは異なるうえ、上表のとおり賞与引当金残高に対し8%から18%の多額な過不足が発生しているため、賞与引当金の計算においては会計方針の記載どおり当年度末における支給見込額の見積りに基づき計算すべきである。

## 5 減損会計の適用

### (1) 概要

減損会計とは、固定資産の収益性の低下により、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となって投資額の回収が見込めなくなった場合に、減損処理により適正な帳簿価額まで簿価を切り下げ、貸借対照表が経営状況をより適切にあらわすようにするものである。

### (2) 監査手続

- ① 企業庁の減損会計の適用手続について企業財務課担当者へのヒアリングを実施した。
- ② 減損会計適用時におけるグルーピングについて検討した。
- ③ 固定資産の減損の兆候の有無を検討した。
- ④ 旧多度浄水場跡地の現場視察及び減損の兆候の有無を検討した。

### (3) 意見表明

#### i 減損会計適用の手続について【指摘】

公営企業会計においては、平成26年からの新会計基準の適用に伴い減損会計を適用することになっているが、企業庁では明確な手続は実施されておらず、水道事業及び工業用水道事業ともにそれぞれ経常損益が黒字であったため減損の兆候はないとしてそれ以上の検討はしていなかった。

減損会計の適用は以下の手順による。

1. 固定資産のグルーピング	固定資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグループ化
2. 減損の兆候	業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス、市場価格の著しい下落（帳簿価額から少なくとも50%程度以上下落）等の発生
3. 減損損失の認識	帳簿価額 > 将来キャッシュ・フロー総額（割引前）であれば減損損失を認識
4. 減損損失の測定	帳簿価額と回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか大きい方）の差額を減損損失とする

企業庁はセグメント情報に記載のセグメント（水道事業は北勢、中勢、南勢等の水系、工業用水道事業は北伊勢、中伊勢、松阪等の地域）で営業損益を算出しているが、固定資産のグルーピングは明確になっておらず、減損の兆候の判定以下の手続は実施されていない。

地方公営企業における減損の判定は営業損益ではなく、長期前受金戻入を加味した数値で判定されるため、仮にセグメント情報のセグメント区分でグルーピングをした場合、その区分の営業損益に長期前受金戻入を加味した数値により減損の兆候の有無を検討することになる。セグメント情報のセグメント区分で減損の兆候の判定を依頼したところ、減価償却費を調整したキャッシュフローベースでは減損の兆候はなかったが、減損の兆候の判定における、土地等の市場価格の著しい下落の有無についても検討されていなかった。

減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングを明確化し、グルーピングごとに減損の兆候を判定するとともに、その過程を文書で残すべきである。また、減損の兆候があれば減損損失の認識以降の手続が必要となる。

## ii 旧多度浄水場の跡地利用について【意見】

監査人は、受水企業の撤退により不要となり、平成26年度に廃止された旧多度浄水場の跡地について現場視察を実施した。当該跡地については、建物等の施設は除却されているものの、土地については企業庁の所有地として残っている。

当該跡地の利用状況を確認したところ、将来配水池用地として利用する事業

構想があり、令和8年度に策定される、次期企業庁経営計画（令和9年度～令和18年度）に記載を予定しているとのことであったが、事業構想であり正式な経営計画としては決まっておらず、利用計画があるとまでは言えない状況である。

また、現在は水道工事で発生した残土の仮置き場として利用されているとのことであったので、実際の利用頻度について確認をしたところ、旧多度浄水場の撤去工事が完了した平成30年度以降令和4年度までの利用状況、及び令和5年度の利用計画は以下のとおりであった。

多度浄水場跡地 建設発生土仮置き場 搬入・搬出 計画・実績一覧表

(単位：m<sup>3</sup>)

No.	時期	搬入量	搬出量	仮置量	工事名
1	平成30年	216		216	多度浄水場構造物撤去工事
2	令和4年4月	891		1,107	伸縮管取替工事
3	令和4年10月	2,457		3,564	内径400ミリ送水管布設替工事
4	令和5年2月	30		3,594	内径500ミリ制水弁取替工事
5	令和5年3月	20		3,614	内径400ミリ制水弁取替工事
6	令和5年3月	16		3,630	内径400ミリ配水管整備工事
7	令和5年11月		1,164	2,466	伸縮管取替工事
8	令和6年1月 (予定)	2		2,468	内径1100ミリ鋼管製作・ 接合工事
9	令和6年5月 (予定)		2,250	218	内径400ミリ送水管布設替 工事
	合計	3,632	3,414		

この利用状況を見ると、旧多度浄水場撤去後5年間で跡地を利用したのは令和4年から5年のほぼ1年間である。通常、工事受注者が工事期間中における残土の仮置き場を確保しているとのことであるが、現状は、水道工事現場の近くに利用していない旧多度浄水場の跡地があったため残土置き場として利用したとも考えられる。

当該跡地を遊休地とするかどうかは最終的には企業庁の判断によるが、当該跡地が遊休地として判断されると、減損会計上、当該跡地は単独でグルーピングされるとともに、遊休地は利益を生まないため減損の兆候に該当することにな

る。その場合、当該跡地の帳簿価額と不動産鑑定評価等により土地から生ずる将来キャッシュフロー（時価）とを比較し、時価の方が低い場合には帳簿価額を時価まで引き下げ、その差額については減損損失として特別損失に計上することが必要になる。

減損会計の適用においては、企業庁が所有する土地についての市場価格の著しい下落（帳簿価格から50%程度以上）の有無も検討されていなかったため、時価（固定資産税評価額や路線価評価をそれぞれ0.7及び0.8で割り戻す方法により算定した時価等も可能）の著しい下落の有無も確認する必要がある。

減損の兆候がなければ減損損失の認識以降の手続は不要であるが、減損会計の適用において、今後は固定資産のグルーピングの明確化とともに、減損の兆候判定以降の手続を適切に実施する必要がある。

なお、現状企業庁では減損会計に関する手続を文書化したものはないため、新たに「減損会計処理要領」（案）を作成し令和5年度から運用することを計画している。

< 監査人が視察した時の旧多度浄水場跡地の状況

（令和5年8月24日撮影） >



置かれた残土に雑草が生えて小高くなっている。

（住所：桑名市多度町御衣野字山ノ奥 1511 他

面積：10375.88 m<sup>2</sup>、帳簿価格：86,119,804 円）

## 6 内部統制

### (1) 概要

#### 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

平成29年の地方自治法の改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられた。

この内部統制制度は、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されたものであり、その背景には、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められているということがある。

内部統制とは、以下の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、以下の6つの基本的要素から構成される。

#### <内部統制の4つの目的>

##### ① 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

##### ② 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。

##### ③ 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいう。

##### ④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。

#### <内部統制の6つの基本的要素>

##### ① 統制環境

組織に属するすべての者が、各々の権限と責任において、内部統制の整備・運用を行うための基礎となるもの。

##### ② リスクの評価と対応

組織を取り巻くリスクを洗い出し、リスクの分析・評価・特定を行うこと。

③ 統制活動

あらかじめ整備された体制やルールを実際の業務において適正に機能させるための方針、及び手続。

④ 情報と伝達

内部統制に関わる適切な情報の特定・管理を実施するとともに、組織内に必要な情報が円滑に伝達される環境を作ること。

⑤ モニタリング（監視活動）

以上のプロセスについて、日常的又は独立的な立場から監視し、必要に応じた見直しを行うこと。

⑥ ICT（情報通信技術）への対応

すでに取り入れている利用環境を把握した上で、適切な方針や手続を定めることにより、業務の効率化やリスクの対応につなげること。

以上の定義を踏まえると、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。

### 県における内部統制制度について

前述のとおり地方自治法が平成29年に改正されたことを受け、改正法の施行日である令和2年4月1日には内部統制に関する方針が策定・公表されている必要があるとされたため、県では、総務省が策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をふまえ、令和2年4月1日付けで「三重県における内部統制の方針」を策定し、令和2年度から内部統制制度の運用を開始している。

「三重県における内部統制の方針」は以下のとおりである。

### 三重県における内部統制の方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づく三重県における内部統制の方針を、以下のとおり定めます。

#### 1 内部統制の基本的な考え方

三重県では、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、正確、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の皆さんの信頼を確保するため、コンプライアンスを推進しています。

内部統制の導入により、リスクを認識したうえでそのリスクに備え、事務の適正な執行を確保することで、コンプライアンスのさらなる推進を図ります。

#### 2 内部統制の目的

##### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的達成に向け、リスク評価やリスク対応を整備することで、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

##### (2) 財務報告等の信頼性の確保

県民が県政の状況を確認するうえで極めて重要な情報である予算、決算等に係る財務報告等の信頼性を確保します。

##### (3) 業務に関わる法令等の遵守

県民からの信頼は全ての業務の礎となることから、安定的かつ持続的に行政サービスを提供するため、法令遵守をはじめとしたコンプライアンスの推進を図ります。

##### (4) 資産の保全

県民と共有する県の資産や情報等の取得、使用及び処分が正当な手続きや承認のもとで行われるよう、その保全を図ります。

#### 3 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号の「財務に関する事務」のほか、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる範囲の事務とします。

#### 4 内部統制の実効性の確保

##### (1) 推進・評価体制の構築

知事を最高責任者、副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築します。

##### (2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、県民の皆さんに公表します。

##### (3) 監査委員との意見交換

監査の実施によって得られた監査委員の知見を活用するため、適宜、監査委員との意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用につなげます。

##### (4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果、評価結果に基づく監査委員や県議会からの意見等をふまえ、適宜、内部統制の見直しを行います。

令和2年4月1日

三重県知事 鈴木英敬

令和2年5月に策定された「三重県内部統制マニュアル」（最新版は令和5年4月改定）をもとに県における内部統制制度は運用されており、概要は以下のとおりである。

① 内部統制の対象とする事務

県では、内部統制の対象とする事務として、以下の5つの事務を掲げている。

- ・財務に関する事務
- ・個人情報に関する事務
- ・情報セキュリティに関する事務
- ・公文書管理に関する事務
- ・その他コンプライアンスを推進するうえでリスクが高く対応が必要と考えられる事務

なお、知事部局は、上記すべての事務について、地方自治法に基づく内部統制体制を整備・運用することとされ、知事部局以外の執行機関は、任意の取組として、上記すべての事務について内部統制体制を整備することとされている。

② 内部統制に対する評価の方法

全庁的な内部統制…前述の4つの内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の6つの基本的要素に沿って設定した28の評価項目に対応する内部統制の整備状況を記録する。そのうえで、評価部局が当該整備状況に係る所管課に内容等を確認し、全庁的な内部統制の有効性の評価を行う。なお、28の評価項目は以下のとおりである。

三重県の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	整備状況	所管課
統制環境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	○三重県における内部統制の方針 ○庁議等の部長会議における知事指示事項の伝達	行財政改革推進課
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	○「コンプライアンスハンドブック(三重県職員コンプライアンス指針)」及び「三重県職員倫理規程」に基づく職員のコンプライアンス意識向上に向けた取組の実施	行財政改革推進課
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が怠慢した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	○三重県内部統制マニュアル ○「懲戒処分の指針」に基づく懲戒処分の実施 ○危機事案発生時における危機管理統括監への適時の報告	行財政改革推進課 危機管理課
	2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	○「組織機構及び職員定数調査方針」に基づく組織機構調査	総務課
		2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを行っているか。	○三重県における内部統制の方針 ○三重県内部統制マニュアル	行財政改革推進課
	3 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	○「人事異動方針」に基づく人事配置 ○「三重県職員人づくり基本方針」に基づく職員研修の実施	人事課
3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。		○「管理職員勤務評定制度」及び「県職員育成支援のための人事評価制度」に基づく内部統制の取組にかかる人事評価 ○「懲戒処分の指針」に基づく懲戒処分の実施	人事課 行財政改革推進課	
リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	○三重県における内部統制の方針 ○三重県内部統制マニュアル ○「組織機構及び職員定数調査方針」に基づく職員定数調整	行財政改革推進課 総務課
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	○「三重県内部統制マニュアル」に基づくリスクの評価と対応	行財政改革推進課
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	○「三重県における内部統制の方針」、「三重県内部統制マニュアル」に基づく共通リスク及び所属個別リスクへの対応	行財政改革推進課

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	整備状況	所管課
リスクの評価と対応		5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響)な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	○「三重県における内部統制の方針」、「三重県内部統制マニュアル」に基づく共通リスク及び所属個別リスクへの対応	行財政改革推進課
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、適切な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	○「三重県における内部統制の方針」、「三重県内部統制マニュアル」に基づく共通リスク及び所属個別リスクへの対応	行財政改革推進課
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	○「三重県における内部統制の方針」、「三重県内部統制マニュアル」に基づく共通リスク及び所属個別リスクへの対応 ○「三重県危機管理計画」に基づく危機管理統括書への適時の報告	行財政改革推進課 危機管理課
統制活動		7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示適宜に実施されているか。	○「三重県内部統制マニュアル」に基づく評価 ○コンプライアンス・ミーティング等による各所属での内部統制の実施状況の定期的な確認の実施 ○危機管理取組状況のモニタリング	行財政改革推進課 危機管理課
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	○「三重県内部統制マニュアル」に基づく評価 ○コンプライアンス・ミーティング等による各所属での内部統制の実施状況の定期的な確認の実施	行財政改革推進課
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分給、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分給 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討 8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	○「三重県行政組織規程」及び「三重県事務決裁及び委任規程」による権限と責任の明確化等	総務課
情報と伝達		9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	○公益通報(内部通報)制度における通報者の保護 ○「三重県公文書等管理条例」及び「三重県公文書管理規程」に基づく公文書の管理	行財政改革推進課 法務・文書課
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	○「県民の声」制度の運用 ○「県民等の意見を行政に反映させる手続に関する指針」に基づくパブリックコメントの実施	広聴広報課 情報公開課
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	○「三重県個人情報保護条例」に基づく個人情報の適正管理 ○「三重県電子情報安全対策基準」に基づく情報資産の管理	情報公開課 デジタル改革推進課

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	整備状況	所管課
情報と伝達	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	○県幹部職員による会議における情報共有 ○コンプライアンス推進会議における情報共有	総務課 行財政改革推進課
		10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	○公益通報(内部通報)制度の運用 ○「県民の声」制度の運用 ○公益通報(外部からの通報)制度の運用	行財政改革推進課 広聴広報課
モニタリング	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	○「三重県内部統制マニュアル」による評価項目および評価方法等の明示  ○内部統制のモニタリング	行財政改革推進課 危機管理課・組織統制業務所管部署 危機管理課
		11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	○「三重県内部統制マニュアル」に基づく内部統制の不備の是正および是正状況の報告	危機管理課・組織統制業務所管部署
ICT への対応	12 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合には、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	○「三重県電子情報安全対策基準」に基づく情報セキュリティを取り巻く状況への対応	デジタル改革推進課
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分な ICT の稼働を検討した上で、適切な利用を図っているか。	○「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に基づく情報システムの有効性・効率性の確保	デジタル改革推進課
		12-3 組織は、ICT の全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	○「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に基づく情報システムの保守及び運用等の管理	デジタル改革推進課
		12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	○「三重県電子情報安全対策基準」に基づく情報資産への脅威と対策	デジタル改革推進課

業務レベルの内部統制…リスクマネジメントシートを用いて、所属ごとにリスクへの対応策を整備し、運用している。共通リスク及び所属個別リスクの評価項目ごとに、整備状況及び運用状況の評価を行う。

#### 「共通リスク」

「共通リスク」とは、特に重点的に対応すべきものとして、過去の監査やモニタリング等で指摘のあった事案やリスク発生時に県民への影響が大きいリスクで、おおよそ半数以上の所属に該当業務があるリスクを言う。県では、原則、以下のいずれかに該当するものがリストアップされている。

- ・過去3年の出納検査など所管課検査における指摘件数が5件以上、又は過去3年に不適切事務処理事案として1件以上報道発表しているもの
- ・県民への物理的／金銭的影響が著しく大きく、リスク発生への対応が他所属に及ぶもの
- ・県民からの信頼を著しく損なうもの

#### 「所属個別リスク」

「所属個別リスク」とは、「共通リスク」のほかに、所属の業務内容に応じて、特に対応すべきと所属で判断したものと定義づけられている。

### ③ 整備状況の評価

内部統制の「整備」とは、発生する可能性のあるリスクを認識し、あらかじめ対応策を講じ、業務に適用することである。県では、内部統制の整備状況の評価として、以下の3つの評価を行っている。

	実施主体	評価の観点	実施時期
自己評価	各所属	リスクに対して、対応策を実施できたかという観点で自己評価を行う。	令和4年9～10月
基礎評価	組織横断的な事務を所管する部署等	各所属の自己評価に対して、リスク対応策が適切かという観点で基礎評価を行う。	令和4年10～11月
評価部局評価	評価部局	組織横断的な事務を所管する部署等に対して、基礎評価が的確に実施されているかという観点で評価部局評価を行う。	令和4年11～12月

なお、整備状況に対する評価基準は以下のとおりである。

評価	評価基準
不備なし	リスクに対して適切な対応策が実施されている。
不備あり	リスクに対する対応策が不適當（又は不十分）。
重大な不備あり	リスクに対して何ら対応策が講じられておらず、不適切な事案が発生する蓋然性が高い。

④ 運用状況の評価

内部統制の「運用」とは、不適切な事案の発生を防止すること、あるいは、その発生を適時に発見し、内部統制を有効に機能させることである。県では、内部統制の運用状況の評価として、以下の3つの評価を行っている。

	実施主体	評価の観点	実施時期
自己評価	各所属	リスクに対して、不適切な事案が発生しなかったか、万が一発生した場合は適切に対応策を是正できたかという観点で自己評価を行う。	令和5年3月
基礎評価	組織横断的な事務を所管する部署等	各所属の自己評価に対して、不適切事案の発生を把握し対応しているかという観点で基礎評価を行う。	令和5年4月
評価部局評価	評価部局	組織横断的な事務を所管する部署等に対して、基礎評価が的確に実施されているか、発生した不適切事案が自己評価及び基礎評価に反映されているかどうかという観点で評価部局評価を行う。	令和5年5月

なお、運用状況に対する評価基準は以下のとおりである。

評価	評価基準
不備なし	不適切な事案が発生していない。
不備あり	不適切な事案が発生した（重大なものを除く）。
重大な不備あり	県民に大きな影響を及ぼすような重大な不適切な事案が発生した。

⑤ 評価結果のフィードバック

内部統制体制の整備及び運用を推進する役割を担う推進部局（総務部人事課（知事部局））は、評価結果のフィードバックを行う。各所属は、評価結果をふまえ、必要に応じて対応策を見直し、リスクマネジメントシートを修正する。

⑥ 評価報告書の公表

年度ごとに全庁的な内部統制や業務レベルの内部統制における整備及び運用状況を評価し、内部統制評価報告書を取りまとめ、監査委員の意見を付して議会へ提出のうえ、ホームページで公表する。

企業庁における内部統制制度について

総務省のガイドラインによれば、以下のように示されている。

「地方公営企業の業務については、長は、その補助機関である管理者に対して一定の指揮監督権限を有している（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第16条）が、管理者は地方公営企業法上独立した権限を付与されている（同法第8条）。したがって、地方公営企業に対しても、管理者への指揮監督権限の範囲内においては、長による内部統制を及ぼすことが可能であるものの、地方公営企業は長による内部統制に関する方針及び内部統制体制の整備等の直接の対象となるものではない。」

つまり、地方公営企業である企業庁は、県として義務付けられている内部統制制度の直接の対象ではないとされている。

当該ガイドラインに関するQ&Aに記載があるように、地方公営企業においても自主的なものとして内部統制に取り組むことは望ましいとされており、企業庁では知事部局と同じように令和2年度から内部統制制度の運用を開始している。

具体的な内部統制制度としては知事部局と同じであるが、あくまで自主的に取り組んでいるものであるため、前述の評価部局評価までは行うが、内部統制評価報告書の作成、監査委員や議会への報告書の提出、公表は行っていない。

監査の対象とする企業庁の所属としては、令和4年度時点で、企業総務課、財務管理課、水道事業課、工業用水道事業課、北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事務所、水質管理情報センターがあり、所属ごとに業務レベルの内部統制の評価を行うために、毎年リスクマネジメントシートを作成している。

県全体として認識している「共通リスク」及び各所属での「所属個別リスク」

について、各課で当該リスクが起こりうる場面を想定し、リスク対応策を整備し、整備状況及び運用状況について、自己評価、基礎評価、評価部局評価を行っている。

以下が、企業庁の令和4年度リスクマネジメントシートの一部を抜粋したものである。

様式 1

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

【①共通リスク】

リスク記載日	リスク分類	リスク	当該リスクが起こる場面	リスク対応策	対応策実施担当者	自己評価		基礎評価		評価部局評価		備考 (記載内容変更箇所と変更日等)
						(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	
						評価結果	理由/改善事項	日付	評価結果	理由/改善事項	評価者	
1	財務(収入)	請求金額や測定日の誤り	・公舎賃付料や負担金の算定方法を誤り、追加徴収や返還が必要になる	①【無知】【過失】 「会計事務の手引き」など、参考マニュアルを備え付け、随時閲覧	総務班〇〇係長	R4.9.22 不備なし	—	R4.12.14 不備なし	財務管理課長	—	危機管理課長	
2	財務(収入)	現金取扱にかかわる書類の不備や事務の遅れ	—			R5.3.29 不備なし	—	R5.5.26 不備なし	企業財務課長	—	行財政改革推進課長	
3	財務(支出)	支出負担金額の誤り	・支出負担行為書の金額と発札額、見積書、契約書等の金額との相違	①【無知】【過失】 「審査チェックリスト」などによるチェックの徹底	各班長	R4.9.22 不備なし	—	R4.12.14 不備なし	財務管理課長	—	危機管理課長	
4	財務(支出)	二重の支払	・取消手順を誤り、二重払いしてしまう	①【無知】【過失】 証拠書類の原本主義の徹底	各班長	R5.3.29 不備なし	—	R5.5.26 不備なし	企業財務課長	—	行財政改革推進課長	
5	財務(支出)	支払の遅延	・支払遅延により遅延利息が発生してしまう	③【過失】請求書処理簿を作成し、一元管理・共有化し複数人で確認	各班長	R4.9.22 不備なし	—	R4.12.14 不備なし	財務管理課長	—	危機管理課長	
						R5.3.29 不備なし	—	R5.5.26 不備なし	企業財務課長	—	行財政改革推進課長	

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

様式 1

【①共通リスク】

リスク記 載日	リスク 分類	リスク	当該でリスクが起こり うる場面	リスク対応策	対応策実施 担当者	自己評価		基礎評価		評価部局評価		備考 (記載内 容変更箇 所と変更 日章)	
						(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況		
						日付	評価結果	理由/改 善事項	評価者	日付	評価結果	理由/改 善事項	評価者
6 R4.5.25	財務(支 出)	支払に必要な書 類の不備	請求書類の不備(支 出調書の未作成、委任 状の添付漏れ、代表者 印の押印漏れ等)のま ま支出	①【無知】【過失】 「審査子」エックリス ト」など、参考マ ニュアルを備え付 け、随時閲覧	企業総務 課長 各班長	R4.10.12	不備なし	—	財務管理 課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理 課長
7 R4.5.25	財務(支 出)	資金前簿精算に 必要な書類の不 備	資金前簿精算書に領 収証又は支払証明書を 添付していない	③【無知】前渡資金 の交付時に、領収書 が必要であることを 周知	総務班〇〇 係長	R4.10.12	不備なし	—	財務管理 課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理 課長
8 R4.5.25	財務(契 約)	仕様書等の不備 による案件公開 後の入札中止	電子調達システムに おいて開札後、仕様書 等の不備により、案件 中止又は取止めを行っ てしまう	③【過失】仕様書等 の確認者を指名し、 内容、検査等の確認 業務を明確化	各班長	R4.10.12	不備なし	—	財務管理 課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理 課長
9 R4.5.25	財務(契 約)	予定価格の記録 の不備	予定価格調書を作成 後にチャックリスト を添付し、複数入で 確認	③【過失】落札決定 後にチャックリスト を添付し、複数入で 確認	各班長	R4.10.12	不備なし	—	財務管理 課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理 課長
10 R4.5.25	財務(契 約)	履行確保、検査 の不備	完成認定書(履行確 認書)が作成されてい ない	②【過失】事前検査 等の活用	各班長	R4.10.12	不備なし	—	財務管理 課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理 課長

様式 1

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

【①共通リスク】

リスク記 載日	リスク 分類	リスク	当該リスクが起こり うる場面	リスク対応策	対応策実施 担当者	自己評価		基礎評価		評価部局評価		備考 (記載内 容変更箇 所と変更 日章)	
						(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況		
						日付	評価結果	理由/改 善事項	評価者	日付	評価結果	理由/改 善事項	評価者
11	財務(契 約)	契約に必要な条 件の不備	当課でリスクが起こり うる場面 ・契約時に必要な書類 が整備されていない	③【過失】 落札決定 後にチャックリスト を添付し、複数人で 確認	企業総務 課長	R4. 9. 22	不備なし	—	財務管理 課長	R4. 12. 14	不備なし	—	危機管理 課長
12	財務(財 産)	金品亡失	・飲み物をこぼした り、物を探み込んで、 パソコンを破壊してし まう	②【無知】【過失】 決裁の際 に、机上、執務室の整理 を整	企画班〇〇 主任	R4. 9. 22	不備なし	—	財務管理 課長	R4. 12. 14	不備なし	—	危機管理 課長
13	財務(財 産)	公有財産(指定 管理者制度活用 の財産も含む) の法定点検、適 正管理の未実施 ※公用車は公有 財産ではなく物 品(項番15) に該当	・法定点検をせずに公 用車や施設を使っ てしま う	②【過失】 決裁の際 に、相対指定等がわ かる資料を添付	総務班〇〇 係長	R4. 9. 22	不備なし	—	財務管理 課長	R4. 12. 14	不備なし	—	危機管理 課長
14	財務(財 産)	公有財産(指定 管理者制度活用 の財産も含む) の情報管理の不 徹底 ※公用車は公有 財産ではなく物 品(項番15) に該当	・資産情報が適正に管 理・承継されていない ために、不適切な財産 管理・処分等を行っ てしま う	②【過失】 決裁の際 に、相対指定等がわ かる資料を添付	総務班〇〇 係長	R4. 9. 22	不備なし	—	財務管理 課長	R4. 12. 14	不備なし	—	危機管理 課長
15	財務(財 産)	物品管理手続の 不備	・物品支払いのための 書類に必要な使用主任 者等の押印、署名が抜 けている	③【過失】 起業者が 署名が必要な箇所を 明示	総務班〇〇 班長	R4. 9. 22	不備なし	—	財務管理 課長	R4. 12. 14	不備なし	—	危機管理 課長

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

様式 1

【①共通リスク】

リスク記載日	リスク分類	リスク	当該でリスクが起りうる場面	リスク対応策	対応策実施担当者	自己評価		基礎評価		評価部局評価		備考 (記号内容変更箇所と変更日等)	
						(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況		
						日付	評価結果	理由/改善事項	評価者	日付	評価結果	理由/改善事項	評価者
16	R4.5.25 財務(全般)	事前検査の未受検	—										
17	R4.5.25 個人情報	利用、提供にかかる事務語りによる個人情報の漏えい	・個人情報収集した際の目的以外に情報を利用してしまう	③【無知】【過失】ミーティング等で「コンプライアンスハンドブック」等を確認	総務班〇〇主任	R4.9.22	不備なし	—	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理課長
18	R4.5.25 個人情報/情報セキュリティ	管理不備による個人情報(重要情報)の漏えい	・個人情報を含む公文書、USB等を持ち出し、紛失してしまう	③【無知】【過失】ミーティング等で「コンプライアンスハンドブック」等を確認	総務班〇〇班長	R4.9.22	不備なし	—	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理課長
19	R4.5.25 個人情報/情報セキュリティ	文書/メールの誤送付による個人情報の漏えい	・個人情報を含むメールの送信先を誤ってしてしまう	②【過失】送付/送信前に、宛先や添付ファイルを複数名で確認	総務班〇〇係長	R4.9.22	不備なし	—	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理課長
20	R4.5.25 個人情報/情報セキュリティ	委託業者による個人情報の漏えい	・委託先のセキュリティ対策について確認しなかったため、委託先から情報が漏えいしてしまう	②【無知】委託契約書等に情報セキュリティ対策の実施と報告を明記し、義務付け	総務班〇〇係長	R4.9.22	不備なし	—	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	—	危機管理課長

様式 1

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

【①共通リスク】

リスク記載日	リスク分類	リスク	当該リスクが起る場合	リスク対応策	対応策実施担当者	自己評価		基礎評価		評価部局評価		備考 (記載内容変更箇所と変更日等)
						(上段)整備状況 日付	(下段)運用状況 理由/改善事項	(上段)整備状況 日付	(下段)運用状況 理由/改善事項	(上段)整備状況 日付	(下段)運用状況 理由/改善事項	
21	情報セキュリティ	ソフトウェアのライセンス違反	購入又はリースしているソフトウェアについて、新購ライセンス数を超過していることを発見した場合	①【未知】 ②【未知】 ③【未知】 ④【未知】 ⑤【未知】 ⑥【未知】 ⑦【未知】 ⑧【未知】 ⑨【未知】 ⑩【未知】 ⑪【未知】 ⑫【未知】 ⑬【未知】 ⑭【未知】 ⑮【未知】 ⑯【未知】 ⑰【未知】 ⑱【未知】 ⑲【未知】 ⑳【未知】 ㉑【未知】 ㉒【未知】 ㉓【未知】 ㉔【未知】 ㉕【未知】 ㉖【未知】 ㉗【未知】 ㉘【未知】 ㉙【未知】 ㉚【未知】 ㉛【未知】 ㉜【未知】 ㉝【未知】 ㉞【未知】 ㉟【未知】 ㊱【未知】 ㊲【未知】 ㊳【未知】 ㊴【未知】 ㊵【未知】 ㊶【未知】 ㊷【未知】 ㊸【未知】 ㊹【未知】 ㊺【未知】 ㊻【未知】 ㊼【未知】 ㊽【未知】 ㊾【未知】 ㊿【未知】	企画班 主任	R4.9.22	不備なし	R4.10.24	不備なし	デジタル改革推進課長	デジタル改革推進課長	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	R5.4.21	不備なし	デジタル改革推進課長	デジタル改革推進課長	行政改革推進課長
22	情報セキュリティ	電磁的記録媒体（ハードディスク等）の不適切な処分による情報流出	ハードディスク等を処分する際、抹消措置を適切に行わなかったため、情報が流出している	①【未知】 ②【未知】 ③【未知】 ④【未知】 ⑤【未知】 ⑥【未知】 ⑦【未知】 ⑧【未知】 ⑨【未知】 ⑩【未知】 ⑪【未知】 ⑫【未知】 ⑬【未知】 ⑭【未知】 ⑮【未知】 ⑯【未知】 ⑰【未知】 ⑱【未知】 ⑲【未知】 ⑳【未知】 ㉑【未知】 ㉒【未知】 ㉓【未知】 ㉔【未知】 ㉕【未知】 ㉖【未知】 ㉗【未知】 ㉘【未知】 ㉙【未知】 ㉚【未知】 ㉛【未知】 ㉜【未知】 ㉝【未知】 ㉞【未知】 ㉟【未知】 ㊱【未知】 ㊲【未知】 ㊳【未知】 ㊴【未知】 ㊵【未知】 ㊶【未知】 ㊷【未知】 ㊸【未知】 ㊹【未知】 ㊺【未知】 ㊻【未知】 ㊼【未知】 ㊽【未知】 ㊾【未知】 ㊿【未知】	総務班 主任	R4.9.22	不備なし	R4.10.24	不備なし	デジタル改革推進課長	デジタル改革推進課長	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	R5.4.21	不備なし	デジタル改革推進課長	デジタル改革推進課長	行政改革推進課長
23	情報セキュリティ	ウイルス感染	不審メールの添付ファイルを開封したため、ウイルスに感染する	①【未知】 ②【未知】 ③【未知】 ④【未知】 ⑤【未知】 ⑥【未知】 ⑦【未知】 ⑧【未知】 ⑨【未知】 ⑩【未知】 ⑪【未知】 ⑫【未知】 ⑬【未知】 ⑭【未知】 ⑮【未知】 ⑯【未知】 ⑰【未知】 ⑱【未知】 ⑲【未知】 ⑳【未知】 ㉑【未知】 ㉒【未知】 ㉓【未知】 ㉔【未知】 ㉕【未知】 ㉖【未知】 ㉗【未知】 ㉘【未知】 ㉙【未知】 ㉚【未知】 ㉛【未知】 ㉜【未知】 ㉝【未知】 ㉞【未知】 ㉟【未知】 ㊱【未知】 ㊲【未知】 ㊳【未知】 ㊴【未知】 ㊵【未知】 ㊶【未知】 ㊷【未知】 ㊸【未知】 ㊹【未知】 ㊺【未知】 ㊻【未知】 ㊼【未知】 ㊽【未知】 ㊾【未知】 ㊿【未知】	企画班 主任	R4.9.22	不備なし	R4.10.24	不備なし	デジタル改革推進課長	デジタル改革推進課長	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	R5.4.21	不備なし	デジタル改革推進課長	デジタル改革推進課長	行政改革推進課長
24	公文書管理	公文書の不適切な整理、保管による紛失、誤廃棄	公文書を本来とは別の簿冊に保存してしまったり、所在がわからなくなる	①【未知】 ②【未知】 ③【未知】 ④【未知】 ⑤【未知】 ⑥【未知】 ⑦【未知】 ⑧【未知】 ⑨【未知】 ⑩【未知】 ⑪【未知】 ⑫【未知】 ⑬【未知】 ⑭【未知】 ⑮【未知】 ⑯【未知】 ⑰【未知】 ⑱【未知】 ⑲【未知】 ⑳【未知】 ㉑【未知】 ㉒【未知】 ㉓【未知】 ㉔【未知】 ㉕【未知】 ㉖【未知】 ㉗【未知】 ㉘【未知】 ㉙【未知】 ㉚【未知】 ㉛【未知】 ㉜【未知】 ㉝【未知】 ㉞【未知】 ㉟【未知】 ㊱【未知】 ㊲【未知】 ㊳【未知】 ㊴【未知】 ㊵【未知】 ㊶【未知】 ㊷【未知】 ㊸【未知】 ㊹【未知】 ㊺【未知】 ㊻【未知】 ㊼【未知】 ㊽【未知】 ㊾【未知】 ㊿【未知】	総務班 主任	R4.9.22	不備なし	R4.10.28	不備なし	法務・文書課長	法務・文書課長	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	R5.4.24	不備なし	法務・文書課長	法務・文書課長	行政改革推進課長
25	公文書管理	公文書の隠蔽、偽造、改ざん	意思決定された公文書を偽造、改ざんする	①【未知】 ②【未知】 ③【未知】 ④【未知】 ⑤【未知】 ⑥【未知】 ⑦【未知】 ⑧【未知】 ⑨【未知】 ⑩【未知】 ⑪【未知】 ⑫【未知】 ⑬【未知】 ⑭【未知】 ⑮【未知】 ⑯【未知】 ⑰【未知】 ⑱【未知】 ⑲【未知】 ⑳【未知】 ㉑【未知】 ㉒【未知】 ㉓【未知】 ㉔【未知】 ㉕【未知】 ㉖【未知】 ㉗【未知】 ㉘【未知】 ㉙【未知】 ㉚【未知】 ㉛【未知】 ㉜【未知】 ㉝【未知】 ㉞【未知】 ㉟【未知】 ㊱【未知】 ㊲【未知】 ㊳【未知】 ㊴【未知】 ㊵【未知】 ㊶【未知】 ㊷【未知】 ㊸【未知】 ㊹【未知】 ㊺【未知】 ㊻【未知】 ㊼【未知】 ㊽【未知】 ㊾【未知】 ㊿【未知】	総務班 主任	R4.9.22	不備なし	R4.10.28	不備なし	法務・文書課長	法務・文書課長	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	R5.4.24	不備なし	法務・文書課長	法務・文書課長	行政改革推進課長

様式 1

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

【①共通リスク】

リスク記載日	リスク分類	リスク	当該でリスクが起る場面	リスク対応策	対応策実施担当者	自己評価		基礎評価		評価部局評価		備考 (記載内容変更箇所と変更日等)	
						(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況	(上段) 整備状況	(下段) 運用状況		
						日付	評価結果	理由/改善事項	評価者	日付	評価結果	理由/改善事項	評価者
26	R4.5.25 その他	法令等の誤解による誤った業務執行	・開催基準を満たさないうまま審査会を開催してしまう	②【過失】該当業務の研修受講と研修内容の課内共有	総務班○○ 班長	R4.9.22	不備なし	-	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	-	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	-	企業総務課長	R5.5.26	不備なし	-	行財政改革推進課長
27	R4.5.25 その他	職務規律違反	・虚偽の申請により、不正に手当等の受給や休暇の取得をする	①【無知】【過失】【故意】【確信】ミーティング等で「コンプライアンスハンズブック」等を確認	総務班○○ 班長	R4.9.22	不備なし	-	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	-	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	-	企業総務課長	R5.5.26	不備なし	-	行財政改革推進課長
28	R4.5.25 その他	交通法規に反する運転	・交通事故を起こしてしまう	①【無知】【過失】交通安全研修の受講と研修内容の課内共有	総務班○○ 班長	R4.9.22	不備なし	-	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	-	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	-	企業総務課長	R5.5.26	不備なし	-	行財政改革推進課長
29	R4.5.25 その他	事務の遅延、未処理	・処理すべき期限を過ぎていた事務・文書があることに気づかない、または気づいても多忙等により手がつけられない	③【過失】定例ミーティング等で業務の進捗状況を把握	各班長	R4.9.22	不備なし	-	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	-	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	-	企業総務課長	R5.5.26	不備なし	-	行財政改革推進課長
30	R4.5.25 その他	公表資料の誤り	・ホームページに誤った情報を掲載してしまう	①【過失】公表前に、複数名によるチェックの徹底	企画班○○ 主任	R4.9.22	不備なし	-	企業総務課長	R4.12.14	不備なし	-	危機管理課長
						R5.3.29	不備なし	-	企業総務課長	R5.5.26	不備なし	-	行財政改革推進課長

令和4年度 内部統制リスクマネジメントシート

様式

【②所属個別リスク】

部局		所属		企業総務課											
リスク記 載日	分類	リスク	当該でリスクが起こり うる場面	リスク対応策	対応策実施 担当者	自己評価 (下段) 運用状況			基礎評価 (下段) 運用状況			評価部局評価 (下段) 運用状況			備考 (記載内 容変更箇 所と変更 日等)
						整備状況	理由/改 善事項	評価者	日付	評価結果	理由/改 善事項	評価者	日付	評価結果	
1	R4.5.25 その他	議事提出資料等 の誤り	議案、常任委員会議案 等について幹部職員協 議後の資料修正の確認 漏れ	各課での確認は共通 リスク№301に基づき チェックリストを作 成し、確認したうえ、企画班野添 主任 にてチェックリス トを活用したダブル チェックを実施する	企業総務課 主任	R4.9.22 不備なし		企業総務 課長	R4.10.14 不備なし		企業総務 課長	R4.12.14 不備なし		危機管理 課長	
2						R5.3.29 不備なし		企業総務 課長	R5.4.20 不備なし		企業総務 課長	R5.5.26 不備なし		行財政改 革推進課 長	
3															
4															

必要に応じ、行を追加して記入してください

### ＜内部統制の評価結果＞

企業庁による令和4年度の整備状況の評価結果は以下のとおりである。

評価項目数	不備なし	不備あり	重大な不備
211件	211件	0件	0件

企業庁による令和4年度の運用状況の評価結果は以下のとおりである。

評価項目数	不備なし	不備あり	重大な不備
211件	207件	4件	0件

運用状況についての「不備あり」の内容は以下のとおりである。

分類	リスク	件数
財務（支出）	支払の遅延	1件
財務（契約）	仕様書等の不備による案件公開後の入札中止	1件
その他	サービス規律違反	1件
その他	交通法規に反する運転	1件

## （2）監査手続

- ① 「三重県内部統制マニュアル」、「三重県における内部統制の方針」、「内部統制リスクマネジメントシート」の閲覧及び担当部署へのヒアリングを実施した。

## （3）意見表明

### i 基礎評価を行う組織横断的な事務を所管する部署について【意見】

前述の基礎評価については、組織横断的な事務を所管する部署が、各所属の自己評価に対する基礎評価を行うとともにマニュアル周知や検査等を通じてリスクを把握し未然防止を促している。

「三重県内部統制マニュアル」（令和4年4月）によれば、前述の表のとおり、内部統制対象の事務のうち、財務・個人情報・その他（サービス規律等や所属個別リスク）については企業庁が、情報セキュリティ・公文書管理については知事部局のデジタル改革推進課及び法務・文書課が基礎評価を行うこととされている。

令和4年度における企業庁の各所属の自己評価、基礎評価、評価部局評価を行っている具体的な部署名を対象事務ごとに表にすると、以下のようになっている。

#### 企業総務課

対象事務	自己評価	基礎評価	評価部局評価
財務	企業総務課	財務管理課	知事部局（危機管理課）
個人情報	企業総務課	企業総務課（※1）	知事部局（危機管理課）
情報セキュリティ	企業総務課	知事部局（デジタル改革推進課）	知事部局（危機管理課）
公文書管理	企業総務課	知事部局（法務・文書課）	知事部局（危機管理課）
その他	企業総務課	企業総務課（※2）	知事部局（危機管理課）

#### 財務管理課

対象事務	自己評価	基礎評価	評価部局評価
財務	財務管理課	財務管理課（※3）	知事部局（危機管理課）
個人情報	財務管理課	企業総務課	知事部局（危機管理課）
情報セキュリティ	財務管理課	知事部局（デジタル改革推進課）	知事部局（危機管理課）
公文書管理	財務管理課	知事部局（法務・文書課）	知事部局（危機管理課）
その他	財務管理課	企業総務課	知事部局（危機管理課）

水道事業課、工業用水道事業課、北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事務所、水質管理情報センター

対象事務	自己評価	基礎評価	評価部局評価
財務	各所属	財務管理課	知事部局（危機管理課）
個人情報	各所属	企業総務課	知事部局（危機管理課）
情報セキュリティ	各所属	知事部局（デジタル改革推進課）	知事部局（危機管理課）
公文書管理	各所属	知事部局（法務・文書課）	知事部局（危機管理課）
その他	各所属	企業総務課	知事部局（危機管理課）

表のうち、（※1）（※2）（※3）については、自己評価と基礎評価を行う課

が同一の状態となっている。また、同一人物の課長が評価者となっている。

「三重県内部統制マニュアル」では、基礎評価は、各事務内容やリスクについて最も精通しており、不備となるような事例が起きた際に報告が上がってくる課が行うことが望ましいと考え、基礎評価を行う部署を定めている。そのため、それに当てはめると前述の表のとおりになるが、同一になっているのは、基礎評価が形骸化してしまっていると言える。また、総務省のガイドラインの中でも、「評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあることが望ましい」とされている。そのため、例えば以下のように他の課が行うことがより望ましいと考えられる。

(※1) (※2) 企業総務課→財務管理課

(※3) 財務管理課→企業総務課

また、前述のとおり、企業庁は、地方自治法で義務付けられている内部統制制度の対象ではないため、監査委員への内部統制評価報告書の提出等を行う義務がなく、独立的な第三者の視点からのモニタリング機会が少ない点から考えても、なるべく多くの視点から評価やモニタリングを行うことは、効果的な内部統制制度の運用に繋がると考えられるため、検討されたい。

## ii リスクの識別・評価について【意見】

現在県では、過去に発生した不適切な事務処理等の事案をふまえ、対応が必要であると思われるリスクを洗い出し、共通リスクとして、30項目(財務16項目、個人情報・情報セキュリティ7項目、公文書管理2項目、その他服務規律等5項目)を選定している。

地方公営企業である企業庁は、任意の取組として内部統制制度を運用しているが、知事部局と同様に企業庁でもこれらのリスクをすべて重要と捉え、各所属においてそのリスクについてリスクが起こりうる場面、対応策を設定しリスクマネジメントシートに記入している。共通リスクに該当する業務を全く行っていない場合については当該記入を省いているが、該当する業務を行っていれば頻度に関わらずすべての共通リスクについて記入することとなっている。

しかし、実際は各所属で、業務やリスクについてリスクの影響度や発生可能性、質的重要性は異なり、共通リスクの全項目について同程度の対応をする必要があるのか疑問が残るため、その必要性を再検討することが望まれる。

総務省のガイドラインの10ページには、「常に、内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる便益(リスクの減少度合い等)を踏まえた上で、重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うこ

とは避けるべきである。」とされている。

このことから考えても、リスクの影響度や発生可能性、質的重要性を考慮し、例えばそれらすべてが低いと考えられるリスクについてはリスクマネジメントシートへの記載を削除する、反対に、すべてが高いと考えられるリスクや連続して不備ありになっているリスクについては対応策の記入を増やし強化するなどの対応の検討をすることで、より効率的かつ効果的に内部統制制度の運用がなされると考えられる。

### iii 所属個別リスクの識別について【意見】

当報告書の 121 ページに記載のとおり、固定資産の現物が廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、会計上、除却処理漏れとなっている事案が発生していた。

また、平成 30 年度三重県工業用水道事業損益計算書に計上されている過年度損益修正損の内容の一部は、平成 29 年度における固定資産の除却処理漏れによるものであると企業庁から説明を受けた。

除却があった際には、各事務所が財務会計システム（固定資産管理システム）により固定資産異動報告書（除却）を作成し、財務管理課で当該データの内容を確認した上で、同システムの固定資産台帳に登録することになっている。また、固定資産異動報告書（除却）のデータは、各事務所や財務管理課等で予算書等との突合を行い、確認することとなっている。

固定資産台帳のチェックや、予算書等との突合・確認が十分でなかったため、前述の除却処理漏れが発生したと考えられる。

当該除却処理漏れのリスクの発生可能性は高いと考えられるため、再発防止の観点から、固定資産の除却処理漏れを所属個別リスク（共通リスクのほかに、所属の業務内容に応じて、特に対応すべきと所属で判断したものと定義づけられているリスク）として識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。

また、当報告書の 124 ページに記載のとおり、仮設設備で使用するための仮置きであったとはいえ、劇物である薬品の保管状況について「毒物及び劇物取締法」を遵守していない保管方法となっていた。

法令違反という質的重要性や再発防止の観点から、当該リスクについても所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。

## 7 契約事務

### (1) 概要

企業庁において、令和4年度施工（履行）にかかる契約金額1,000万円以上の契約は、工事契約115件、委託契約57件存した。それらの中から監査対象契約として、工事契約15件と委託契約11件を抽出した（以下「抽出案件」という。）。

それらの契約の選択の基準（理由）は以下のとおりである。

- ① 担当課が偏らないようにした。
- ② 工事も委託も契約～工期が令和4年度内になる案件を選択した（あえて一部複数年にわたるものを選択した案件もある。）。
- ③ 1者入札、指名競争入札で行われた契約を選択した。
- ④ 契約金額は、少額なものから多額なものまで、極力偏りがないように選択した。

### (2) 監査手続

- ① 契約の方式決定及び相手方の選定について、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の選定が適法かつ妥当であるかを、予定価格調書、指名理由調書等、入札関係書類を閲覧して確認した。
- ② 契約の方式決定及び相手方の選定について、競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているかを、審査関係書類を閲覧して確認した。
- ③ 契約の締結について、契約書が確実に適時に作成され、契約変更があった場合、契約変更は妥当かを建設工事請負契約書、建設工事請負変更契約書、担当部署作成のチェックリスト等を閲覧して確認した。
- ④ 契約の履行について、工事は設計図及び仕様書どおりに施工され、工事完成の時期、契約の履行期限が守られているかを、施工計画書、工程表、完成報告書等を閲覧して確認した。
- ⑤ 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切かを、建設工事請負契約書、工事台帳、復命書、代金支払請求書等を閲覧して確認した。

- ⑥ 監督・検査について検査が的確になされているか、また施工工事を行った施設等及び保管在庫の資産管理や設計・監理等の委託業務が適切に行われているかについて、検査書類、工事台帳等を閲覧して確認するとともに浄水場及び在庫を保管している倉庫や保管場所の視察を実施した。
- ⑦ 物品の管理事務の合規性等を検証するため、ヒアリングと関連書類一式（準備品台帳、固定資産台帳入力データ）の閲覧を行い、備蓄物資等の物品の管理状況について確認した。
- ⑧ 設備の管理状況をヒアリングして、固定資産台帳と設備を実地に確認し、購入と廃棄の状況を突合して確認した。
- ⑨ 各案件の一件記録（以下「簿冊」という。）の閲覧を行い、関係部署へのヒアリングを行い、契約内容等を確認した。
- ⑩ 関係法令の確認をした。

抽出案件毎の概要は、次項以下で述べるとおりである。なお、表中の用語の意義は以下のとおりである。

- ・一般競争入札  
参加条件や工事の概要などを公告し、入札に参加を希望する者で競争入札を行うもの。
- ・指名競争入札  
有資格者業者の中から指名基準を満たす者を選定し、指名して競争入札を行うもの。
- ・価格競争方式  
入札において、価格のみについての競争を行う方式。
- ・総合評価方式  
価格以外の専門的技術やノウハウなどの技術的要素についての評価も価格に加えて競争を行う方式。
- ・随意契約

国や地方公共団体が競争入札の方法によらないで、任意に特定の者から見積書を徴取する方式をいう。

・最低制限価格

予定価格の制限の範囲内で定められる落札金額の下限となる価格。最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

・調査基準価格

契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格。

### (3) 工事契約（抽出案件）

#### No. 1 大里浄水場場内流量計ほか取替工事

執行機関	中勢水道事務所
工事名	大里浄水場場内流量計ほか取替工事
工事の内容	大里浄水場場内に設置されている制御用流量計、監視盤、水位計の取替工事
工事業者	桑名電気産業株式会社
契約金額（税込）	62,865,000 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数6者、最低未満0者、くじ6者
予定価格（税込）	69,722,400 円
最低制限価格（税込）	62,865,000 円
落札率①	90.16% （注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額／最低制限価格
工事期間	令和4年4月20日～令和5年9月29日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書（変更分含む）、工期延長願、理由書、建設工事請負契約書の条項、入札結果調書他入札関係書類、施工計画書（変更分含む）、工事打合せ簿、部分下請け通知書、工事履行報告書
備考	参加6者の入札価格は、全者最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。

## No. 2 南勢水道事務所管内流量計取替工事

執行機関	南勢水道事務所
工事名	南勢水道事務所管内流量計取替工事
工事の内容	流量計の取替一式
工事業者	桑名電気産業株式会社
契約金額（税込）	13,618,000 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数4者、最低未満0者、くじ4者
予定価格（税込）	15,143,700 円
最低制限価格（税込）	13,618,000 円
落札率①	89.93% （注）契約金額/予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額/最低制限価格
工事期間	令和4年6月14日～令和5年3月24日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、工事完成報告書、公共工事履行保証証券、工程表、予定価格調書、開札状況調書、くじ結果調書、入札決定一覧表、工事台帳、固定資産台帳等
備考	参加者4者の入札価格は4者とも最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定している。 契約金額 13,618,000 円には、固定資産の取得費 13,187,900 円のほか、撤去資産の撤去費 430,100 円が含まれている。

## No. 3 内径 600 耗減圧弁取替工事（茂福）

執行機関	北勢水道事務所
工事名	内径 600 耗減圧弁取替工事（茂福）
工事の内容	減圧弁取替 一式
工事業者	株式会社後藤パイピング
契約金額（当初・税込）	81,829,000 円
契約金額（変更後・税込）	86,972,600 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数17者、最低未満2者、くじ15者
予定価格（税込）	88,598,400 円
最低制限価格（税込）	81,829,000 円
落札率①	92.36% （注）契約金額/予定価格

落札率②	100.00% (注) 契約金額/最低制限価格
工事期間	令和4年8月3日～令和5年3月23日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書(変更分含む)、変更理由書、入札公告、同別表、三重県公共調達システムの入札情報及び各添付ファイル、競争入札参加資格その他のチェックリスト、くじ結果調書、予定価格調書
備考	参加17者中15者の入札価格は最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。

## No.4 多気浄水場機械設備点検整備工事(攪拌その他機械設備)

執行機関	南勢水道事務所
工事名	多気浄水場機械設備点検整備工事(攪拌その他機械設備)
工事の内容	攪拌その他機械設備の点検 沈澱池の床排水ポンプの修理 沈澱池の急速攪拌機の修理
工事業者	株式会社伊藤デンテック
契約金額(当初・税込)	16,709,000円
契約金額(変更後・税込)	21,716,200円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数3者、くじ3者
予定価格(税込)	18,341,400円
最低制限価格(税込)	16,709,000円
落札率①	91.09% (注) 契約金額/予定価格
落札率②	100.00% (注) 契約金額/最低制限価格
工事期間	令和4年10月5日～令和5年3月24日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書(変更分含む)、三重県企業庁建設工事共通仕様書、特記仕様書(施工条件明示一覧表)、工事設計書、入札公告別表、入札スケジュール表、競争入札参加資格チェックリスト、くじ結果調書、予定価格調書、工事変更仕様書、変更理由書、安全訓練等実施報告書、設計単価表
備考	参加3者中3者の入札価格は最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。 変更契約は、急速攪拌機点検時に駆動部の取替が必

	要となったため。
--	----------

## No. 5 水沢浄水場ほか機械設備点検工事

執行機関	北勢水道事務所
工事名	水沢浄水場ほか機械設備点検工事
工事の内容	機械設備点検 一式
工事業者	株式会社トーカイ
契約金額（税込）	14,894,000 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数 8 者、辞退 1 者、くじ 5 者
予定価格（税込）	16,294,300 円
最低制限価格（税込）	14,894,000 円
落札率①	91.40% （注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額／最低制限価格
工事期間	令和 4 年 10 月 19 日～令和 5 年 3 月 15 日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、入札公告、同別表、三重県公共調達システムの入札情報及び各添付ファイル、競争入札参加資格その他のチェックリスト、くじ結果調書、予定価格調書、施工体制台帳、再下請負通知書、部分下請負通知書、工事打合簿
備考	参加 8 者（内辞退 1 者）中 5 者の入札価格は最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。

## No. 6 多気浄水場機械設備点検整備工事（薬品注入設備）

執行機関	南勢水道事務所
工事名	多気浄水場機械設備点検整備工事（薬品注入設備）
工事の内容	薬品注入設備点検整備（年点検） PAC 入替ポンプ分解整備 PAC 注入ポンプ分解整備 苛性ソーダ入替ポンプ分解整備 苛性ソーダ注入ポンプ分解整備 活性炭注入ユニット分解整備 空気圧縮機及び空気槽分解整備
工事業者	株式会社伊藤デンテック
契約金額（税込）	28,435,000 円

契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数3者、くじ2者、辞退1者
予定価格（税込）	31,053,000円
最低制限価格（税込）	28,435,000円
落札率①	91.56%（注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00%（注）契約金額／最低制限価格
工事期間	令和4年10月19日～令和5年3月24日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、三重県企業庁建設工事共通仕様書、特記仕様書（施工条件明示一覧表）、工事設計書、入札公告別表、入札スケジュール表、一般競争入札参加確認リスト、競争入札参加資格チェックリスト、くじ結果調書、予定価格調書、南勢水道施設定期点検表、点検結果総括表
備考	参加3者中1者辞退し、残る2者の入札価格は最低制限価格と同額であったため、くじで落札業者決定。

## No.7 高野浄水場機械設備点検整備工事

執行機関	中勢水道事務所
工事名	高野浄水場機械設備点検整備工事
工事の内容	高野浄水場 急速攪拌池機械設備点検工・修繕工 沈殿池機械設備点検工・修繕工 排水池機械設備点検工 排泥池機械設備点検工 濃縮槽機械設備点検工 ろ過池機械設備点検工 混和池機械設備点検工・修繕工
工事業者	株式会社伊藤工作所
契約金額（当初・税込）	24,827,000円
契約金額（変更後・税込）	25,630,000円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数2者、最低未満0者、くじ2者
予定価格（税込）	27,218,400円
最低制限価格（税込）	24,827,000円

落札率①	91.21% (注) 契約金額/予定価格
落札率②	100.00% (注) 契約金額/最低制限価格
工事期間	令和4年11月9日～令和5年3月27日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書(変更分含む)、特記仕様書、入札結果調書他入札関係書類、工事打合せ簿、工事履行報告書、工事目的物引渡書、完成認定書
備考	参加2者の入札価格は、最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。

## No.8 山村浄水場受変電設備取替工事

執行機関	北勢水道事務所
工事名	山村浄水場受変電設備取替工事
工事の内容	受変電設備取替一式
工事業者	三菱電機 <sup>®</sup> プラントエンジニアリング株式会社 中部本部
契約金額(税込)	205,612,000円
契約方法	一般競争入札・総合評価方式
一般競争入札	参加者数7者、調査基準価格未満0者
予定価格(税込)	228,070,700円
調査基準価格(税込)	205,612,000円
落札率①	90.15% (注) 契約金額/予定価格
落札率②	100.00% (注) 契約金額/調査基準価格
工事期間	令和3年10月20日～令和5年3月13日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、工事完成報告書、公共工事履行保証証券、工程表、予定価格調書、開札状況調書、入札決定一覧表、工事台帳、固定資産台帳等
備考	参加者7者の入札価格のうち、6者が調査基準価格と同額であり、総合評価方式による評価値により落札業者決定している。 契約金額205,612,000円には、固定資産の取得費のほか、撤去資産の撤去費が含まれている。

## No.9 内径900 耗配水管布設工事(四期・霞第2工区)

執行機関	北勢水道事務所
工事名	内径900 耗配水管布設工事(四期・霞第2工区)
工事の内容	配水管布設一式

工事業者	株式会社院南組
契約金額（税込）	当初 211,189,000 円 変更後 230,670,000 円
契約方法	一般競争入札・総合評価方式
一般競争入札	参加者数 6 者、調査基準価格未満 0 者
予定価格（税込）	229,763,600 円
調査基準価格（税込）	211,189,000 円
落札率①	91.91% （注）契約金額/予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額/調査基準価格
工事期間	令和 4 年 3 月 24 日～令和 5 年 1 月 31 日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、工事完成報告書、保証証券、工程表、予定価格調書、開札状況調書、入札決定一覧表、工事台帳等
備考	参加者 6 者の入札価格のうち、6 者とも調査基準価格と同額であり、総合評価方式による評価値により落札業者決定している。

## No.10 大口配水池直流電源装置ほか取替工事

執行機関	中勢水道事務所
工事名	大口配水池直流電源装置ほか取替工事
工事の内容	大口配水池直流電源装置取替、新屋敷取水所始動用直流電源装置取替、高茶屋配水池直流電源装置取替
工事業者	株式会社第一電気工業
契約金額（税込）	45,441,000 円（固定資産撤去費 1,007,600 円以外の工事合計 44,433,400 円）
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数 6 者、最低未満 0 者、くじ 5 者
予定価格（税込）	50,397,600 円
最低制限価格（税込）	45,441,000 円
落札率①	90.16% （注）契約金額/予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額/最低制限価格
工事期間	令和 4 年 7 月 6 日～令和 5 年 3 月 2 日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、一般競争入札に係る入札形態及び競争参加資格設定の内申書他入札関係書類、工事設計書、部分下請通知書、施工体系図、工事打合せ簿、工事完成報告書、支払伝票他

備考	見積徴収型一般競争入札（事後審査方式）。 参加6者の入札価格は、5者が最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。
----	---

## No.11 相川水管橋仮配管工事

執行機関	中勢水道事務所
工事名	相川水管橋仮配管工事
工事の内容	二級河川相川河川改修事業における新相川橋架け替えに伴う水管橋仮配管工事 (施工延長、布設延長、不断水分岐工、不断水制水弁設置工、制水弁、空気弁、排水設備)
工事業者	株式会社佐南組
契約金額（当初・税込）	91,025,000円
契約金額（変更後・税込）	98,726,100円
契約方法	一般競争入札・総合評価方式
一般競争入札	参加者数2者
予定価格（税込）	99,049,500円
調査基準価格（税込）	90,233,000円
落札率①	91.89% (注) 契約金額/予定価格
落札率②	100.87% (注) 契約金額/調査基準価格
工事期間	令和4年7月6日～令和5年3月15日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書（変更分含む）、総合評価方式に係る対象工事指定の内申書他入札関係書類、工事設計書、工事打合せ簿、工事完成報告書、支払伝票他
備考	施工体制確認型総合評価方式案件（簡易型・技術資料の事後審査型）予定価格事後公表試行案件。 参加2者とも入札金額は調査基準価格を数十万円程度上回る。入札金額では他の1者を上回るものの、総合評価で勝る当該業者が落札。 設計変更により追加工事7,701,100円（税込）あり。

## No.12 管路電気防食設備取替工事（四期）

執行機関	北勢水道事務所
工事名	管路電気防食設備取替工事（四期）

工事の内容	電気防食設備取替 一式
工事業者	日本防蝕工業株式会社 名古屋支店
契約金額（当初・税込）	46,200,000 円
契約金額（変更後・税込）	50,064,300 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数 1 者
1 者入札の理由	入札参加条件を満たす業者は 15 者確認できているが、参加資格を有する企業において、配置予定技術者を確保できなかったためと思われるとのこと。
予定価格（税込）	48,698,100 円
最低制限価格（税込）	44,539,000 円
落札率①	94.87% （注）契約金額／予定価格
落札率②	103.72% （注）契約金額／最低制限価格
工事期間	令和4年9月14日～令和5年3月20日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書（変更分含む）、変更理由書、入札公告、同別表、三重県公共調達システムの入札情報及び各添付ファイル、競争入札参加資格その他のチェックリスト、予定価格調書、三重県建設工事入札報告書（1 者入札）、建設資材価格等調査業務委託特別調査報告書
備考	1 者入札の理由は上記の通り説明されているが、過去の同種工事（3 件）も 1 者入札で落札業者は本件と同一業者であった。透明性・競争性を確保した参加資格条件の設定となっているかの確認が求められる。

## No.13 新屋敷取水所 1 号、2 号加圧ポンプ分解点検工事

執行機関	中勢水道事務所
工事名	新屋敷取水所 1 号、2 号加圧ポンプ分解点検工事
工事の内容	ポンプ設備の分解点検
工事業者	株式会社守谷商会名古屋支店
契約金額（当初・税込）	26,290,000 円
契約金額（変更後・税込）	27,860,800 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数 1 者

1者入札の理由	同種のポンプ設備を扱う業者であれば施工は可能と考えられるが、既設設備に精通していない者は、施工にあたり、その内容把握等に時間と労力を要することから、参加を見合わせたものと考えられる。
予定価格（税込）	26,313,100円
最低制限価格（税込）	24,024,000円
落札率①	99.91%（注）契約金額／予定価格
落札率②	109.43%（注）契約金額／最低制限価格
工事期間	令和4年7月13日～令和5年3月24日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書（変更分含む）、変更理由書、入札公告、同別表、一般競争入札参加確認内申書、競争入札参加資格その他のチェックリスト、予定価格調書、三重県建設工事入札報告書（1者入札）、設計単価表
備考	1者入札の理由は上記の通り説明されているものの、競争入札参加資格チェックリスト（事後審査）にて点検はされているとはいえ、入札審査記録は作成されておらず、1者入札となった正当な理由は不明と言える。

## No.14 霞ヶ浦水管橋塗装工事（三期）

執行機関	北勢水道事務所
工事名	霞ヶ浦水管橋塗装工事（三期）
工事の内容	塗装工事
工事業者	ゴトウ塗装工業株式会社
契約金額（当初・税込）	57,805,000円
契約金額（変更後・税込）	62,878,200円 変更契約2回
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数30者、最低未満0者、くじ30者
予定価格（税込）	62,995,900円
最低制限価格（税込）	57,805,000円
落札率①	91.75%（注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00%（注）契約金額／最低制限価格
工事期間	令和4年9月14日～令和5年3月17日
監査時に閲覧した主な	建設工事請負契約書（変更分含む）、変更理由書、

書類	入札公告、同別表、くじ結果調書、予定価格調書、費用負担割合（企業庁と四日市市）、PCB廃棄物（ドラム缶重量）、土木施工単価表、土木コスト情報、設計単価表
備考	参加 30 者中 30 者の入札価格は最低制限価格と同額であり、くじで落札業者決定。 変更契約は、構造物の塗膜除去において当初設計時の施工条件と乖離が生じたこと、鉛含有塗膜の処分にあたり含有試験を実施したこと、そして、PCB運搬重量が増量したことによる。

## No.15 内径 350 耗送水管撤去工事（神坂～長谷）

執行機関	南勢水道事務所
工事名	内径 350 耗送水管撤去工事（神坂～長谷）
工事の内容	送水管撤去一式
工事業者	株式会社百木組
契約金額（当初・税込）	72,600,000 円
契約金額（変更後・税込）	75,321,400 円
契約方法	一般競争入札・総合評価方式
一般競争入札	参加者数 3 者、調査基準価格未満 0 者
予定価格（税込）	78,542,200 円 予定価格事後公表試行案件
調査基準価格（税込）	72,193,000 円
落札率①	92.43% （注）契約金額／予定価格
落札率②	100.56% （注）契約金額／調査基準価格
工事期間	令和 4 年 8 月 29 日～令和 5 年 2 月 28 日
監査時に閲覧した主な書類	建設工事請負契約書、工事完成報告書、保証証書、工程表、予定価格調書、開札状況調書、入札決定一覧表、工事台帳等
備考	参加者 3 者の入札価格のうち、2 者が同額であり、総合評価方式による評価値により落札業者決定している。

## (4) 委託契約 (抽出案件)

## No. 1 配水管路測量設計業務委託 (四期・塩浜町その1)

執行機関	北勢水道事務所
委託業務名	配水管路測量設計業務委託 (四期・塩浜町その1)
委託の内容	配水管路布設のための測量設計業務
受託事業者	株式会社見取コンサルタント
契約金額 (当初・税込)	34,870,000 円
契約金額 (変更後・税込)	42,874,700 円
契約方法	指名競争入札・総合評価方式
指名競争入札	参加者数7者、うち3者辞退。
予定価格 (税込)	42,015,600 円
基準価格 (税込)	34,925,000 円
落札率	82.99% (注) 契約金額/予定価格
委託期間	令和3年3月18日～令和4年9月30日
監査時に閲覧した主な書類	委託業務完成報告書、業務委託契約書、保証証書、予定価格調書、三重県企業庁測量業務共通仕様書、開札状況調書
備考	参加者数7者のうち3者辞退。 入札した4者のうち入札金額が3番目の業者が、総合評価加算方式により落札。

## No. 2 導水ポンプ所詳細設計業務委託

執行機関	北勢水道事務所
委託業務名	導水ポンプ所詳細設計業務委託
委託の内容	平成31年度の取水・導水施設基本設計業務委託の基本事項を参考に、当該業務の設計図書に示された業務内容及び設計条件、既往の関連資料等に基づき、経済的かつ合理的に導水ポンプ所とその附属設備、ポンプ所機械電気設備等の詳細設計を行う。
受託事業者	株式会社日水コン 三重事務所
契約金額 (税込)	73,700,000 円
契約方法	一般競争入札・総合評価方式
一般競争入札	参加者数2者
予定価格 (税込)	75,320,300 円

基準価格（税込）	62,106,000 円
落札率①	97.84% （注）契約金額／予定価格
落札率②	118.67% （注）契約金額／基準価格
委託期間	令和4年2月9日～令和5年1月31日
監査時に閲覧した主な書類	設計業務等委託契約書（変更分含む）、変更理由書、入札公告、同別表、三重県公共調達システムの入札情報及び各添付ファイル、審査集計表、競争入札参加資格その他のチェックリスト、総合評価方式評価項目一覧【加算方式】、総合評価方式に係る対象業務指定の内申書、予定価格調書
備考	落札業者以外の1者は、予定価格と同額での入札。

## No.3 北勢水道事務所管内監視カメラ設備調査設計業務委託

執行機関	北勢水道事務所
委託業務名	北勢水道事務所管内監視カメラ設備調査設計業務委託
委託の内容	監視カメラ設備調査設計1式。四日市市ほか8箇所。当該設備は耐用年数を超過し、今後、品質・信頼性が低下するおそれがあるから、取替を行うための調査設計を施工する。
受託事業者	株式会社日新技術コンサルタント 三重出張所
契約金額（税込）	17,281,000 円
契約方法	指名競争入札・価格競争方式
指名競争入札	入札参加者数5者、指名対象者数9者
予定価格（税込）	20,950,600 円
最低制限価格（税込）	17,281,000 円
落札率①	82.48% （注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額／最低制限価格
委託期間	令和4年6月29日～令和5年2月28日
監査時に閲覧した主な書類	設計業務等委託契約書、工事設計書、追加特記仕様書、積算基準（計画・設計編）、指名理由調書、起案文書、企業庁建設工事等指名競争入札参加者指名要綱、納税証明書、履行保証保険証書（写し）、テクリス登録内容確認書、健康保険被保険者証（写し）、委託業務打合簿、支出負担行為書、履行報告書、委託

	業務完成報告書、委託業務完成認定書、復命書、予定価格調書
備考	地方自治法施行令第167条第3項に規定する「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、入札方法を指名競争入札とした。 指名9者のうち4者が辞退し5者で入札を実施した。その結果最も低額入札3者（同額）でくじ引きにより契約者を決定した。

## No. 4 北勢水道管内維持管理情報システム情報整備業務委託

執行機関	北勢水道事務所
委託業務名	北勢水道事務所管内維持管理情報システム情報整備業務委託
委託の内容	維持管理情報システム情報整備、更新業務1式。受注者が貸与する関係資料を基に所定の調査とデータ入力を行い、登録した「維持管理情報システム等」の更新を行う。
受託事業者	株式会社ジオフォーラム
契約金額（当初・税込）	14,005,200円
契約金額（変更後・税込）	14,092,100円
契約方法	随意契約
随意契約	特命随意契約 （地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号）
予定価格（税込）	16,038,000円
落札率	87.32% （注）契約金額／予定価格
委託期間	令和4年11月9日～令和5年3月23日
監査時に閲覧した主な書類	設計業務等委託契約書（変更分含む）、工事変更契約協議書、変更理由書、工事仕様書、特記仕様書、履行保証保険証書（写し）、予定価格調書、見積指名決定通知書、工事台帳、見積指名者内申書、随意契約とする理由、支出金額科目別分割明細書、受注者発行請求書、委託業務完成認定書、支払確認表
備考	開発者がプログラム及びデータベースの著作権者であるため、更新業務は特命随意契約となった。

## No. 5 北勢水道事務所管内施設警備業務委託

執行機関	北勢水道事務所
委託業務名	北勢水道事務所管内施設警備業務委託
委託の内容	北勢水道事務所管内施設（対象箇所 35 箇所）の機械警備業務
受託事業者	三重総合警備保障株式会社
契約金額（税込）	35,343,000 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数 3 者
予定価格（税込）	68,329,800 円 ※非公表
最低制限価格（税込）	なし
落札率	51.72% （注）契約金額／予定価格
委託期間	令和 5 年 1 月 30 日～令和 10 年 3 月 24 日
監査時に閲覧した主な書類	業務等委託契約書、調達説明書、三重県物件調達システムの入札情報及び各添付ファイル、競争入札参加資格その他のチェックリスト、予定価格調書、契約実績証明書（添付の請負契約書を含む）、三重県発注機械警備業務委託における要件等について（過去の受注者）、三重県企業庁物件関係 1 者入札対応について、北勢水道事務所物件関係競争入札審査会設置要綱、参考見積提出依頼書
備考	物件契約に該当するものとして、最低制限価格は設定されていない。入札価格の一番低い入札者と契約。なお、1 者は入札書比較価格を超過した金額で入札していた。

## No. 6 大里浄水場ほか電気設備改良設計業務委託

執行機関	中勢水道事務所
委託業務名	大里浄水場ほか電気設備改良設計業務委託
委託の内容	大里浄水場電気（受電・発電・運転操作）設備更新設計（基本設計）一式 鈴鹿導水ポンプ所電気（受電・発電・運転操作）設備更新設計（基本設計）一式 芸濃送水ポンプ所電気（受電・発電・運転操作）設備更新設計（基本設計）一式
受託事業者	株式会社日水コン 三重事務所

契約金額（税込）	36,212,000 円
契約方法	指名競争入札・総合評価方式
指名競争入札の理由	地方自治法施行令 167 条第 3 号
予定価格（税込）	43,904,300 円
基準価格（税込）	36,212,000 円
落札率①	82.47% （注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額／基準価格
委託期間	令和 4 年 8 月 1 日～令和 5 年 3 月 24 日
監査時に閲覧した主な書類	設計業務等委託契約書、特記仕様書、業務計画書、入札結果調書他入札関係書類、委託業務打合せ簿、委託業務完成報告書、委託業務履行状況報告書、照査報告書、検査決定通知書
備考	参加者 7 者（うち辞退 4 者、無効 1 者）中 2 者の入札価格は、1 者は基準価格であり、1 者は予定価格を上まわっていた。評価値の高い方が落札した。

## No. 7 高野沈砂池耐震診断業務委託

執行機関	中勢水道事務所
委託業務名	高野沈砂池耐震診断業務委託
委託の内容	高野沈砂池耐震診断 一式 取水ポンプ井耐震診断 一式
受託事業者	パシフィックコンサルタンツ株式会社 三重事務所
契約金額（当初・税込）	21,164,000 円
契約金額（変更後・税込）	21,197,000 円
契約方法	指名競争入札・総合評価方式
指名競争入札の理由	地方自治法施行令 167 条第 3 号
予定価格（税込）	25,665,200 円
基準価格（税込）	21,164,000 円
落札率①	82.46% （注）契約金額／予定価格
落札率②	100.00% （注）契約金額／基準価格
委託期間	令和 4 年 11 月 2 日～令和 5 年 3 月 15 日
監査時に閲覧した主な書類	設計業務等委託契約書（変更分含む）、設計業務等委託契約書の条項、特記仕様書、指名業者内申書、指名理由調書他入札関係書類、予定価格調書、入札

	結果調書、再委託申出書、委託業務完成認定書、委託業務打合せ簿、委託業務完成報告書、委託業務履行報告書
備考	参加者7者（うち辞退5者）中2者の入札価格は、1者は基準価格であり、もう1者は予定価格であった。評価値の高い方が落札した。

## No.8 配水管布設測量設計業務委託（松阪市古井町）

執行機関	中勢水道事務所
委託業務名	配水管布設測量設計業務委託（松阪市古井町）
委託の内容	配水管設計基本設計、配水管設計開削工法詳細設計、現地測量、路線測量
受託事業者	株式会社カギテック
契約金額（当初・税込）	17,600,000円
契約金額（変更後・税込）	16,228,300円
契約方法	指名競争入札・総合評価方式
指名競争入札の理由	地方自治法施行令167条第3号
予定価格（税込）	21,368,600円
基準価格（税込）	17,655,000円
落札率①	82.36%（注）契約金額／予定価格
落札率②	99.68%（注）契約金額／基準価格
委託期間	令和4年9月22日～令和5年3月10日
監査時に閲覧した主な書類	設計業務等委託契約書（変更分含む）、工事設計書、特記仕様書、総合評価方式に係る対象業務指定の内申書他入札関係書類、委託業務打合せ簿、業務履行報告書、委託業務完成認定書、支払伝票他
備考	総合評価方式（加算方式）案件（技術提案書の事後審査型）。 参加7者（うち辞退3者）。入札金額は、4者のうち2者が基準価格と同額、1者が基準価格未満。残り1者は基準価格を大幅に上回る。落札業者の入札金額は基準価格未満であるが、今回の総合評価では、基準価格以下の3者は価格評価点同数となり、技術点評価を加えた総合評価により最高点を得た業者が落札。

## No. 9 分水施設計装設備等点検業務委託

執行機関	南勢水道事務所
委託業務名	分水施設計装設備等点検業務委託
委託の内容	南勢水道事務所管内設備の故障による給水支障事故未然防止のため、南勢水道事務所管内計算機及び計装設備の点検を行う
受託事業者	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（当初・税込）	44,780,140 円
契約金額（変更後・税込）	44,955,040 円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数 1 者
1 者入札の理由	電気、機械設備の点検業務は「電気等の補修工事」に該当し、入札参加者が少ない傾向にあるが、特に本業務は、浄水場の配水システムと連携して動作する計装設備の点検であり、配水システムを把握する必要があること、また、点検対象設備が点在していることから、入札の参加が敬遠されたものと想定される。
予定価格（税込）	45,746,740 円
最低制限価格（税込）	41,165,000 円
落札率①	97.88% （注）契約金額／予定価格
落札率②	108.78% （注）契約金額／最低制限価格
委託期間	平成 31 年 2 月 14 日～令和 5 年 3 月 24 日
監査時に閲覧した主な書類	業務委託契約書（変更分含む）、契約条件書、1 者入札に係る入札継続の内申書他入札関係書類、予定価格調書、三重県企業庁維持管理業務委託共通仕様書、特記仕様書、三重県建設工事 1 者入札対応について、業務計画書、業務打合簿、業務履行状況報告書、委託業務完成報告書、委託業務完成認定書、請求書、支払伝票
備考	入札参加条件を満たす業者数は 58 者あったが、参加者は 1 者であった。入札参加条件に地域要件や技術者要件をつけず、同種工事の施工実績のみを要件に付していることから、競争性、透明性が確保されているとして、競争入札審査会において入札継続を

	承諾した。
--	-------

## No.10 多気浄水場ほか電気設備点検整備業務

執行機関	南勢水道事務所
委託業務名	多気浄水場ほか電気設備点検整備業務
委託の内容	多気浄水場及びポンプ所等電気設備の定期点検を行う
受託事業者	シンフォニアエンジニアリング株式会社
契約金額（当初・税込）	64,236,660円
契約金額（変更後・税込）	67,448,360円
契約方法	一般競争入札・価格競争方式
一般競争入札	参加者数1者
1者入札の理由	本業務は「電気等の補修工事」で、入札参加者が少ない傾向にあり、特に本件は限られた時間内に浄水場等の電気設備の点検を行う必要があるため、点検対象となっている多くの設備の状況や点検方法を熟知する必要があり、敬遠されたものと想定される。
予定価格（税込）	66,273,440円
最低制限価格（税込）	59,637,800円
落札率①	96.92%（注）契約金額／予定価格
落札率②	107.71%（注）契約金額／最低制限価格
委託期間	平成30年8月29日～令和5年3月17日
監査時に閲覧した主な書類	業務委託契約書（変更分含む）、契約条件書、1者入札に係る入札継続の内申書他入札関係書類、予定価格調書、三重県企業庁維持管理業務委託共通仕様書、特記仕様書、三重県建設工事1者入札対応について、出来高認定書、再委託申出書、再委託承諾書、業務計画書、賃金スライド関係書類、業務打合簿、業務履行状況報告書、委託業務完成報告書、委託業務完成認定書、請求書、支払伝票
備考	入札参加条件を満たす業者数は29者あったが、参加者は1者であった。入札参加条件に地域要件や技術者要件をつけず、同種工事の施工実績のみを要件に付していることから、競争性、透明性が確保されているとして、競争入札審査会において入札継続を

	承諾した。
--	-------

## No.11 多気浄水場ほか環境保全業務委託

執行機関	南勢水道事務所
委託業務名	多気浄水場ほか環境保全業務委託
委託の内容	多気浄水場、取水口、沈砂池、導水ポンプ所等の除草及び植栽整備、除塵及び施設内の清掃を行う
受託事業者	公社 多気町シルバー人材センター
契約金額（税込）	12,012,000 円
契約方法	随意契約・価格競争（最低価格）方式 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 （高齢者関係団体（シルバー人材センター等からの役務の調達）
随意契約の理由	県内の高年齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センター等から提供される役務を県が率先して調達する
1者入札の理由	見積合わせの参加者が1者
予定価格（税込）	13,544,300 円
落札率	88.68% （注）契約金額／予定価格
委託期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
監査時に閲覧した主な書類	業務委託契約書、シルバー単価・県単価比較検討資料、契約締結前公表、見積結果調書、予定価格調書、随意契約にかかる入札落札候補者参加資格確認の内申書、多気浄水場ほか環境保全業務共通仕様書、特記仕様書、シルバー人材センター等からの役務の調達に関する要綱、出来高認定書、業務計画書、業務打合簿、業務履行状況報告書、委託業務完成報告書、業務委託完成認定書、請求書、支払伝票
備考	物件契約に該当するものとして、最低制限価格は設定されていない。見積書の提出が1者のみで、予定価格の制限の範囲内であったことから、物件関係競争入札審査会を経て契約相手方として決定した。

## (5) 意見表明

### i 業務責任者選任手続の不備について【意見】

前記「(4) 委託契約 (抽出案件)」中の「No.11 多気浄水場ほか環境保全業務委託」について、「多気浄水場ほか環境保全業務共通仕様書」第6条では、受注者は業務における業務責任者を定めて発注者に通知することになっており、業務責任者は、契約図書に基づき業務の統括管理を行い、業務が適正に執行されるよう業務従事者に指導及び教育を行うとともに管理及び監督しなければならないとされている。業務責任者の要件は高等学校または同等以上の学校において電気、電子、機械、化学等の学科を卒業した者であって、水道施設全般に関する知識を有する者となっているが、委託業務の着手と同時に選任された業務責任者は商業高校を卒業した者であり要件に該当していなかった。その後に業務責任者は変更されているが、選任するときに要件を確認すべきである。

### ii 上記 i 以外のその他の工事契約及び委託契約

その他は、後記「8 入札手続」で述べる点を除き、契約手続において適宜チェックリストを活用する等して手続的瑕疵が生じないようにする対策がとられていることがうかがわれるものとなっており、関係書類の閲覧及び関係部署へのヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

## 8 入札手続

### (1) 手続確認の経緯

前記「7 契約事務」における「(3) 工事契約 (抽出案件)」及び「(4) 委託契約 (抽出案件)」で述べたとおり、抽出契約の監査において、多数の業者の入札金額が同一価格でくじにて落札業者が決定している案件、1者入札の案件が相当数見られた。そのため、監査人において、改めて企業庁発注案件全体の入札状況を確認する必要があるものと考え、令和4年度施工にかかる契約金額1,000万円(税込)以上の企業庁発注契約全件(工事契約115件、委託契約57件)につき、入札状況等の確認を行うこととした。

## (2) 監査手続

企業庁発注案件における入札方式による契約者の選定が適法かつ妥当であるかを確認するため、三重県電子調達システム

<https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

における入札公告及び入札結果等の一件記録の閲覧及びヒアリングを行い、入札状況等の確認を行った。

その結果は、巻末資料「三重県企業庁工事契約一覧表」及び「三重県企業庁委託契約一覧表」のとおりであり、その集計結果は以下のとおりであった。

## (3) 企業庁発注案件における入札状況

### ア 工事契約

#### 【工事契約（契約金額1,000万円以上）】

		件数	割合	割合	割合
一般競争入札	価格競争 …(1)				
	内、くじで業者決定	47		69%	62%
	内、落札金額＝最低制限価格	54			71%
	内、くじ&落札金額＝最低制限価格	45			59%
	内、一者入札	18			24%
	小計	76		96%	100%
	総合評価 …(2)				
	内、落札金額競合	24			31%
	内、落札金額＝調査基準価格	17			50%
	内、落札金額競合＝調査基準価格	17			50%
	内、一者入札	3			9%
	小計	34			100%
合計…① ((1) + (2))	110		100%		
指名競争入札	合計…②	0	0%		
随意契約	合計…③	5	4%		
	総計…①+②+③	115	100%		

工事契約（合計115件）のうち、5件の随意契約案件を除く110件で一般競争入札が行われているが、価格競争方式で落札業者を決定した76件中47件、実

に6割以上(62%)において、落札金額と同額で多数の業者が競合してくじで落札業者が決定していた。

最低制限価格が事後公表であるにもかかわらず、落札金額が最低制限価格と同額である案件も76件中54件(71%)で約7割にも及んでいる。

くじで落札業者が決定し、かつ、落札価格が最低制限価格と同額である案件は、76件中45件(59%)、くじで落札業者が決定した案件の9割以上が、その落札価格が最低制限価格と同額であった。

例えば、

- ・抽出案件No.1(工事契約一覧表No.14、大里浄水場場内流量計ほか取替工事)では、入札参加6者中6者(全者)が最低制限価格62,865,000円と同額での入札、
- ・抽出案件No.3(工事契約一覧表No.26、内径600耗減圧弁取替工事(茂福))では、入札参加17者中15者が最低制限価格81,829,000円と同額での入札、
- ・工事契約一覧表No.68(内径500耗制水弁取替工事(一期・塩浜町))では、入札参加14者中12者が最低制限価格38,819,000円と同額での入札、
- ・工事契約一覧表No.94(山村ダム管理用道路舗装工事)では、入札参加18者中15者が最低制限価格33,814,000円と同額での入札、
- ・工事契約一覧表No.100(木造取水所取水ポンプ井耐震補強工事)では、入札参加11者中11者(全者)が最低制限価格67,727,000円と同額での入札、
- ・抽出案件No.14(工事契約一覧表No.109、霞ヶ浦水管橋塗装工事(三期))では、入札参加30者中30者(全者)が最低制限価格57,805,000円と同額での入札、
- ・工事契約一覧表No.112(丸之内アパートほか外壁改修工事)では、入札参加38者中36者が最低制限価格10,021,000円と同額での入札、

で、いずれもくじで落札業者が決定している。

また、価格競争方式における1者入札案件は76件中18件と、約4分の1(24%)にも及んでいる。

総合評価方式においても34件中24件と実に7割以上で落札金額と同額で多数の業者が競合し、価格以外の評価点で落札業者が決定している。また、調査基準価格が事後公表であるにもかかわらず、落札金額が調査基準価格と同額で案件も34件中17件で5割に及んでおり、その全ての案件で落札金額と同額で複数業者が競合していた。

例えば、

- ・工事契約一覧表No.9(内径150耗送水管布設替工事(玉城町岩出～度会町葛原))では、入札参加9者中9者(全者)が調査基準価格170,082,000円と

同額での入札、

- ・ 工事契約一覧表No.43（多気浄水場2期、3期沈澱池ほか電気設備改良工事）では、入札参加6者中6者（辞退1を除く全者）が調査基準価格140,019,000円と同額での入札、
- ・ 抽出案件No.8（工事契約一覧表No.72、山村浄水場受変電設備取替工事）では、入札参加7者中6者が調査基準価格205,612,000円と同額での入札、
- ・ 抽出案件No.9（工事契約一覧表No.80、内径900耗配水管布設工事（四期・霞第2工区））では、入札参加6者中6者（全者）が調査基準価格211,189,000円と同額での入札、

で業者が競合し、いずれも価格以外の評価点で落札業者が決定している。

## イ 委託契約

## 【委託契約（契約金額1,000万円以上）】

		件数	割合	割合	割合
一般競争入札	価格競争		68%	72%	
	内、くじで業者決定	6			21%
	内、落札金額＝最低制限価格	8			29%
	内、くじ&落札金額＝最低制限価格	5			18%
	内、一者入札	16			57%
	小計	28			100%
	総合評価		28%	28%	
	内、落札金額競合	0			0%
	内、落札金額＝調査基準価格	2			18%
	内、くじ&落札金額＝最低制限価格	0			0%
	内、一者入札	8			73%
	小計	11			100%
	合計…①	39	100%		
	指名競争入札	価格競争		28%	38%
内、くじで業者決定		4	67%		
内、落札金額＝最低制限価格		4	67%		
内、くじ&落札金額＝最低制限価格		2	33%		
内、一者入札		0	0%		
小計		6	100%		
総合評価			63%	63%	
内、落札金額競合		3			30%
内、落札金額＝調査基準価格		4			40%
内、くじ&落札金額＝最低制限価格		0			0%
内、一者入札		0			0%
小計		10			100%
合計…②	16	100%			
随意契約	合計…③	2	4%		
	総計…①+②+③	57	100%		

委託契約（合計 57 件）のうち、2 件の随意契約案件を除く 55 件において一般競争入札又は指名競争入札が行われているが、工事契約ほどではないものの、くじで落札業者が決定する案件や落札金額が最低制限価格と同額の案件は相当の割合に及んでいる。

そして何より、一般競争入札における1者入札の割合が極めて高く、価格競争方式28件中16件と6割弱、総合評価方式11件中8件と7割以上が1者入札であった。

## ウ 現状の問題点

### (ア) くじ引きによる落札の多発

このように、事後公表であるはずの最低制限価格又は調査基準価格と同額で多数の業者が競合し、くじで落札業者が決定する案件が相次いでいる理由として、企業庁の説明によれば、最低制限価格の算定方法を公表しており（「三重県企業庁の発注する工事に係る最低制限価格の運用について」（平成31年6月））、入札公告においても積算の基準となる情報を公開していることによるものではないかとのことである。

確かに、公平性確保の観点から、事前に算定に必要な情報を提供することには一定の意義があるものの、仮に最低制限価格の正確な額の算定が極めて容易であるとすれば、実質的には最低制限価格を事前公表しているのと変わりがない。

公共工事の入札契約における問題点として、かねてより、「予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表については、建設企業の見積努力を損なわせ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招く」（平成23年6月23日付け「国土交通省建設産業戦略会議 建設産業の再生と発展のための方策2011」9頁）との指摘もなされてきたところであり、「調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。」（平成31年3月29日・国土入企第65号「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」）との指摘もなされているところである。

上記のようなくじ引きによる落札が多発している状況を見る限り、形式的には最低制限価格は事後公表という形式がとられているとしても、実質的には最低制限価格の事前公表が行われているに等しい状況であって、上記指摘の弊害が顕在化しており、実質的に入札の意義が失われているものといえる。

### (イ) 1者入札の多発

前記のとおり、とりわけ委託契約においては、一般競争入札における1者入札の割合が極めて高く、価格競争方式の6割弱、総合評価方式の7割以上が1者入札であった。

そもそも、総合評価方式は、価格以外の評価をも考慮することで質の高い業務提供を受けることを企図しているものと思われるが、そもそも1者入札では、そのような評価を考慮することによるメリットを享受できないものとなっている。

以上のような問題点については、企業庁においても課題として捉えているようであり、既に後述する予定価格の事後公表の一部試行等がなされるようにはなっているが、現状を見る限り、更なる入札改革が求められているといえる。

## (4) くじ引きによる落札防止

### ア 状況改善策の検討

くじ引きによる落札が多発している状況を改善する方策の一つとして、例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の検討も考えられる。

#### ※変動型最低制限価格制度

市場において変動する実勢価格を入札制度に反映させ、自由な競争の促進を図り、競争入札の適正化と契約の内容に適合した適正な価格による発注を目的として、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格として設定する制度。

算定方式は導入自治体によって様々であるが、例えば、

- ・当日の入札結果をもとに統計的手法の標準偏差の考え方を活用し、標準偏差の範囲外の値を排除して平均値を算出し、その価格を最低制限価格として決定する方式（川崎市）、
- ・①有効な入札の参加者数の一定割合（例えば60%）を求め、②入札金額の低い札から順に、①で求めた数までの入札金額について平均額を求め、③②で求めた平均額の85%の価格を最低制限価格として決定する方式（立川市）

等がある。

これにより、くじ引きによる落札を排除できる他、失格を防ぐために相場価格よりも極端に低い価格で入札することを避ける入札行動をとることが期待されるから、不当な安値入札を防止することにもつながるものと思われる。

もっとも、変動型最低制限価格制度については、ダンピング受注の防止の観点からの批判があるのも事実である。国も、「一部の地方公共団体においては、入札金額に応じて調査基準価格や最低制限価格が変動する算定式を用いているケースが見受けられるところ、多くの場合ではその価格が中央公契連モデル（※）よりも低い水準となっており、ダンピング受注の防止に十分機能していないのではないかとの疑義があることを踏まえ、同算定式を導入している団体にあつては、適切に見直し等の検討を行うこと。」（平成31年3月29日・国土入企第65号「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」として、慎重な姿勢を見せていたところではある。

#### ※中央公契連モデル

「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」（略称「中央公契連」。国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成。）が定めた「工事請負契約に係る低入札価格調査基準 中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の略称。

しかし、かかる通知後も、以下のように、導入する自治体は確実に増加している。上記通知がなされた当時は、都道府県レベルで導入は0であったが、その後、令和4年度においては7県が導入するに至っている。

#### <変動型最低制限価格を採用する自治体数の推移>

	令和元年度 ※			令和2年度 ※			令和3年度			令和4年度		
	団体数	採用数	割合	団体数	採用数	割合	団体数	採用数	割合	団体数	採用数	割合
都道府県	44	0	0.0%	44	0	0.0%	47	6	12.8%	47	7	14.9%
指定都市	20	0	0.0%	20	0	0.0%	20	9	45.0%	20	9	45.0%
市区町村	1509	31	2.1%	1520	36	2.4%	1721	139	8.1%	1721	183	10.6%
合計	1573	31	2.0%	1584	36	2.3%	1788	154	8.6%	1788	199	11.1%

※最低制限価格制度を「導入している」と回答した地方公共団体のみを調査

（国土交通省「入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果について」に基づき監査人が作成）

価格が低い水準になるとの点については、価格の算定方法の工夫により一定程度防止することも可能であるものと思われ、むしろ相場価格を想定した入札行動をとることで、落札価格が相場価格に収斂することが期待されるものであるから、その試行も含めた検討がなされることが望まれる。

## イ 意見表明

### i くじ引きによる落札を防止する方策の検討について【意見】

くじ引きによる落札が多発している現状に鑑み、これを防止する方策として、例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の試行を含めた検討がなされることが望ましい。

## (5) 予定価格の事後公表

### ア 事前公表の意義と問題点等

委託契約においては、必ずしも定型的な業務ばかりではなく、発注機関と業者の双方が「仕事の内容」について共通認識を持つことが重要であって、その意味で、かかる「仕事の内容」を把握するためには、発注仕様書だけでなく、事前公表される予定価格が重要な役割を果たす面も否定しがたく、その意味では、委託契約のうち、非定型の業務を内容とする場合には、予定価格の事前公表はやむを得ない面もある。

しかし、工事契約、とりわけ企業庁が発注する工事契約においては、全くの新種の工事ではなく、同種かつ定型的な工事も多いものと思われ、また、委託契約においても定型的な業務を内容とするものについては、そもそも予定価格の事前公表の意義も大きくはないものと思われる。

「調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。」、「予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。」（平成31年3月29日・国土入企第65号「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」との指摘もなされているところである。

この点、企業庁においては、既に平成30年度より、一部の案件について予定

価格の事後公表の試行が行われている。現時点においても、建設企業の工事費積算能力が向上し、適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除につながるものと一定の評価を与えているようであり、今後も、その試行の拡大も検討されたい。

もつとも、もともと事前公表としている理由として、前述した公平性確保、算定に必要な情報を提供するための他、入札前に入札関係職員から予定価格等を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するためという面もある。

その意味では、事後公表の試行の拡大とあわせ、こういった入札の公正を害する不正行為を防止するための措置、例えば、担当者を含む職員に対する継続的な講習、不正行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等として、談合等に対する発注者の関与の排除措置を強化することが望まれる。

## イ 意見表明

### i 予定価格の事後公表について【意見】

企業庁において一部の案件において既に試行されている予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することが望ましい。そして、併せて、入札の公正を害する不正行為を防止するための措置も強化することが望まれる。

## (6) 1者入札の防止

### ア 1者入札への対応

入札参加者が1者（1社）しかいない「1者入札」は、競争性の確保の観点から、問題があるとして、国や自治体においてもかねてからその対策が検討されてきた。

県及び企業庁についてもその取扱いには腐心しており、入札不調が相次いだことを踏まえて平成26年2月以降「1者入札を原則、中止とする運用」を停止していたが、より公正性・透明性・競争性を高めるために平成30年6月よりこの運用を再開した（平成30年5月25日付け三企第01-34号「条件付き一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」）。しかし、再開後に入札不調が増加し、再度発注による工事の着手が遅れ、早期の目的物完成が出来なくなるため、令和元年10月よりこの運用を再度停止し、一般競争入札における1者

入札を有効としつつ、引き続き、参加可能業者数を考慮して、透明性・競争性を確保した参加資格条件の設定を行うこととされて、現在に至っている（令和元年9月26日付け三企第01-68号「当面の間の一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」）。そして、1者入札が発生した場合には、当該案件の予定価格、1者入札となった原因、落札者名と落札額（落札率）、入札参加条件を満たす業者数を、建設工事については県の建設業課、維持管理業務委託については企業総務課（令和4年度時点）に報告することとされ、検証に供されるようになっている。

しかし、現時点においても、上記のとおり、企業庁発注案件のうち、とりわけ委託契約の一般競争入札案件においては、1者入札の割合は極めて高い。

この点、例えば、抽出案件No.12（工事契約一覧表No.96）の案件においては、簿冊中の「三重県建設工事入札報告書（1者入札）」においては、入札参加条件を満たす業者は15者確認できているが、参加資格を有する企業において、配置予定技術者を確保できなかったためと思われる」との説明がなされている。なお、この参加資格15者は、コリンズで同種工事の実績を有しているものと認められ、かつ、三重県入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている企業であるとのことである。

#### ※コリンズ（工事）・テクリス（業務）

一般社団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する、企業が受注した公共工事または業務の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事・業務実績情報データベース

<https://cthp.jacic.or.jp/>

しかしながら、過去の同種工事（3件）も1者入札で落札業者はすべて同一業者であったことも踏まえるならば、かかる説明を額面通り受け取ってよいのか、また、1者入札防止のための検証が十分になされているのか疑問が残る。

1者入札となった理由についての検証を十分に行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになっているのかの十分な検証がなされなければ、今後も1者入札となって一般競争入札に付する意義が失われてしまう。とりわけ、同種案件で1者入札が続いている案件については、単に入札参加資格を有する業者の確認にとどまらず、例えば、それらの業者に対する事後的なヒアリング等、受け身ではない積極的な方策も検討すべきである。

なお、1者入札又は入札不調の要因としては様々なものが考えられるが、令和

5年9月一般社団法人全国建設業協会「令和5年度 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の運用状況等に関するアンケート報告書」（<https://www.zenken-net.or.jp/news/230915/>）において、企業側からは、入札の不調・不落の要因として、「資材や外注価格の上昇に積算単価が追いついていない（原文ママ）、工期や現場条件が厳しい、配置する技術者が不足している」、「現地に見合った積算がされていない、積算価格と実勢価格との乖離及びいろいろな要件による厳しい現場条件等、利益が見込めない要因がある。例えば、道路工事などでは、ガードマンの手配（人数）が難しく、積算されていないケースがある。施工条件の難しい現場では、仮設が無い、小運搬が多い、積算上の機械では現場に入れないなどの当初の積算が現場と乖離しているケースがある。」、「限られた技術者で受注しているため、発注が一時期に集中すると応札できない場合がある。」、「入札不調の発生は、国・地方公共団体との発注時期の重なり・偏りが大きな要因である。技術者、技能者、交通誘導員等の確保が難しい。」、「市場動向と設計価格との間に乖離が発生している。物価版（※）の価格は市場動向より遅れて（2ヶ月程度）改定されるため実情にあった設計価格への変更が可能な対応をしてほしい。」等の声があがっているところである。

#### ※物価版

一般財団法人建設物価調査会が発行する建設工事で使用する各種資機材の価格や工事費、賃貸料金等を全国の各都市で毎月調査し、その結果を収録している総合物価版の略称。

## イ 意見表明

### i 1者入札となった理由の検証と防止のための方策の検討について【意見】

1者入札となった理由についての検証を十分に行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになっているのかのより一層の検証がなされることが望まれる。

とりわけ、同種案件で1者入札が続いている案件等については、それらの参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリング等も含めたより積極的な方策も検討することが望ましい。

### ii 1者入札防止のためのその他の方策について【意見】

昨今の建設資材価格の高騰や労務費の上昇にも鑑みると、企業庁においても、

予定価格と実勢価格との乖離を防ぐべく、予定価格の算定にあたっては市場の実勢価格を適切に反映した積算も必要であろうし、上記例のように1者入札の原因が技術者を確保できないことにあるとすれば、可能な範囲で発注時期をずらす等の検討もなされることが望ましい。

## 9 資産（固定資産・貯蔵品）の管理等

### （1）固定資産管理

企業庁における固定資産管理については、「三重県企業庁会計規程」（以下「会計規程」という。）第101条第一項別表第一において固定資産の範囲が規定されており、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のものとなっている。

また、会計規程第118条第一項の規定により、企業財務課長は毎事業年度1回以上固定資産台帳と固定資産を照合しこれを確認することになっている。

取得価額5万円以上10万円未満の工具、什器、用具及び図書の種類については固定資産には計上されないが、準備品として管理することになっており、準備品の受払については準備品台帳に記載して管理している。

さらに、「三重県企業庁会計規程運用方針」により、当該準備品には「準備品標示票」（様式20）を添付することが望ましいとされている。

### （2）貯蔵品管理

水道事務所が管理する貯蔵品には、铸铁管、空気弁及びジョイント等の材料があり、貯蔵品の受入価額について購入品は購入価額、製作品は製作に要した価額で計上され、払出価額は先入先出法によっている（会計規程第93条及び第94条）。

貯蔵品の入出庫は入庫・出庫決議書により行われ（会計規程第92条）、上半期及び下半期の受払状況は貯蔵品残高報告書により本庁に報告される（会計規程第95条）。また、毎事業年度一回以上実地棚卸を行うことになっている（会計規程第96条）。

### (3) 監査手続

- ① 固定資産関連規程を閲覧した。
- ② 高野浄水場、大里浄水場、播磨浄水場、水沢浄水場、多気浄水場において、一部の固定資産を選定し、固定資産の現物と固定資産台帳を照合した。
- ③ 貯蔵品関連規程を閲覧した。
- ④ 北勢水道事務所及び南勢水道事務所が管轄する貯蔵品について、その一部を実査し、貯蔵品残高報告書と照合した。

### (4) 意見表明

#### i 有形固定資産明細書の数量欄の記載について【指摘】

有形固定資産明細書(企業庁で作成される事業所別の固定資産の一覧表)には数量欄の記載があるが、監査人が閲覧したところ、固定資産が存在するのにこの記載が0になっているものやマイナスになっているものがあり、数量欄の記載が不正確である。

この原因は、固定資産の取得時に複数ある資産を一式として登録されているものが多く、資産の一部を除却した場合に、除却固定資産の数を単純に控除して記載したことによると推定される。数量欄の記載が不正確であると、固定資産の現物照合や除却処理時に誤って処理される可能性があるため、固定資産の登録及び除却時には固定資産の実態に合わせて数量を登録し、また除却処理すべきである。

#### ii 固定資産の除却処理について【指摘】

監査人が播磨浄水場の一部の固定資産を選定し、固定資産の現物と固定資産台帳を照合した結果、播磨浄水場の凝集剤注入設備(令和4年度末取得価額30,524,166円、帳簿価額1,526,209円)及びPH調整剤注入設備(令和4年度末取得価額6,427,180円、帳簿価額321,359円)について、固定資産の現物は平成30年度に廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、帳簿上の固定資産が過大に計上されていた。

会計規程第 118 条第一項の規定によれば、企業財務課長は毎事業年度 1 回以上、固定資産台帳と固定資産を照合しこれを確認することになっている。

三重県企業庁会計規程運用方針（第 118 条関係・実地照合）においては、当年度に異動を生じたもので、特にその内容、数量等を照合する必要があると思われるものについてのみ照合することも容認されているが、企業庁では新規取得資産のみ照合しているとのことであった。

今後は固定資産の除却漏れが発生しないよう、新規取得資産だけでなく除却資産についても固定資産台帳上正しく除却処理されていることを確認すべきである。

### iii 貯蔵品の管理について【指摘】

監査人が在庫されている貯蔵品についてその一部を実査し、貯蔵品残高報告書と照合したところ、保管されている貯蔵品には、新品で未使用の貯蔵品の他、工事現場で余剰になった工事資材が簿外品として保管されていたが、未使用の貯蔵品と簿外品が混在して保管されており、貯蔵品残高報告書と現物の数量が不一致のものがあつた。

具体的には、北勢水道事務所管轄の山村浄水場において、水道事業会計の特殊押輪（径 600 K 形 高圧型）の現物は 13 個であつたが、貯蔵品残高報告書では 8 個となっており、現物が 5 個多かつた。

また、工業用水道事業会計の特殊押輪（径 800 K 形 高圧型）の現物は 9 個であつたが、貯蔵品残高報告書では 6 個となっており現物が 3 個多かつた。さらに、南勢水道事務所管轄の多気浄水場においても、鉄蓋類について貯蔵品残高報告書の数量 23 個に対して、現物は簿外品等が混在しており正確な数量を確定できなかった。

いずれも現物の中に簿外品が含まれており、現物の数量が帳簿より多かつたものと思われる。

簿外品の管理については、それが正常に使用できるものであれば適正な見積価額を付し、適正に帳簿管理すべきである。

<北勢水道事務所・堀木倉庫の貯蔵品保管状況（令和5年8月21日撮影）>



<北勢水道事務所・山村ダムの貯蔵品置き場（令和5年8月21日撮影）>





#### iv 仮置き薬品の保管状況について【指摘】

監査人が大里浄水場の固定資産を実査した時に、大里浄水場の沈澱池薬品注入棟において、原水の pH 調整に臨時で使用した、劇物である 25% 苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）20 kg 入りポリタンク 23 個が仮置きされていた。薬品注入棟は常時施錠され関係者以外入室禁止にはなっており、ポリタンクは防液提内に置かれ流出防止対策がなされていたが、「毒物及び劇物取締法」により求められている保管場所の仕切りと表示がなかった。同浄水場では、指摘を受けた直後に直ちに対応を講じたものの、各浄水場においては、今後も事故等による原水水質の変化に対応するため、仮設設備による様々な劇物を用いた処理を行うことも考えられ、例え仮置きであったとしても「毒物及び劇物取締法」を遵守し、適切に保管すべきである。

＜改善前の保管状況  
（令和5年8月18日撮影）＞



苛性ソーダ 20 kg入りポリタンク 23 個が、保管場所に劇物等の表示や柵もなく保管されていた。

＜監査人の指摘による  
改善後の保管状況＞



劇物等の表示がされ、三角コーンで仕切って柵を作り、保管状況は改善された。

大里浄水場では、監査人が実地監査で指摘した「毒物及び劇物取締法」に定める法定の取扱いを行っていなかったことの重要性を認識し、実地監査後直ちに法定の取扱いを実施した。監査人はこの法定の取扱いを確認した。

v 固定資産番号の貼付について【意見】

監査人が一部の固定資産を選定し固定資産の現物と固定資産台帳を照合した結果、建物内にある機械等について、固定資産の名称を記載した銘板は貼付されているが、固定資産台帳に記載されている固定資産番号の貼付がないため固定資産の特定ができず、固定資産の実在性が正確には確認できなかった。

準備品については「三重県企業庁会計規程運用方針」により、「準備品標示票」（様式 20）を添付することが望ましいとされているが、固定資産には固定資産番号を貼付する規定がなく、機械等の名称だけでは同じ名称のものが複数存在するため機械の特定ができない。

構築物等の設備の中には固定資産番号を貼付することができない物もあるが、

貼付可能なものだけでも、固定資産番号を貼付することが望まれる。

＜多気浄水場  
（令和5年9月5日撮影）＞



＜高野浄水場  
（令和5年8月18日撮影）＞



＜大里浄水場  
（令和5年8月18日撮影）＞



＜播磨浄水場  
（令和5年8月24日撮影）＞



各設備の上部に銘板が付いているが固定資産番号の貼付はなかった。

vi 非常用発電設備の燃料について【意見】

企業庁管轄のすべての浄水場における発災時の非常用発電設備は、24時間程

度連続運転できる燃料を貯蔵している。

最近の防災対応では、発災時に非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留するように議論がなされてきており、企業庁の長期経営計画においても設備の更新に合わせて72時間の備蓄を進めることになっている。

しかしながら、災害は人の都合に合わせては来ない。特に水道水は人の生命に係る根源である。

よって、長期経営計画における非常用発電設備の貯蔵燃料の72時間の備蓄を推進することになっているが、I市で心配された事例を鑑み、企業庁は水道の浄水場の貯蔵燃料について早急に非常用発電設備が72時間稼働できるように、設備更新計画に合わせて貯蔵設備の更新を進めるのではなく、非常用発電設備の貯蔵燃料の72時間備蓄化は更新計画を見直して進めていくことが、切に望まれる。

## 10 長良川河口堰事業

### (1) 長良川河口堰の概要

#### ア 長良川河口堰とは

長良川河口堰（以下「堰」という。）は、木曾川水系水資源開発基本計画に基づき独立行政法人水資源機構（計画時は「水資源開発公団」）（以下「水資源機構」という。）が建設する水資源開発施設で、木曾川水系長良川の河口から約5.4キロメートル上流に位置する（右岸は桑名市、左岸は桑名市長島町）堰総延長661メートルの可動堰である。

その設置目的は、

- ① 治水面 堰の設置により塩水の遡上を防止しながら、相当上流域までの河床の大規模浚渫を可能にし、これにより河床を下げて長良川の洪水を安全に流下させること
- ② 利水面 堰の上流水域を淡水化し、三重県、愛知県及び名古屋市の水道用水、工業用水として最大22.5 $\text{m}^3/\text{s}$ の用水（このうち、三重県の水道用水は2.84 $\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水は6.41 $\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することとされている。



**[河川名]**  
木曾川水系長良川

**[所在地]**  
三重県桑名市長島町

**[ゲート操作の運用開始]**  
平成7年7月

**[施設概要]**  
形式:可動堰  
調節ゲート10門  
開門(兼右岸ロック式魚道) 1門  
左岸ロック式魚道 1門  
堰総延長661m  
可動部分555m  
固定部分106m

1

(出典：長良川河口堰の概要 国土交通省)

イ 長良川河口堰の所在等



(出典：独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所)

ウ 長良川河口堰による利水

利水には水道用水と工業用水がある。

令和4年度時点で水道事業では、堰を水源とした給水能力は、北中勢水道用水

供給事業のうち、北勢系が18,000m<sup>3</sup>/日であり、中勢系が58,800m<sup>3</sup>/日である。また、水道用水として事業化されていない給水能力が151,200m<sup>3</sup>/日ある。

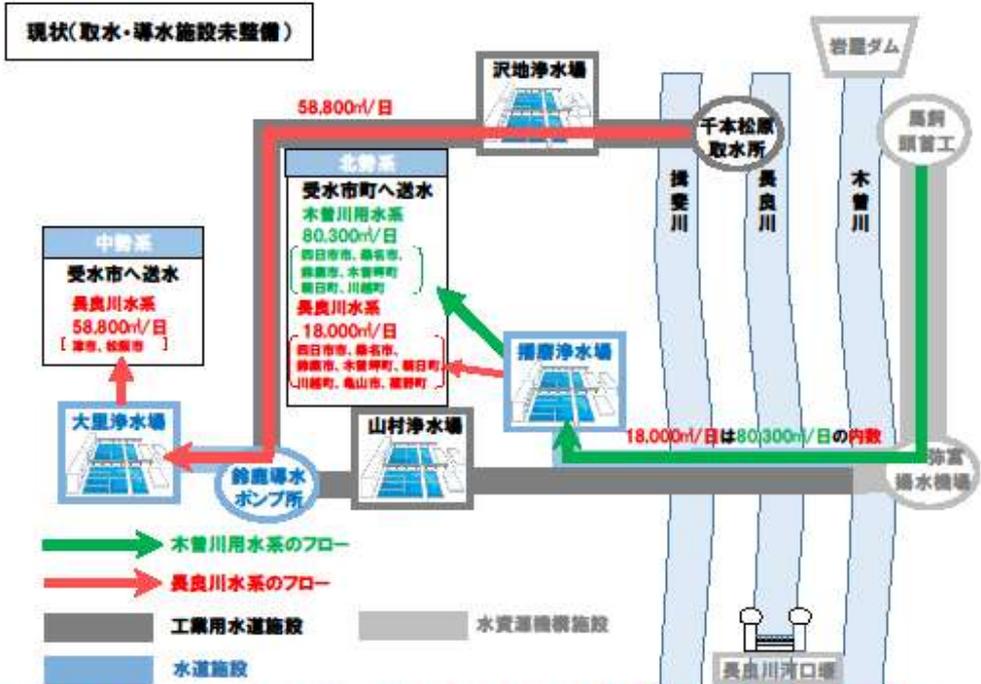
なお、工業用水道事業では、堰由来の水は事業化できておらず、確保水源として、堰を水源とする長良川河口堰関連工業用水道事業（仮称）の計画給水量515,000m<sup>3</sup>/日及び三重用水を水源とする鈴鹿工業用水道事業の計画給水量4,800m<sup>3</sup>/日を確保している。

水道用水は、三重県中勢地域の津市及び松阪市の約31万人及び愛知県知多半島地域の4市5町約45万人へ供給されている。

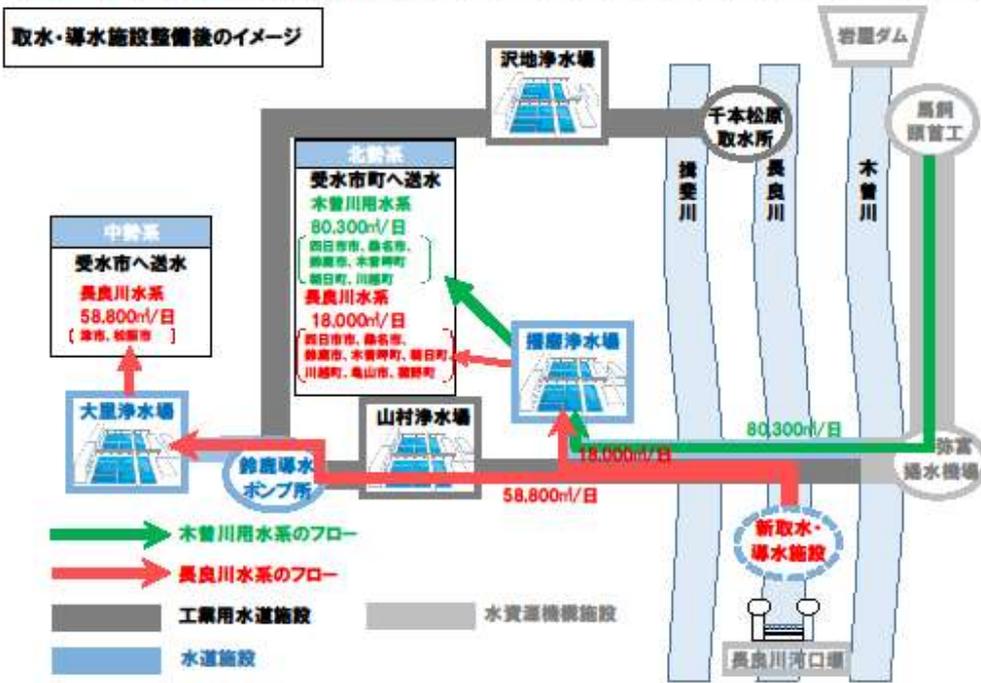


(出典：長良川河口堰の概要 国土交通省)

(参考：模式図)



※ 上記の暫定的な運用は、長良川河口堰を水源とする取水・導水施設を整備することを前提に、河川管理者から認められているものです。



(出典：企業庁)

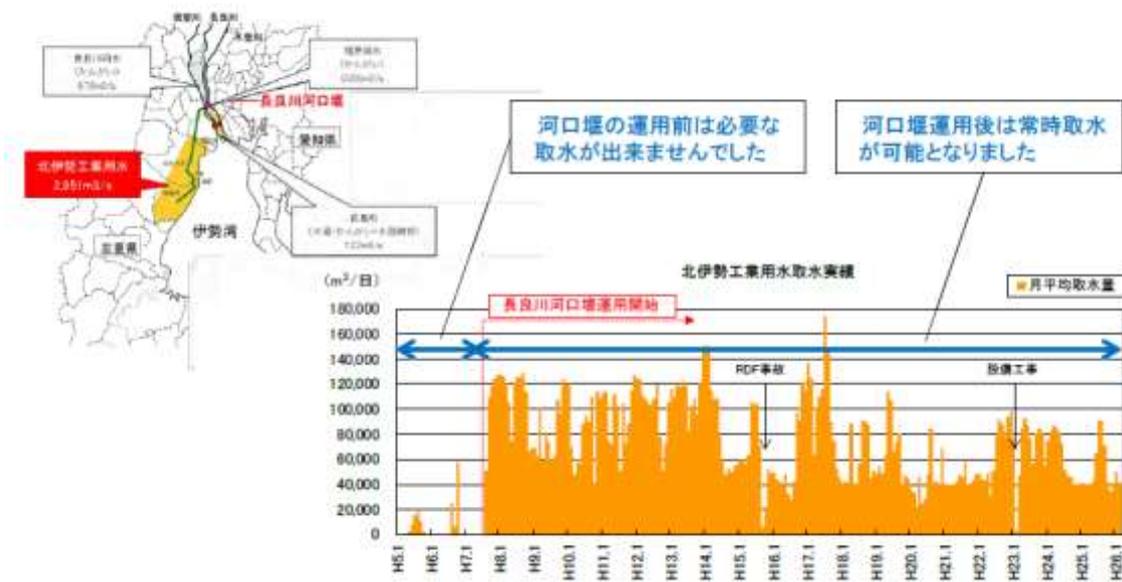
堰からの取水は、堰近接地に取水口を設置していないため、暫定的に堰から約6.6キロメートル上流の「千本松原取水所」の取水口から行っている。この取水口は工業用水道の施設であるが、給水能力の空き枠を利用して水道用水を取水し、大里浄水場（58,800 m<sup>3</sup>/日）へ導水し、給水している。

現状は、長良川から播磨浄水場へは導水管が繋がっていないため、播磨浄水場（給水能力18,000 m<sup>3</sup>/日）へは、河川管理者の同意の上で、木曾川水系の給水能力（80,300 m<sup>3</sup>/日）の範囲内で運用し、18,000 m<sup>3</sup>/日を長良川水系の水として播磨浄水場へ導水し給水している。

将来、北中勢水道用水供給事業の長良川水系の堰からの取水・導水施設の整備が完了した場合には、現在暫定的に「千本松原取水所」から取水するために利用している工業用水道施設の空き枠は、本来の北伊勢工業用水道事業へ帰し、工業用水道では、「千本松原取水所」から取水した長良川の水と三重用水（10,000 m<sup>3</sup>/日）を水源として確保している水を合わせて沢地浄水場へ、員弁川を水源とした水が伊坂浄水場へ、木曾川総合用水（岩屋ダム水源）の水が山村浄水場へそれぞれ供給され、三重県四日市市等の69社（80工場）へそれらの水を供給する現状の体制は維持する。

ただし、ここに言う工業用水道の長良川とは、堰を水源とした水ではない。長良川河口堰関連工業用水道事業（仮称）の水源（515,000 m<sup>3</sup>/日）と鈴鹿工業用水道事業のために確保している三重用水の水源（4,800 m<sup>3</sup>/日）は共に水源として確保しているが、現状はそれらの水は事業化できておらず、給水はしていない。

堰からの取水・導水施設の整備が完了した場合の北中勢水道用水供給事業の長良川水系は、堰から取水する水源76,800 m<sup>3</sup>/日のうち18,000 m<sup>3</sup>/日が播磨浄水場へ導水されている木曾川水系（岩屋ダム）を水源とする80,300 m<sup>3</sup>/日の水と合わせて、受水市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町、亀山市及び菰野町）へ給水すると共に、残る水源58,800 m<sup>3</sup>/日が大里浄水場へ導水され、津市、松阪市へ給水することになる。



(出典：長良川河口堰の概要 国土交通省)

## (2) 長良川河口堰建設の経緯

高度成長期における木曾川水系流域の水需要、特に工業用水需要の増加見込みを受けて、国は昭和 43 年 10 月 15 日、目標年次を昭和 60 年として、「木曾川水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画」（以下「旧基本計画」という。水資源開発促進法 4 条）を策定し、これに基づいて建設大臣が定めた「長良川河口堰建設事業に関する事業実施方針」により、水資源開発公団は、「長良川河口堰建設事業に関する事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を作成し、建設大臣の認可を受け（公団法 19 条 1 項、20 条 1 項）、旧基本計画に基づいて、木曾川水系において、岩屋ダム、三重用水、阿木川ダム、堰、味噌川ダム及び徳山ダムの建設計画が立てられ、建設事業が進められていった。

堰は、昭和 63 年度にその建設工事に着手し、平成 7 年 3 月に完成し、同年 5 月から本格運用されるようになった。

その後堰上流の水は、高度成長期の終焉を迎え工業用水の需要が低下し最大給水量に満たない給水量の残余水量を活用して、水道用水の取水を行っている。

### (3) 長良川河口堰に係る三重県の負担

#### ア 建設費用の負担

堰の建設に係る総事業費は当初約1,493億円であり、事業実施計画によれば、県の長良川河口堰建設事業負担金は、水道用水分約118億円、工業用水道分で約266億円であった。この負担金の支払方法は水資源開発公団施行令24条4項の割賦支払の方法によることとされ、支払期間が平成7年度から23年間の元利均等半年賦払い、利率5.33419%であった。

#### イ 建設中利子について

地方公営企業の場合、建設中利子とは企業債の利息や割賦負担金利息等施設の建設中に発生した投下資金の利息のことである。この利息の取扱いは、①損益として計上する方法（損益取引）、②当該建設の原価に加算し計上する方法（資本取引）、の二つの方法がある。企業庁は②の方法を採用している。

通常では建設中利子は当該資産の使用前のものであり、原則として建設原価に算入すべきものと扱い②の方法を採用し、使用後の発生する各種利息は①の方法により発生期の費用に計上する。

建設中利子は、費用収益対応の原則の観点から、未稼働の設備については収益が発生していないので、設備が稼働して収益が発生するまでは費用や損失に計上していない。

建設仮勘定にて管理されている企業庁が負担した建設中利子の残高は、令和5年3月31日現在割賦負担金利息と企業債利息の合計額で、水道事業会計が約51億円で、工業用水道事業会計が約147億円である。ただし、堰に係る建設中利子に係る償還元金は既に完済しており、増加することはない。

しかしながら、企業庁の場合、堰が完成し堰の運用が開始されても、工業用水については事業化に至っておらず、企業庁としては建設仮勘定（下記、エ参照）に留保して建設原価に加算して費用化の処理をしていない。

#### ウ 建設後に負担している維持管理負担金

平成7年に運用が開始されてから、堰の維持管理負担金が必要となった。企業庁は利水に関する維持管理負担金を負担しているが、その金額は開発水量割合に応じて支払っている。利水の維持管理負担金分は、水道、工業用水道が事業化された後、その使用料金によって賄われることになっている。

令和4年度に企業庁は、未事業化分について県から出資を受けてその資金により水道事業会計で44,175,704円、工業用水道事業会計で150,341,290円を負担している。(合計：194,516,994円)

#### エ 建設仮勘定について

建設仮勘定は固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）（三重県企業庁会計規程別表第一）と定められている。

長良川河口堰水源に係る建設仮勘定（令和5年3月31日現在）は、以下のとおりである。

#### 長良川河口堰水源に係る建設仮勘定の内訳

##### 水道事業会計

(単位：百万円、税抜)

内訳	金額	構成比	内 容
構 築 物	1,525	10.2%	
無形固定資産	8,227	55.1%	
建設中利子	5,166	34.6%	水資源機構立替金利息含む
計	14,918	100.0%	

##### 工業用水道事業会計

(単位：百万円、税抜)

内訳	金額	構成比	内 容
構 築 物	18,799	35.1%	
無形固定資産	19,990	37.3%	
建設中利子	14,734	27.5%	水資源機構立替金利息含む
総 係 費	18	0.0%	
計	53,541	100.0%	

企業庁は、堰に係る建設仮勘定計上額のうち事業化され収益が発生している施設について、対応するダム使用权相当分を建設仮勘定から抽出して無形固定資産へ振り替えて減価償却額の計算をしている。なお、事業化されている施設の維持管理負担金は、建設仮勘定に計上せず費用計上している。

一方、事業化されていない堰の建設費用、建設中の利息等及び堰完成後の28年間の維持管理負担金の累計で建設仮勘定に計上されたまま管理されている金額は、令和5年3月31日現在、水道事業会計が149億1,800万円、工業用水道

事業会計が 535 億 4,100 万円と巨額になっている。今後、事業化されなければ、毎年約 2 億円の建設仮勘定が増加していくこととなる。

#### オ 無形固定資産について

##### 水道事業会計

事業化されて建設仮勘定からダム使用権へ振り替えられた北勢系と中勢系の個々の金額と令和 4 年度に計上された減価償却額は以下のとおりである。

##### 北中勢水道用水供給事業 北勢系

款 固定資産 項 無形固定資産 目 ダム使用権 (単位：円、税抜)

資産名称	年度当初高	増加額	減少額	減価償却額	年度末残高
0012 ダム使用権長良川河口堰水源	282,880,123	0	0	8,942,964	273,937,159
0014 ダム使用権長良川河口堰水源	501,533,843	0	0	12,575,576	488,958,267
0015 ダム使用権長良川河口堰水源	353,572,731	0	0	8,492,897	345,079,834
目合計	1,137,986,697	0	0	30,011,437	1,107,975,260
項合計	1,138,420,297	0	0	30,011,437	1,108,408,860
款合計	1,138,420,297	0	0	30,011,437	1,108,408,860

(注) この無形固定資産には長良川河口堰水源のみ抽出している。よって上記目ダム使用権以外の目項目があり、目合計と項合計及び款合計は合致しない。

##### 北中勢水道用水供給事業 中勢系

款 固定資産 項 無形固定資産 目 ダム使用権 (単位：円、税抜)

資産名称	年度当初高	増加額	減少額	減価償却額	年度末残高
0010 ダム使用権	2,069,540,229	0	0	72,281,735	1,997,258,494
目合計	2,069,540,229	0	0	72,281,735	1,997,258,494
項合計	2,070,085,829	0	0	72,281,735	1,997,804,094
款合計	2,070,085,829	0	0	72,281,735	1,997,804,094

(注) この無形固定資産には長良川河口堰水源のみ抽出している。よって上記目ダム使用権

以外の目項目があり、目合計と項合計及び款合計は合致しない。

水道事業会計は、現在毎年約 4,400 万円の維持管理負担金を水資源機構へ支払い、当該維持管理負担金は建設仮勘定に計上される。

#### 工業用水道事業会計

工業用水道事業は、堰を水源とした用水を事業化できず給水はしていないので、建設仮勘定から無形固定資産（ダム使用权）へ振り替えておらず、減価償却額も計上はない。

毎年水資源機構へ支払われる約 1 億 5,000 万円の維持管理負担金が、無形固定資産（ダム使用权）へ振り替えられることなく建設仮勘定に累積していく。

水道事業の事業化により無形固定資産へ振り替えられたダム使用权の堰に係る減価償却費は、令和 4 年度は水道事業会計が 1 億 200 万円で工業用水道事業会計は 0 円である。令和 5 年 3 月 31 日現在の堰に係るダム使用权等の無形固定資産残高は、水道事業会計が 31 億 500 万円で工業用水道事業会計は 0 円である。

#### カ 長期前受金について

水道事業会計の長期前受金（収益化累計額控除後残高）213 億 9,700 万円のうちには、堰に関する金額は含まれていない。

工業用水道事業会計の長期前受金（収益化累計額控除後残高）165 億 4,800 万円のうちには、堰に係る建設事業負担金の補助金分 79 億 8,900 万円が含まれている。

#### キ 資本の部について

水道事業会計の資本金 912 億 7,200 万円のうちには出資金が 775 億 6,600 万円含まれている。その内堰に関する出資金は 133 億 2,100 万円である。

工業用水道事業会計の資本金 766 億 9,700 万円のうちには出資金が 509 億 9,300 万円含まれている。その内堰に関する出資金は 461 億 5,700 万円である。

この資本金内の出資金は全額県が支出した金額で、いわゆる県費（資金）の移動を示していて、その内堰に関する出資金は、建設事業負担金、維持管理負担金と建設中利子（割賦負担金利息及び企業債利息等堰建設中に発生した利子）の原資である。

## ク 長良川河口堰に係る財務諸表

本報告書に掲載した水道用水供給事業の給水能力(24頁「第2-3(1)②」)の表と工業用水道事業の給水能力(29頁「第2-3(2)②」の2表)から水源別の給水能力(計画給水量を含む)と事業費(計画を除く)を抽出して作表すると下記表1になる。

表1によれば、それぞれ合計に対する堰由来の割合は、水道事業では、給水能力(計画給水量を含む)は17.9%であり、事業費(計画を除く)は35.9%である。工業用水道事業では、給水能力(計画給水量を含む)は32.0%であり、事業費(計画を除く)は0.0%である。

なお、上記給水能力とは別に、県は水道用水の水源として堰に151,200m<sup>3</sup>/日を確保している。(表1(注2)再掲)

水道事業も工業用水道事業も共に水源で判断すると堰由来の事業は、大きな比重になっていることが分かる。

表 1

水源別給水能力と事業費の比較

事業区分	事業名		水源	浄水場	給水能力	計画給水量	総計給水	対水道・工業	事業費	対水道・工業	
					A	B	A Bの多い方	水道・工業		水道・工業	
					m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	%	千円	%	
水道事業	北中勢水道用水供給事業	北勢系	木曾川水系	木曾川総合用水	播磨	80,300		80,300	18.7	12,214,986	7.6
			三重水系	三重用水	水沢	51,000		51,000	11.9	11,555,000	7.2
			長良川水系	長良川河口堰	播磨	18,000		18,000	4.2	16,929,456	10.5
	中勢系	雲出川水系	雲出川	高野	81,416		81,416	19.0	6,657,215	4.1	
		長良川水系	長良川河口堰	大里	58,800		58,800	13.7	40,950,708	25.4	
	南勢志摩水道用水供給事業			榊田川	多気	139,850		139,850	32.5	72,884,098	45.2
	合計					429,366	0	429,366	100.0	161,191,463	100.0
うち長良川河口堰			事業化分				76,800	17.9	57,880,164	35.9	
工業用水道事業	北伊勢工業用水道事業		三重用水	沢地	840,000	1,000,000	1,000,000	62.2	63,147,035	91.2	
			員弁川	伊坂							
			木曾川総合用水	山村							
	中伊勢工業用水道事業		雲出川		33,000	50,000	50,000	3.1	5,200,000	7.5	
	松阪工業用水道事業		榊田川		38,500	38,500	38,500	2.4	908,208	1.3	
	鈴鹿工業用水道事業		三重用水			4,800	4,800	0.3		0.0	
	長良川河口堰水源	事業化未定	長良川河口堰			515,000	515,000	32.0		0.0	
合計					911,500	1,608,300	1,608,300	100.0	69,255,243	100.0	

(注1) 事業費の金額には水源負担額（計画金額）は含まれていない。

(注2) 表に掲げるもののほか、県は水道用水の水源として長良川河口堰に151,200m<sup>3</sup>/日を確保している。

(注3) 上記図1は、監査人が「水の恵み」からデータ抽出して作成した。

企業庁の決算書のセグメント情報によると、水道事業も工業用水道事業も共に事業化されていない長良川河口堰水源がある。

堰に係る事業化された給水量や事業化されていない長良川河口堰水源は、水道事業も工業用水道事業も大きな比重を占めているので、堰に係る単独の財務諸表を作成しているか確認したところ、企業庁は水系別に管理しセグメント情報も水系別に作成しており、単独の財務諸表は作成されていなかった。

#### (4) 長良川河口堰の運用と企業庁の利水の時系列

堰の運用と企業庁の利水を時系列に並べ、加えて堰の法定耐用年数を用途別に記載すると、下記図1になる。

ただし、企業庁は堰本体を所有していないので、堰に関する法定耐用年数と物理的な経過年数や同経過年は、企業庁の利水との関係で記載した参考データである。

令和4年度は、堰が完成し本格運用から約28年の時を経ている。

この間、水道事業は、中勢系の図1のAが平成10年(1998/4/1)に給水を開始し、北勢系は図1のBが平成13年(2001/4/1)に一部給水を開始し、図1のCが平成21年(2009/7/1)に拡大給水を開始して、図1のDにおいて平成23年(2011/4/1)に完全給水が実施され、事業化ができた。

平成10年(1998/4/1)に給水を開始した以降は、その利水相当割合分を建設仮勘定からダム使用权へ振り替えて減価償却費を計上している。それ以降、利水が段階的に進み(図1のB、C、D)それぞれ利水の割合で段階的にダム使用权に係る減価償却費を計上している。

図 1 長良川河口堰の運用と企業庁の利水によるダム使用権償却及び維持管理費負担金の時系列表記

資産・権利	用水用ダム	ダム使用権	水道用ダム
応当日	2045/5	2050/5	2075/5
耐用年数	法定耐用年数50年	法定耐用年数55年	法定耐用年数80年
利水等	工業用水利水	堰運用開始から55年	水道水利水

(注) (機)：独立行政法人水資源機構に係る項目で、県には属さない項目であるが、ダム使用権の関わりで参考に記載している。

時点表記	—	(機)完成	(機)本格運用	完全給水A	一部給水B	拡大給水C	完全給水D	R4年度決算日
用途・権利等	—	堰完工	堰運用	ダム使用権償却開始	ダム使用権償却開始	ダム使用権償却開始	ダム使用権償却開始	
経過年月	—	1995/3	1995/5	1998/4	2001/4	2009/7	2011/4	2023/3
経過年数	堰運用後	—	0	3	6	14	16	28
—	耐用年数							
水系・用水	給水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業						
北勢系 水道水	18,000	B						
		C						
		D						
中勢系 水道水	58,800	A						
工業用水	515,000	未事業						

堰の維持管理費負担金	
------------	--

時点表記	—	(機)堰本体	(機)堰本体	給水経過A	給水経過B	給水経過C	給水経過D	(機)堰本体
用途・権利等	—	堰物理経過年	堰物理経過年	ダム使用権償却完了	ダム使用権償却完了	ダム使用権償却完了	ダム使用権償却完了	堰物理経過年
経過年月	—	2045/5	2050/5	2053/4	2056/4	2064/7	2066/4	2075/3
経過年数	堰運用後	50	55	58	61	69	71	80
—	耐用年数	法定耐用50年	法定耐用55年	事業化55年	事業化55年	事業化55年	事業化55年	法定耐用80年
水系・用水	給水量 (m <sup>3</sup> /日)							
北勢系 水道水	18,000							
中勢系 水道水	58,800							
工業用水	515,000							

堰の維持管理費負担金	
------------	--

(注1) 水道水には、県として確保している長良川河口堰水源（水道用水151,200m<sup>3</sup>/日）があるが、企業庁での事業化が未定であるので、図1には記載していない。

(注2) 図1は、長良川河口堰の運用と利水や未事業化を時系列で示すために、監査人が作成した。

## (5) 独立行政法人水資源機構への負担金の支出と県庁内資金移動の考え方

堰を水源とする未事業化分の確保流水は、県では水資源機構が管理する堰由来の水道水 151,200 m<sup>3</sup>/日と工業用水道水 515,000 m<sup>3</sup>/日が活用できる。((1)ウ) これらの流水の取水のために水資源機構に対して、毎年堰の未事業化分に係る年間維持管理負担金を、県から企業庁へ出資した資金を財源に企業庁が水資源機構へ維持管理負担金として支出している。

企業庁は県の組織の一つであるが、会計は、いわゆる官庁会計ではなく、公営企業法に基づき行われる公営企業会計にて処理されている。(「第4-1」参照)

公営企業会計では、一般に公正妥当とされる会計処理が行われている。会計処理は、「発生主義」、「受益者負担の原則」及び「独立採算制の原則」(地方財政法第6条)に基づいている。

毎年、堰の未事業化分に係る年間維持管理負担金を、県から企業庁へ出資金として支払い、企業庁が水資源機構へ支出しているが、それは以下に記載する独立行政法人水資源機構施行令の規定によるためである。

水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額について、その負担金を負担できるのは、流水を水道又は工業用水道の用に供する者だけである。(独立行政法人水資源機構施行令第36条)

よって、水資源機構へ支出できる者は、県(県庁内の長良川河口堰を所掌する部局(以下「所掌部局」という。))ではなく流水を水道又は工業用水道の用に供する企業庁である。そして、この負担金はその内容により即時に費用として計上できず、一旦建設仮勘定に計上し、費用化は水道事業が事業化されたときにその相当金額を無形固定資産(ダム使用权)へ振替えて每期減価償却を行って減価償却費として計上している。

そこで、所掌部局に対して支出科目を確認したところ、出資金であると回答を得た。そうすると、資金移動の受入側の企業庁は、資本の部の資本金(出資金)とならざるを得ないことになる。

所掌部局に対して支出科目と併せて県庁内資金移動に関する考え方も確認した。その考え方は以下のとおりであると説明を受けた。

所掌部局から企業庁への資金移動は公金の振替と考えているということである。この公金の振替とは、この資金移動では県民負担がないということである。

- ① 所掌部局は投資の部出資金で支出して、資金の受入側の企業庁は資本の部資本金（出資金）で受け入れる。
- ② ①の資金を企業庁から水資源機構へ支払する。その時の支出科目は、建設仮勘定にて処理をする。そして、事業化割合に応じて無形固定資産に振り替える。

この説明では、企業庁が水資源機構へ支出する建設負担金、建設中利子等及び維持管理負担金等は、事業化されるまでは、すべて一旦建設仮勘定で処理することになる。

## （6）監査手続

- ① 決算書及び決算附属書類を閲覧した。
- ② 決算時合計残高試算表を閲覧した。
- ③ 無形固定資産一覧表を閲覧した。
- ④ 総勘定元帳を閲覧し、必要に応じて裏付けとなる証憑と突合した。
- ⑤ 関係者から取引等の内容をヒアリングした。
- ⑥ 必要な書類、契約書及び協定書等を確認し、必要に応じて諸規程や事務手続を確認した。

（注）企業庁以外の部局が管理している書類・契約書等は監査権限がなく閲覧していない。

## （7）意見表明

- i 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の建設負担金の処理について【意見】

堰に係る法定耐用年数は、以下のとおりである。

えん堤80年及び用水用ダムは50年である。取水設備は40年、導水設備は50年、

浄水設備は60年、配水設備は60年及び橋りょうは鉄筋コンクリート造りのもの60年、鉄骨造のもの48年、木造のもの18年である。（「地方公営企業法施行規則別表第二号有形固定資産の耐用年数表」）

ただし、次に掲げる構築物を一体として償却する場合の耐用年数は、水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょうは58年とする。（「同規則別表第二号有形固定資産の耐用年数表」注1）

無形固定資産であるダム使用权は55年である。（「同規則別表第三号無形固定資産の耐用年数表」）

企業庁は堰を所有しておらず、給水能力に見合うダム使用权を所有しているだけである。

ダム使用权の取得は、堰に関し県が水資源機構（旧水資源開発公社）と利水枠を締結した日、またはダム使用权登録令（国土交通省政令）に基づく登録をした日と、堰が本格的運用された日を比較して遅い日となる。

建設仮勘定には水道事業会計及び工業用水道事業会計とも、堰建設にかかる企業庁の負担金（水道事業会計82億2,700万円、工業用水道事業会計199億9,000万円）及び資金調達のために発行した企業債等の利息（水道事業会計51億6,600万円、工業用水道事業会計147億3,300万円）が、ダム使用权（無形固定資産）に振り替えられず、未償却のまま残っている。なお、企業債等の利息については、平成30年以降は発生していないため、建設仮勘定に計上されている利息は平成29年以前のものである。

三重県企業庁会計規程第124条によれば、「減価償却は、定額法によって行い、その記帳整理は、有形固定資産にあつては間接法に、無形固定資産にあつては直接法によるものとし、資産を取得した事業年度の翌年度から行うものとする。ただし、必要があるときは、資産の使用を開始した月又はその翌月から行うことができる。」となっており、また、自家建設の場合の企業債等の利息については、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三・第一・四2において「建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる。」とされており、稼働後の期間に属するものは取得原価に算入できないことになっている。

この規定を現実の会計取引に当てはめてみると、堰を所有しているのは国（水資源機構）であり、企業庁が所有しているのではないが、堰を利用しているのは企業庁である。企業庁は堰を所有する代わりに、ダム使用权という形で河口堰の建設資金及び利子を負担しているのであり、実質的には企業庁が河口堰の一定

部分を所有していることと同様であると監査人は考える。

さらに、事業化されていないことにより堰を使用していない、いわゆる、使用されていない休止固定資産について、日本公認会計士協会から公表されていた「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取り扱い」（監査第二委員会報告第2号）において、休止固定資産においても減価償却を実施することとされていた。（同報告第2号は「固定資産の減損にかかる会計基準の適用指針」の公表により廃止されたが休止固定資産に対する取り扱いは従前と変わらないことになっている。）

令和4年度末（令和5年3月31日）現在、水道事業の給水量151,200m<sup>3</sup>/日（全体給水量228,000m<sup>3</sup>/日の66.3%）と工業用水道事業の計画給水量515,000m<sup>3</sup>/日（計画給水量100%）の事業化が実現していない。

これらを監査年度の翌年度2024年度（令和6年度）（以下、本項の意見表明では長い年数が経過するため西暦で表記する。）に仮に事業化できたとして、ダム使用権の償却が完了できるには2079年度（2080年3月）になり、堰の法定耐用年数が経過する2074年度（2075年3月）を5年経過する。

堰が法定耐用年数を迎える2074年度以前には堰の大改修や再築造の議論がおき応分の負担が求められる可能性は高い。堰に係る費用はすべて堰由来の水利用の受益者が負担する趣旨で、現在企業庁が行っている会計処理を継続していた場合には、現堰に係るダム使用権の未償却残高及び事業化されていないことにより建設仮勘定に計上している金額は減損の対象となり、一度に減損損失をすることは想定しておかなければならない。

上記のことから、堰建設に係る会計上の建設仮勘定はダム使用権に振り替えて減価償却を実施することが望まれる。

さて、以上の監査人の意見に対し、堰の建設負担金のうち、企業庁が長良川から取水する供給能力に含まれている、事業化されていない部分に対応する金額をダム使用権に振り替えず償却していない理由は、次のとおりである。

現在、堰の建設負担金について、水道事業に対する補助金を除き、水道水の供給に要した費用はその受益者が負担する総括原価方式を原則としており、水道が事業化され収益が発生した時に、費用収益を対応させる必要がある。

現在企業庁が水資源機構に支出している建設負担金及び堰の維持管理負担金は県から企業庁へ出資金として支出し、県では投資として資産勘定に計上され費用計上はされていない。これは水道事業にかかる費用については受益者負担

を原則とし、受益者でない県民に負担をさせないこととしているためである。

特に工業用水道事業の場合、その供給先は民間企業であるために、県民負担は適切ではない。

堰に係る水資源機構への支出額の処理について、事業化されておらず水道水の収益が発生していない段階で費用が発生すると、県民の負担が発生することになる。

堰が完成後28年を経過している（図1）にもかかわらず、水道事業（66.3%）と工業用水道事業（100%）については事業化の目途が立っていないため、現状の企業庁の処理を継続する場合、建設仮勘定の金額はダム使用权として償却されず、会計上健全な状態とは言い難い。

今後の処理については、上記の趣旨を踏まえて、企業庁と県で十分検討することが望まれる。

## ii 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の維持管理負担金の処理について【意見】

堰に関する建設仮勘定には、上記意見 i に記載した堰の建設負担金以外に、堰を維持し運用するための人件費等である維持管理負担金が計上されている。

令和4年度の未事業化の維持管理負担金は水道事業会計44,175,704円、工業用水道事業会計150,341,290円をそれぞれ負担しており、建設仮勘定に計上している。

会計上、維持管理負担金は固定資産を現状維持するための費用で、ダム使用权を含め固定資産の価値を増加させるものではないため、建設仮勘定に振り替えるべき性質のものではなく費用処理すべきものである。

企業庁が維持管理負担金を建設仮勘定に計上し費用処理していない理由は、上記意見 i に記載したとおりであり、論旨は①と②になる。

- ① 水道水の供給に要した費用はその受益者が負担する総括原価方式を原則としており、事業化されていない水道事業と工業用水道事業が事業化され収益が発生したときに、費用収益を対応させる必要がある。
- ② 堰の維持管理負担金は、受益者でない県民に負担させない。

現在の企業庁の処理を継続する場合、事業化されている収益に対応する堰の維持管理負担金は費用処理されているが、事業化されていない計画給水量に対応する維持管理負担金の金額は毎年建設仮勘定へ計上されてその金額が増加していく。

維持管理負担金は、全額費用処理すべきものであるにもかかわらず、毎年増加していく建設仮勘定の処理は、会計上健全な状態であるとは言い難い。

今後の処理については、意見 i 同様に、企業庁と県で十分検討することが望まれる。

## 第4 監査対象事業に関する補足等

「包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事件の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である。いわゆる「行政監査」は含まない。・・・(中略)・・・財務監査であっても、地方自治法（監査人加筆）第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である。」（松本英昭著「新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉1489頁 第13章 外部監査契約に基づく監査（第252条の37）」）と記されている。

本監査においては、上記解説にいう事務事業の有効性などについて監査を行うことも可能という趣旨と同じ思いを込め、また、最も重視したのは県民だったらどう考えるかという、いわゆる県民目線での監査を心がけた。

よって、財務監査の監査資料の中で目にした項目や事項について、一見行政監査の内容と思われる項目や事項であっても、財務監査の延長線上にある内容は、事務事業の有効性などの判断の上で重要と判断した内容について、資料の提示を求め、提供された資料について内容を検討し、この監査報告書へ記載している。

本監査における「指摘」は8件であり、「意見」は15件であった。よって、「指摘」と「意見」の合計は23件であった。

本監査に際し、監査関連資料の提供やヒアリングに協力いただいた企業庁及び関係部局に対し、謝意を表す。

### 1 三重県行政と企業庁の関係

企業庁は、県が経営する企業（地方公営企業）である。

地方公営企業は、都道府県などの地方公共団体が、地域住民福祉の増進を目的として経営する企業のことをいい、経済性を発揮した公的サービスを行う役割を担っている。

この点は、県が行う地方自治法第2条第14項及び第15項が掲げる「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。加えて、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める。」という理念と同じである。

企業庁は、県庁の組織図では企業庁と記載されており、地方公営企業法の規定に基づき、知事が任命する管理者を置き、資金管理は予算に基づき管理をしている。ただし、官庁会計では、当年度の全ての収入・支出予算を「歳入・歳出」と

しているのに対し、公営企業会計では、予算を「収益的収入・支出」（当年度の損益取引に基づくもの）、「資本的収入・支出」（建設改良等の投下資本の増減に関する取引）の2つに区分して管理している。

県は、一般会計・特別会計・公営企業会計により収入・支出の資金管理を行っており、企業庁の会計は、県の会計の一つと考えられている。企業庁において地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行くと地方公営企業法（第17条）で定められている。よって、水道事業会計と工業用水道事業会計は、企業庁の公営企業会計のそれぞれの特別会計となる。

ただし、経営資源の資金源は、県は税及び施設の利用料等、公債を発行した資金並びに国等の助成金等によって賄っているが、公営企業である企業庁は、経営に伴う経費については料金などの収入をもって充てなければならないとする「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」（地方財政法第6条）に基づいている。

企業庁の「職員」は、地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員と定義されている。（「地方公営企業等の労働関係に関する法律」第3条四）

職員については、県と企業庁との間で人事異動はあるが、人事権は、県は知事が、企業庁は管理者である企業庁長が持っている。管理者は、職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理している。（地方公営企業法第9条二）また、企業庁の給与・退職手当等の諸規程のほとんどが、県の規程を準用している。

## 2 長良川河口堰関連工業用水道事業の計画給水量515,000m<sup>3</sup>/日の活用

北勢地域の工業用水道事業として長良川河口堰関連工業用水道事業（仮称）の計画給水量515,000m<sup>3</sup>/日を確保しているが、この水は未だ活用はされていない。いくら後世の貴重な水の確保が保証されているとはいえ、堰に係るダム使用権の耐用年数55年に対し、令和5年3月31日現在で既に約28年が経過している。堰本体の法定耐用年数は80年であるから、今日から工業用水事業を開始しても、減価償却期間終了時には堰本体の法定耐用年数80年を超過する。

堰本体の法定耐用年数が経過するときを迎えれば、また新たな更新工事の巨額な負担を国から求められよう。

現状の維持管理負担金に加えて将来の投資額は、利水としての水の確保に加えて、治水が保たれている恩恵を受けているとはいえ、巨額となる。事業の実施に至った経緯を考慮すると、本項の意見は短絡的に企業庁だけに求めるべき内

容ではないことは承知している。

しかしながら、水道事業会計と工業用水道事業会計に計上されている建設仮勘定の残高は、令和5年3月31日現在684億5,900万円に上る。「第3 10 (7) 意見表明」の意見 i と意見 ii で述べた会計処理を取らなければ、今後も毎年約2億円ずつ建設仮勘定が増額していく。併せて、無形固定資産(ダム使用权)の耐用年数が55年の堰は既に28年経過しており、堰の延命更新を考えたら、近い将来巨額の更新費用の負担金が求められることも容易に想像できる。加えて、仮に工業用水道事業が事業化できたとしたら、過年度から積み上がった建設仮勘定が無形固定資産(ダム使用权)へ振り替わり、または新增設の取水口等の新規設備が有形固定資産の構築物へ振り替わることにより、毎年多額の減価償却費が計上され、並びに現状の維持管理負担金を無形固定資産へ振り替えて減価償却する会計方式では、総括原価主義に基づく工業用水の供給単価は高額になり得る可能性が高い。

他方、取水できる権利(取水権、計画給水量の確保)を確保し維持することは、非常に重要な施策である。古来水に関する権利は争いの原因となる人間にとって生きることへの根幹に関することである。そのために事業化できていない取水権の空枠を活用できるとしたら、たとえ長良川河口堰の維持費に多額の財政資源が必要と言えども、行政にとって地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、・・(中略)・・住民の福祉の増進に努める」に合致した重要施策であると言える。

本監査における実地監査後の最終段階の質疑応答時に、長期経営計画に関する質問の中で、長良川河口堰を水源とする取水・導水施設を整備する計画はあるかという質問に対して、水道事業において令和7年度に供用を開始する取水・導水施設を整備する計画があると回答を得た。(「第3 10 (1) ウ」の取水・導水施設整備後のイメージを参照)

長良川河口堰事業の工業用水事業が一日でも早期に事業化され、計画給水量515,000m<sup>3</sup>/日の活用が本格的に実現することを望みたい。

### 3 消費税等に係る事項

消費税の申告に係る基礎計算の計算書類等を閲覧したが、特別に意見を表明する事項はなかったため、本章以前において個別に報告はしていない。

なお、監査実施期間中の令和5年10月1日に適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が施行し、監査対象年度はその準備期間に当たる。インボイス制度施行後は、会計処理やインボイスの確認や保存等について多くの注意点が

存在すると思われるので、消費税に関しては今後の監査に委ねたい。

#### 4 P F A S の検査対応と結果について

一般財団法人三重県環境保全事業団の解説によれば、P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）やP F O A（ペルフルオロオクタン酸）は、フッ素を含んだ人工有機フッ素化合物（P F A S）で、フッ素系の撥水剤、防水剤、グリースなどに使用されている物質であるが、人体に蓄積する性質が指摘されている物質である。

また、平成 29（2017）年 6 月 14 日、R E A C H規制の制限対象物質リスト（付属書X V I I）が改正され、P F O Aとその塩及びP F O A関連物質が追加された。これにより、令和 2（2020）年 7 月 4 日以降、化合物として、P F O Aの製造と上市を禁止するとともにP F O Aが 25ppb を超えて含有する、またはP F O A関連物質が合計 1,000ppb を超えて含有する混合物や成形品の製造時使用と上市が原則禁止された。

日本では、平成 22（2010）年 4 月 1 日にP F O S又はその塩、令和 3（2021）年 3 月 10 日にP F O A又はその塩及び関連物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で定める第一種特定化学物質に指定した。

また、令和 2（2020）年 4 月 1 日より、水道水において、要検討項目から水質管理目標設定項目へ位置づけが変更された（令和 2（2020）年 3 月 30 日付け生食発 0330 第 1 号）。その目標値は、これら 2 物質の量の和として 0.00005mg/1（暫定：50ng/1）とされた。

（出典：一般財団法人三重県環境保全事業団「P F A S 及び関連物質分析のご案内」）

（注）上市とは、市場に出すこと、市販されること。（Weblio 国語辞典）

環境省が令和元（2019）年度に実施したP F O S及びP F O A全国存在状況把握調査において、県内では、四日市市の海蔵川で、102.3ng/1（P F O S、P F O Aの合計）が報告された。これを受けて監査人が北勢水道事務所に対するヒアリングにおいて、水道水の浄水場でP F A Sの検査を実施しているか確認したところ、令和 2 年度から企業庁の管理する 5 浄水場の原水、浄水のP F O S、P F O A検査を実施しており、いずれも 0.000005mg/1 未満であるという検査結果の報告書を、監査人は確認した。

## 第 5 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 参考資料

### 1 地方自治法施行令 第六十七条第三号 (抜粋)

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) (抜粋)

#### 第六節 契約

##### (指名競争入札)

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### 2 地方公営企業法 (抜粋)

地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号) (抜粋)

#### 第一章 総則

##### (この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

##### (この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

##### (経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

**(地方自治法等の特例)**

**第六条** この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に対する特例を定めるものとする。

**(企業管理規程)**

**第十条** 管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。

**第三章 財務****(特別会計)**

**第十七条** 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

**(経費の負担の原則)**

**第十七条の二** 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

**2** 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

**(補助)**

**第十七条の三** 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

**(出資)**

**第十八条** 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

**2** 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

**(長期貸付け)**

**第十八条の二** 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、

一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

#### (料金)

**第二十一条** 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

#### (剰余金の処分等)

**第三十二条** 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

#### (欠損の処理)

**第三十二条の二** 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

#### (資産の取得、管理及び処分)

**第三十三条** 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

### 第六章 雑則

#### (地方自治法の適用除外)

**第四十条** 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によ

ることを要しない。

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。

### 3 地方公営企業法施行令 第二十一条の十四 (抜粋)

#### 地方公営企業法施行令 (昭和二十七年政令第四百三号) (抜粋)

##### (随意契約)

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作さ

れた物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)

(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更

することができない。

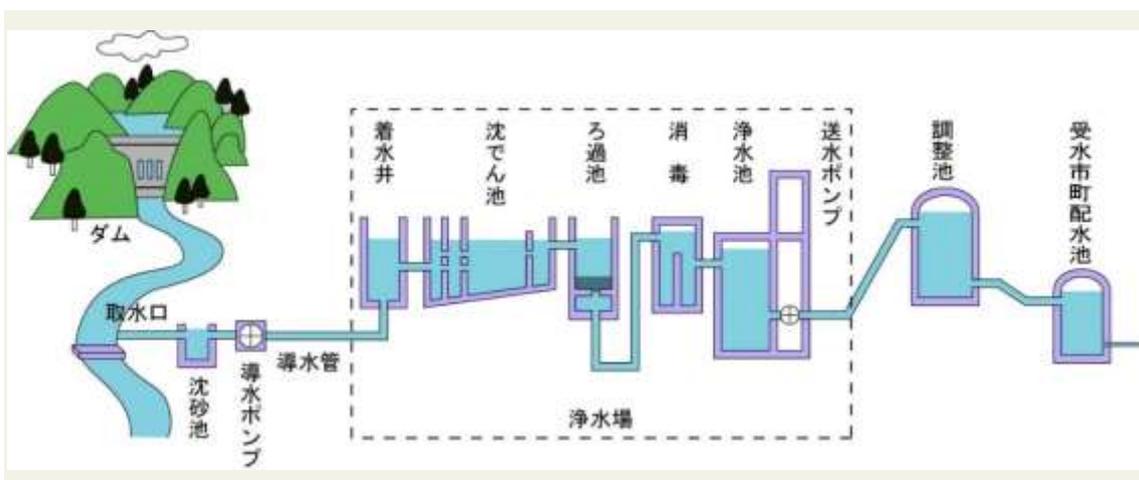
3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

## 4 水道用水施設と用語説明

(出典：三重県ホームページ)

水ができるまで



### 各施設の説明

- ダム  
川の水をせき止め、水道水のもととなる水（原水）を蓄えておきます。
- 取水口  
水道水のもととなる水（原水）を取り入れます。

- 沈砂池  
原水の取水に伴い、入ってくる砂を沈めたり、ゴミを取り除いたりする池です。
- 導水ポンプ  
沈砂池をとった原水を浄水場に送るために、沈砂池のそばに導水ポンプを設置しています。
- 導水管  
導水ポンプにてポンプアップされた原水は、導水管をとおり浄水場に届きます。
- 着水井  
導水施設を経て浄水場に到着した原水を最初に受け入れる施設であり、水流の勢いを弱め、沈でん池へ流入させる水量を調節します。また、原水の水質状況に応じて、薬品を注入します。
- 沈でん池  
原水にポリ塩化アルミニウムを注入してかき混ぜ、不純物の固まりであるフロックを形成させます。  
沈でん池ではこのフロックを沈めて水をきれいにします。
- ろ過池  
沈でん池の上澄み水を集めて砂の層を通し、沈でんしなかった小さなフロックなどをろ過します。ろ過砂についたゴミなどは定期的に洗浄して取り除きます。
- 消毒  
ろ過水に次亜塩素酸ナトリウムを注入して消毒します。
- 浄水池  
消毒された水は、市町へ送る量を調整するため、ここに貯えられます。
- 送水ポンプ  
市町の水道に水を送り出します。
- 調整池  
大きなタンクを設けて水を蓄え、市町の水道使用量に合わせて送水量を調整します。  
また、震災時の応急給水拠点としても機能します。
- 受水市町配水池  
三重県企業庁から受水している市町それぞれで大きなタンクを設けて、企業庁の水を受水します。  
(※三重県企業庁は用水供給事業者であり、各家庭への直接の給水は行いません。)

## 5 工業用水道施設の紹介と機能の説明

(出典：三重県ホームページ)

本項では工業用水道施設を例として水道施設を紹介している。水道水用施設は浄水場内の消毒施設で硫酸バンド以外に活性炭や次亜塩素酸等で飲料水に適した水に浄化しているが、その外の施設は同様の施設を有している。

### 1. 取水所

河川から、表流水や伏流水を取水する施設です。



千本松原取水所(桑名市・長良川)



安永取水所(桑名市・員弁川)



木造取水所(津市・雲出川)



新屋敷取水所(松阪市・櫛田川)

## 2. 沈砂池

沈砂池では、河川から取水した原水に混入している砂や、比較的大きなごみ等を除去しています。



野代導水ポンプ所(桑名市・長良川)の沈砂池    安永取水所(桑名市・員弁川)の沈砂池

## 3. 導水ポンプ所

河川から取水した原水を、ポンプで加圧して、高台にある浄水場まで届けるための施設です。



野代導水ポンプ所のポンプ設備

安永取水所のポンプ設備

## 4. 浄水場

浄水場では、薬品（硫酸バンド：凝集剤）を注入し、沈でん池で時間をかけてゆっくりと不純物を沈でん除去しています。なお、工業用水道では、上水と異なり、ろ過処理や消毒（滅菌）処理は行っていません。



沢地浄水場(桑名市・長良川)



伊坂浄水場(四日市市・員弁川)



山村浄水場(四日市市・木曾川用水)

## 5. 配水池

配水池は、給水量の時間変動を調整するほか、非常時にも、一定時間は給水量や給水水圧を維持するための施設であり、主に高台に設置しています。



垂坂配水池(四日市市)



あのか配水池(津市)



高茶屋配水池(津市)



大口配水池(松阪市)

## 6. 加圧ポンプ所

高台に位置するユーザーへは、加圧ポンプ所で加圧して給水しています。



大矢知加圧ポンプ所(四日市市)



長太加圧ポンプ所(鈴鹿市)

## 7. 流量(圧力)調整弁

流量調整弁は、ユーザーの水使用量の状況に応じて、流量や給水水圧を調整し安定的に給水するための施設です。



新羽津流量調整弁室(四日市市)

## 8. 配水管（水管橋）

浄水場で処理された水は、地中（主に道路）に埋設された配水管によりユーザーへ給水されます。

また、河川や鉄道等を横断するため、地上に露出した水管橋を架設しています。



配水管(φ900mm)布設状況



員弁川水管橋(桑名市)



鈴鹿川第2水管橋(四日市市)



安濃川水管橋(津市)

## 6 工事及び委託に係る入札結果の一覧

### (1) 三重県企業庁工事契約一覧表（令和4年度）

－契約金額 1,000 万円以上の工事契約－

(注) 本一覧表は三重県ホームページに公開されているデータから監査人が作成した。







工号	工種	工名	工種	入札結果										
													入札数	入札金額
78	電気	内線500V配電管工事(二)	電気	電気										
79	電気	内線500V配電管工事(三)	電気	電気										
80	電気	内線500V配電管工事(四)	電気	電気										
81	電気	内線500V配電管工事(五)	電気	電気										
82	電気	内線500V配電管工事(六)	電気	電気										
83	電気	内線500V配電管工事(七)	電気	電気										
84	電気	内線500V配電管工事(八)	電気	電気										
85	電気	内線500V配電管工事(九)	電気	電気										
86	電気	内線500V配電管工事(十)	電気	電気										
87	電気	内線500V配電管工事(十一)	電気	電気										
88	電気	内線500V配電管工事(十二)	電気	電気										
89	電気	内線500V配電管工事(十三)	電気	電気										
90	電気	内線500V配電管工事(十四)	電気	電気										
91	電気	内線500V配電管工事(十五)	電気	電気										
92	電気	内線500V配電管工事(十六)	電気	電気										
93	電気	内線500V配電管工事(十七)	電気	電気										
94	電気	内線500V配電管工事(十八)	電気	電気										
95	電気	内線500V配電管工事(十九)	電気	電気										
96	電気	内線500V配電管工事(二十)	電気	電気										
97	電気	内線500V配電管工事(二十一)	電気	電気										
98	電気	内線500V配電管工事(二十二)	電気	電気										
99	電気	内線500V配電管工事(二十三)	電気	電気										
100	電気	内線500V配電管工事(二十四)	電気	電気										
101	電気	内線500V配電管工事(二十五)	電気	電気										
102	電気	内線500V配電管工事(二十六)	電気	電気										

No.	抽出 案件	工事業名	工事内容	数門建設 事務所	銀行番号	予定価格(税 別)	再発注金額 /予定価格(税込 )	再発注金額/概 算金額(税込 )	積立率(予定 価格)	積立率(概 算金額)	積立率(再 発注金額)	積立率(再 発注金額/概 算金額)	入札結果				入札 方式	落 注 者 名	入 札 金 額 の 額 外 金 額	入 札 金 額 の 額 外 金 額 の 率	入 札 金 額 の 額 外 金 額 の 率	入 札 金 額 の 額 外 金 額 の 率
													入 札 金 額	入 札 金 額 の 額 外 金 額	入 札 金 額 の 額 外 金 額 の 率	入 札 金 額 の 額 外 金 額 の 率						
103	内庄110号利根管製作及び検査 工事(三期・日本その2)	利根管製作及び検査 工事一式	北勢水道 事務所	5004871	475,680,300	439,438,000	439,438,000	92.182%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	8	7	1	0	7	〇			
104	内庄110号利根管製作及び検査 工事(三期・日本その3)	利根管製作及び検査 工事一式	北勢水道 事務所	5006672	174,108,000	159,491,000	159,491,000	91.558%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	8	7	1	0	7	〇				
105	木造取水塔3号取水ポンプ分解点 検工事	ポンプ分解点検 工事一式	中勢水道 事務所	5006728	22,057,200	20,770,000	20,770,000	94.140%	100.750%	100.750%	100.750%	100.750%	1	1	0	0	-	-				
106	利根管取水塔1号、2号取水ポン プ分解点検工事	ポンプ分解点検 工事一式	中勢水道 事務所	5001079	36,710,100	34,924,000	34,924,000	95.122%	100.432%	100.432%	100.432%	100.432%	1	1	0	0	-	-				
107	管架電気汚水汚濁処理工事	電気汚水設備 一式	北勢水道 事務所	5001528	17,704,600	16,415,000	16,415,000	92.727%	104.545%	104.545%	104.545%	104.545%	1	1	0	0	-	-				
108	野伏津水ポンプ附3号埋水ポンプ 点検分解点検工事	ポンプ分解点検 工事一式	北勢水道 事務所	5002910	62,071,400	57,288,000	57,288,000	92.290%	107.527%	107.527%	107.527%	107.527%	1	1	0	0	-	-				
109	14期・14期水管理施設工事(三期)	水管理施設工事 一式	北勢水道 事務所	5002403	62,000,900	57,895,000	57,895,000	93.379%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	38	38	0	0	36	〇				
110	三滝川・三滝川水管理施設工事 (三期・二期特約)	水管理施設工事 一式	北勢水道 事務所	5002970	20,781,200	19,964,000	19,964,000	95.246%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	38	37	0	1	36	〇				
111	津台川水管理施設工事(三期)	水管理施設工事 一式	北勢水道 事務所	5003106	12,910,000	11,726,000	11,726,000	90.819%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	37	34	3	1	33	〇				
112	丸之内内了バード社公設改修工 事	外壁改修一式	中勢水道 事務所	5004112	16,854,800	16,021,000	16,021,000	95.119%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	41	38	3	1	36	〇				
113	当院給水管理施設工事(神坂 →長谷)	給水管理施設 一式	北勢水道 事務所	5001101	70,542,200	72,400,000	72,400,000	102.337%	-	-	-	-	3	3	0	0	-	-				
114	川越ポンプ所水管理施設工 事	水管理施設 一式	北勢水道 事務所	5002564	60,015,000	59,785,000	59,785,000	99.623%	100.276%	100.276%	100.276%	100.276%	1	1	0	0	-	-				
115	高家橋水管理施設工事(一期)	水管理施設 一式	北勢水道 事務所	5002418	147,736,000	135,047,000	135,047,000	91.420%	101.082%	101.082%	101.082%	101.082%	2	1	1	-	-	-				

## 6 工事及び委託に係る入札結果の一覧

(2) 三重県企業庁委託契約一覧表（令和4年度）

－契約金額 1,000 万円以上の委託契約－

(注) 本一覧表は三重県ホームページに公開されているデータから監査人が作成した。

三重県企業庁委託契約一覧表（令和4年度）

令和4年度履行にかかる契約金額1,000万円（税込）以上の全契約  
： 抽出案件

No.	抽出案件	業務名	執行機関	施工番号	千定価格 (税込2)	最低制限価 格/調査基 準価格(税 込2)	落札価格/最 約金額(税込 2)	落札率① ※契約金額 /千定価格	落札率② ※契約金額 /最長制限 価格	入札方式	入札結果	参加 数	入札 総 数	そ の 中 の 落 札 数	落 札 率 と 同 様	落 札 金 額 の 決 定 方 法	備 考
1	北勢水道維持管理業務委託（管 線保守等）	北勢水道 事務所	42903196	365,091,240	353,625,200	91.825%	100.000%	一般競争 入札	土木一式 工事	2	2	0	0	0	-		
2	北勢水道維持管理業務委託（天 日内配管理）	北勢水道 事務所	42903022	190,181,800	97,728,240	94.779%	102.977%	一般競争 入札	土木一式 工事	1	1	0	0	-			
3	北勢水道維持管理業務委託（汚 泥脱水機運転等）	北勢水道 事務所	42903780	359,080,600	332,297,000	94.812%	102.401%	一般競争 入札	機械器具 設置工事	1	1	0	0	-			
4	水沢浄水場ほか計装及び計装機 設備点検業務委託	北勢水道 事務所	43002009	84,038,740	75,630,400	96.947%	107.726%	一般競争 入札	電気工事	1	1	0	0	-			
5	北勢水道事業所管内分屯等電気 計装設備点検業務委託	北勢水道 事務所	43003285	105,510,400	94,954,720	90.415%	106.355%	一般競争 入札	電気工事	1	1	0	0	-			
6	津原浄水場計装及び計装機設備 点検業務委託	北勢水道 事務所	43004124	95,294,280	85,764,800	97.993%	108.894%	一般競争 入札	電気工事	1	1	0	0	-			
7	配水管路耐震設計業務委託（四 期・塩浜町の1）	北勢水道 事務所	50305524	42,015,600	34,925,000	82.923%	99.843%	指名競争 入札	総合評価 （加算）	7	4	3	0	0	-		
8	配水管路耐震設計業務委託（四 期・塩浜町の2）	北勢水道 事務所	50300868	19,697,700	16,291,000	82.765%	100.000%	指名競争 入札	総合評価 （加算）	7	4	3	0	0	-		
9	配水管路耐震設計業務委託（四 期・塩浜町の1）	北勢水道 事務所	50300842	24,374,900	20,297,000	82.901%	100.000%	指名競争 入札	総合評価 （加算）	7	7	0	0	2	-		
10	津原浄水場耐震設計業務委託（津本川 川口）	北勢水道 事務所	50300339	19,104,800	16,016,000	83.822%	100.000%	指名競争 入札	価格競争 入札	9	8	1	0	1	0		
11	津本ポンプ所詳細設計業務委託	北勢水道 事務所	50305028	75,320,300	62,106,000	97.849%	118.608%	一般競争 入札	総合評価 （加算）	2	2	0	0	0	-		新 着 期 行 番 号 50304739 期 行 番 号 50304741
12	津本管轄耐震設計業務委託	北勢水道 事務所	50304168	30,751,600	25,410,000	82.594%	99.957%	指名競争 入札	総合評価 （加算）	7	6	1	0	0	0		評 価 値 の 高 じ 2 社 で く し 落 札 価 格 で は な い が 4 社 の 同 額 （ 落 札 価 格 + 1 万 ）
13	沢地浄水場ほか除草業務委託	北勢水道 事務所	50400564	20,112,400	18,095,000	89.962%	100.000%	一般競争 入札	価格競争 入札	5	5	0	1	4	0		
14	伊賀・山村浄水場ほか除草業務 委託	北勢水道 事務所	50400881	46,781,900	42,416,000	90.665%	100.000%	一般競争 入札	価格競争 入札	10	10	0	2	8	0		

No.	抽出 案件	業者名	執行機関 事務所	施工番号	千石(価格 税込円)	最低制限価 格/最低単 價(税込 円)	落札価格/最 低単価(税 込円)	落札率① 落札金額/予 定価格	落札率② 安札約金額 /最低制限 価格	入札方式	入札形式	参加 数	入 札 枚 数	評 定 の 基 準	落 札 金 額 と 回 数	く じ で 落 札 決 定	コメント	
																		入札枚数
15		播磨浄水場江小川管渠業務委託	北勢水道事務所	50400896	14,381,400	12,406,000	89.950%	100.000%	一般競争入札	価格競争	土木一式工事	6	0	2	4	0		
16		北勢水道事務所管内配管カメラ設備調査設計業務委託	北勢水道事務所	50400911	20,960,600	17,281,000	82.485%	100.000%	指名競争入札	価格競争	土木関係建設コンサルタント	9	5	4	0	3	0	
17		相富調整池ポンプ・40件(四期・30件)	北勢水道事務所	50404016	19,276,400	16,126,000	83.653%	100.000%	指名競争入札	価格競争	地質調査	9	8	1	0	0	0	(17524000円(税込)の入札が5件)
18		播磨浄水場薬品注入設備改良調査設計業務委託	北勢水道事務所	50402180	16,755,000	15,466,000	92.463%	100.000%	指名競争入札	価格競争	土木関係建設コンサルタント	9	6	3	0	4	0	
19		北勢水道管内維持管理情報システム情報整備業務委託	北勢水道事務所						調査契約(新発注型)									
20		水尻浄水場江小川電気設備点検整備業務	北勢水道事務所	43002500	29,033,400	26,126,200	90.087%	100.000%	一般競争入札	価格競争	電気工事	1	1	0	0	0	0	
21		播磨浄水場電気設備点検整備業務	北勢水道事務所	43003545	33,977,760	30,578,140	90.315%	110.357%	一般競争入札	価格競争	電気工事	1	1	0	0	0	0	
22		北勢水道事務所管内電気設備点検整備業務	北勢水道事務所	43003783	51,457,820	46,310,520	90.000%	100.000%	一般競争入札	価格競争	電気工事	1	1	0	0	0	0	
23		北勢水道事務所管内配管管理及江小川浄水場管理業務委託	北勢水道事務所	3051001707 12150145	-	-	-	-	一般競争入札	総合評価		1	1	0	0	0	0	
24		北勢水道事務所管内配管業務委託	北勢水道事務所	3051001712 26130618	-	-	-	-	一般競争入札	最長価格		3	3	0	0	0	0	契約金額は税抜
25		水尻浄水場清掃業務委託	北勢水道事務所	3051001802 26142427	-	-	-	-	一般競争入札	最長価格		2	2	0	0	0	0	契約金額は税抜
26		北勢水道事務所管内配管業務委託	北勢水道事務所	3051002210 26101611	-	-	-	-	一般競争入札	最長価格		3	3	0	0	0	0	物件契約につき、概算単価は税抜
27		津町管理業務委託	中勢水道事務所	3051001707 11183326	-	-	-	-	一般競争入札	総合評価		1	1	0	0	0	0	
28		中勢水道事務所管内施設整備業務委託	中勢水道事務所	3051001712 21181000	-	-	-	-	一般競争入札	最長価格		3	3	0	0	0	0	契約金額は税抜
29		大湊浄水場施設管理業務委託(7月(土日休日、夜間))	中勢水道事務所	3051001709 25115957	-	-	-	-	一般競争入札	総合評価		2	2	0	0	0	0	
30		中勢水道事務所管内配管業務委託(管理)	中勢水道事務所	42905446	20,055,420	-	49.972%	-	一般競争入札	価格競争	土木一式工事	7	6	1	0	3	0	
31		中勢水道事務所管内施設整備業務委託(管)	中勢水道事務所	42903759	65,311,620	59,371,300	91.794%	101.14%	一般競争入札	総合評価	土木一式工事	1	1	0	0	0	0	
32		中勢水道事務所管内施設整備業務委託(管)	中勢水道事務所	42903751	88,010,680	86,765,200	99.989%	106.959%	一般競争入札	総合評価(併置)	機械器具設置工事	1	1	0	0	0	0	
33		高野浄水場江小川電気計装設備点検整備業務	中勢水道事務所	43003483	110,864,220	99,772,440	90.906%	107.679%	一般競争入札	価格競争	電気工事	1	1	0	0	0	0	
34		高野浄水場江小川施設整備等点検整備業務委託	中勢水道事務所	43003038	97,942,800	88,141,920	90.075%	109.420%	一般競争入札	価格競争	電気工事	1	1	0	0	0	0	
35		低川分水場江小川管渠設備点検整備業務委託	中勢水道事務所	43004028	43,271,840	38,936,440	90.910%	108.812%	一般競争入札	価格競争	電気工事	1	1	0	0	0	0	



No.	抽出 案件	業務名	執行機関	施工番号	千円(税除)	最低制限価 格/調査基 準価格(税 込み)	落札価格/最 低価格(税込 込み)	落札率① 落札率② 落札率③	落札率③ 落札率② 落札率①	入札方式	入札方式 落札方式	参加 数	入 札 数	評 定 数	之 次 の 最 低 単 価	落札金額と同 額	く じ で 落 札 決 定	コメント
53	10	多気浄水場ほか電気設備点検修繕	南勢水道事務所	43002094	65,273,440	59,637,800	64,235,660	96.927%	107.71%	一般競争入札	価格競争	1	1	0	0	-	-	-
54		南勢水道事務所管内無人組設置	南勢水道事務所	3003001801	-	-	10,000,800	-	-	一般競争入札	最低価格	4	4	0	0	0	-	契約金額は税抜
55		南勢水道事務所管内配管設備点検委託	南勢水道事務所	3003002212	-	-	12,424,896	-	-	一般競争入札	最低価格	3	3	0	0	0	-	-
56	11	多気浄水場ほか電気保全業務委託	南勢水道事務所	-	13,544,300	-	12,012,000	88.687%	-	随意契約	シール・ペーパー・ペンタマー等							
57		南勢水道事務所管内管内配管点検	南勢水道事務所	43005002	15,355,640	13,783,148	15,045,380	97.989%	109.105%	一般競争入札	価格競争	1	1	0	0	-	-	-



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---